

# 長野県の教育

## 2022 年度

長野県教職員組合連絡協議会

長野県教職員組合

長野県高等学校教職員組合

長野県私立学校教職員組合連合

信州大学教職員組合

長野大学教職員組合

長野県立大学教職員組合

長野市立高等学校教職員組合

# 目 次

2022 年度長野県教育研究集会に寄せて

2022年度県教研集会実行委員長 清水 幸広

記念講演「ウクライナについて考えつづける」

藤原 辰史

## I 課題提起

## II 各分科会報告

第1分科会 国語教育

第2分科会 外国語活動・外国語教育

第3分科会 社会科教育

第4分科会 算数・数学教育

第5分科会 理科教育

第7分科会 音楽教育

第8分科会 書写・書道教育

第9分科会 技術・職業教育

第10分科会 家庭科教育

第11分科会 保健体育教育

第12分科会 学校保健

第13分科会 総合学習・生活科

第14分科会 学校づくり・教育課程／第26分科会 高校改革・入試制度

第15分科会 生活指導(自立と自治の指導)

第16分科会 特別支援教育と障害児の教育

第17分科会 幼年期・低学年の教育と保育問題

第18分科会 青年期・定時制・通信制の教育

第19分科会 子ども・青年と進路

第20分科会 平和・人権と国際連帯の教育

第21分科会 教育条件整備

第22分科会 学校給食と食教育

第23分科会 環境・公害と教育

第24分科会 現代文化・図書館教育

第25分科会 不登校

第27分科会 学校社会におけるジェンダー平等を考える

※第6分科会 図工・美術教育

第8分科会 書写・書道教育 の両分科会は本年度休会となりました。

# 2022 年度長野県教育研究集会に寄せて

## — 今こそ、「自主的研修」の維持発展を —



2022 年度長野県教育研究集会 集会委員長 清水 幸広

コロナ禍の下、2022 年度の長野県教育研究集会が 3 年連続のオンライン開催の運びとなりました。県教連の企画推進委員の皆様、分科会役員の皆様をはじめ、関係者の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

さて、2006 年に政権の強い意向により導入され、さまざまな弊害をもたらした教員免許更新制がついに廃止されました。導入当初、この制度は現場で子どもたちの実態をもとに地道に教育実践を重ね、自主的な研修にとりくんできた私の尊厳を傷つけるものであると抗議の意思を表明して、免許更新を行わず、現場を去った先輩教員のことを思い出します。

その後 12 年を経て廃止はされましたが、「発展的解消」の名の下に、新たに教員の「研修の記録」と管理職による「研修の奨励」を義務づける制度が実施されようとしています。今、私たちは「研修」とは何かを問い直さなくてはなりません。

教員の研修は教育公務員特例法に規定される「権利」であり、何より自主性が尊重されなければなりません。管理職の「指導・助言」により、意に反して研修の強制が行われることになれば本来の趣旨に反します。

長野県教育研究集会は各地で地道にとりくまれた実践レポート等を持ち寄り、参加者による研究討議を通して実践を共有し、互いの実践力量を高める機会であり、まさに自主的教育研究活動そのものです。研修の強化により教員の管理統制が危惧される情勢を踏まえれば、県教研の意味はますます重要です。実践レポートをもとに旺盛に討議を行い、自主的な教研活動を継承発展させていこうではありませんか。

# ウクライナについて考えつづける

【講師】 藤原辰史さん

【プロフィール】 京都大学人文科学研究所准教授  
専門は農業史、食の思想史。

【著書】

『ナチス・ドイツの有機農業』（柏書房、2005年→新装版:2012年）、『カブラの冬』（人文書院、2011年）、  
『ナチスのキッチン』（水声社、2012年→決定版:共和国、2016年）、『稲の大東亜共栄圏』（吉川弘文館、2012年）、『食えること考えること』（共和国、2014年）、  
『トラクターの世界史』（中公新書、2017年）、『戦争と農業』（集英社インターナショナル新書、2017年）、  
『給食の歴史』（岩波新書、2018年）、『食べるとはどういうことか』（農山漁村文化協会、2019年）がある。小論「パンデミックを生きる指針」（2020年4月）がネットで話題になりました。



【講演要旨】

■はじめに

今日のテーマを「ウクライナについて考え続ける」としました。今起きていることをその場限りで考える刺激と反応のような思考ではなく、ロシアによる軍事侵攻が起きる前からそこにあり、またウクライナにとどまらない大きな問題を「考え続ける」ことを大事にしたいということです。

私は食べ物や農業を通じて考える「胃袋史観」、教科書に書かれない生活感覚から歴史を捉えたいと考えています。ウクライナ戦争やコロナ禍のような経済的・政治的変動を見る際の原則は、①攻撃される側の視点、②統治される側の視点、③「どっちもどっち」でもなく善悪二元論でもない視点、④大国史観でなく「間」に置かれた国や地域の視点に立つことです。

■プーチンはエイリアンではない

歴史家マーク・マゾワーは、著書『暗黒の大陸—ヨーロッパの20世紀』の中で「多くの人は認めたくないだろうが、国民社会主義※はドイツだけでなくヨーロッパ史の主流だ」と述べています。人種主義、優生学、計画経済、人間の生をテクノロジーに接続していくあり方等は、決してナチスドイツ由来ではなく欧米社会の「本流」から現れている。アフリカを暗黒大陸と呼んだ欧米こそが「暗黒」だったと捉えない限り、ナチズムの問題は考えられないとマゾワーは言います。そして、私たちの現在も「ヨーロッパの暗黒」の延長上にある。もう今日はこれだけ言って帰ってもいいぐらいな気持ちです（笑）。

プーチンがウクライナで行っているサイバー攻撃やドローン攻撃も、ヨーロッパ史の主流にしっかりと当てはまる。プーチンに対して「欧米的な人権概念を受け入れない」という批判がありますが、欧米の価値観に挑戦するプーチンが「欧米を真似ることでしか欧米に対抗できない」、その思想と世界観の貧困を批判する目線があってしかるべきです。

マゾワーは、バルカン半島から見ると全く異なる近現代史が描けるとも述べています。今、多くの人がウクライナを支援するNATO側を正義とみなしていますが、1999年旧ユーゴ紛争におけるNATOの空爆・民間人虐殺という、つい最近の歴史を誰も語ろうとしないのは大問題です。私たちは、中小の国や地域が目線で考えなければなりません。例えば台湾問題についても、「米中対立と日本」のような大きな物語ではなく、「本土の盾として軍事要塞化される南西諸島の暮らし＝沖縄戦の再来」として捉える視点が必要です。

※ナチズムは「国家社会主義」と訳されてきたが、近年の歴史学においては、国民が選択し生み出した体制であること表す訳語として「国民社会主義」が使われる。

#### ■ウクライナ現代史を知る

ウクライナはチェルノーゼム（土の皇帝）とも呼ばれる非常に肥えた土壌地帯です。昔からドイツもロシア＝ソ連も喉から手が出るほどここが欲しかった。ウクライナでは19世紀に民族主義が高まり、ロシア革命を機に独立運動が起きます。それを支援したのはドイツでした。ウクライナはドイツの武器が欲しい、ドイツはウクライナの穀物が欲しい—しかし第一次大戦でドイツが負け、ウクライナはソ連に組み込まれてしまいます。後に第二次大戦でドイツはウクライナを占領しますが、ウクライナ人から見れば、ある意味でヒトラーはスターリン支配からの解放者でした。その後、中東欧諸国は独ソの両体制によって何度も繰り返し蹂躪されます。こういう背景を知らなければ、ウクライナに実際にネオナチが存在することや、プーチンがゼレンスキーを「ファシスト」と呼んで煽る意味は理解できないでしょう。

また、ウクライナでは1932-33年に数百万人が犠牲となった「ホロドモール」という大飢饉が起きています。「農民帝国」を掲げたナチスにとって、ソ連領内で起きた大飢饉は格好の自己正当化プロパガンダのネタでした。今もウクライナ政府はホロドモールをソ連によるジェノサイド（民族虐殺）だったと位置付けています。私はジェノサイドではなかったと思いますが、ともかくウクライナとロシアの間には侵攻以前からホロドモールを巡る「歴史戦」が起きていたのです。日本における慰安婦問題もそうですが、政治に歴史が次々と動員される時代を私たちは生きています。

#### ■「構造的暴力」とウクライナ問題

もう一つ、メディアが報じないのは「ウクライナの問題は戦争だけなのか」という点です。元々ウクライナの経済状況は非常に悪く、平均賃金はロシアやベラルーシよりずっと低い。安い人件費を求めて欧米の外国資本が進出する一方、経済を支配する富裕層（オリガルヒ）がウクライナの政治体制を裏で動かしてきた。つまり、ウクライナは欧米経済の最低位に組み込まれてきたわけです。このような仕組みの中で、貧困や差別などの「構造的暴力」一ゆるくて長くて執拗な人権侵害や不平等が固

定化されてきました。中東欧諸国は欧米の性奴隷マーケットの供給源になっているとの指摘もあります。

「もはや奴隷制度は廃止された」という歴史観は間違っています。世界には今、農業奴隷や性奴隷など、身体を奪われた労働者が 2840 万人もいると言います。紛争地、とくに難民キャンプは奴隷ビジネスの格好の餌食です。私たちの生活もまた、奴隷労働が生み出す安い農産物に支えられています。そういう社会を変えていく覚悟を持たない限り、私たちはプーチンの戦争を心の底から批判することはできないと思います。

低賃金労働者は常に「西側」の問題です。コロナ禍で安い労働力が使えなくなっている中で、今回の戦争に対して欧米は不思議なテンションを示しました。例えば2月の侵攻直後、ドイツのショルツ首相は防衛費をGDPの2%に拡大すると宣言しました。これに軍需産業が一気に色めき立ち、メディアも新しい投資や軍事技術の近代化を興奮気味に報じました。軍需関連株は「買い」の状態。このような資本主義のあり方自体を批判するまなざしを持たないと、現在の世界は見えてこないのではないかと思います。

#### ■おわりに

ウクライナを考えることは、大国史観を捨てることです。また、地域の歴史を知らなければ現状認識は薄っぺらなものになります。それは「構造的暴力」を考えることにも通じます。そのようにしてウクライナを考え続けるためには、今ミャンマーで、台湾で、旧ユーゴで、シリアで何が起きているかを知る必要があるということです。

最後に、憎悪に満たされた地球に住む私たちが、しかしその中で戦争を食い止める方法を考えてみます。

希望となるのは、芸術や教育、例えば家庭科とか美術とか書道とか、そういう生活に根ざした表現だだと思います。なぜなら、文化や芸術・学問の世界では多様な国籍の人が混ざり合うからです。「他の人に頼らざるを得ない」というあり方から、いがみ合う以外の道を探りだしていく。それは私たち教育者に託された最大の可能性だだと思います。私たちは、世界で起こっている危機に対してかなり重要な位置にある。なぜなら教育者は子どもたちを教えるだけでなく、文化の担い手でもあるからです。

2022 年度  
県教研課題提起  
分科会課題提起

# 2022 年度 長野県教育研究集会

## 課題提起

### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大による第7波はこれまでにない流行となり、学齢期の児童生徒にも感染が大きく広がりました。学校現場ではこの間、学級閉鎖や休校が相次ぐ一方、子どもの学びを保障するため、様々な配慮や対策を講じながら教育活動をすすめてきました。ICT活用促進の世論も相まって、学校と家庭をオンラインでつなぎ、学級活動やホームルーム、授業等を行うことが増えてきています。また、これまで中止とされてきた学校行事が再開の方向に動く中で、儀式的行事や校外学習が簡素化されてきており、それがスタンダードとなる傾向が見受けられます。コロナ禍以前の学校に向かいつつある今、教職員の働き方改革の流れの中で、学校の主人公である子どもたちにとっての学びとは何かを改めて問わなくてはなりません。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻が続きその惨状が日々伝えられる中、私たちの見えないところで子どもたちの心の傷も深くなっています。その思いを受け止め、いのちの大切さ、戦争の無残さ、平和を守るための様々なとりくみを伝えていくことが求められています。「いかなる理由があろうとも人権が尊重されなければならない」という憲法の理念を実現する平和な社会を築くため、私たちの自主的かつ弛まぬ学びが今こそ必要です。県教研のスローガンである「平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」が示す意味と、教育現場における様々な課題を、研究・実践交流によって深め解決していく意義がここにあります。

2022年度の長野県教育研究集会開催に先立ち、私たち教職員の自主的研修をより実りあるものにしていくため、教育をめぐる情勢と課題について事務局より提起します。

### 2 格差社会における教育

「ヤングケアラー」の問題が注目されています。ヤングケアラーは「家族にケアを要する人がいるために、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子どものこと」と定義され、2022年4月に国が公表した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、中高生の20人に一人が「家族の世話をしている」との結果が出ています。

子どもが家族のケアのためにやりたいことができず、ケアを抱えて孤立したり、十分に休めず健康を損ねたりしている事例も多く、子ども自身の権利が守られているとは言えない状況もあります。

経済的困窮や社会的孤立など、家族の困難が複雑化する中で、子どもへの学習支援や居場所づくりが早急に求められています。

また、内閣府の調査によって、家庭の貧困が教育に深刻な影響を及ぼしていることが明らかになっています。「親ガチャ」なる言葉も登場し、自己責任論が求められる社会の中で、子どもの幸せを実現することへのあきらめ感も広がっています。こうした貧困家庭の増大は、経済的な面だけでなく、学力格差、子ども同士の関係、さらには生活の文化的側面を含めて広範囲に影響しており、社会の相対的な弱者である子どもたちの生活にも現れています。

貧困と格差から子どもと教育を守り、子どもたちの教育を受ける権利と保障をするために、給食費無償化などの保護者負担の軽減、就学援助制度の充実、給付型奨学金の拡充など、教育費無償化の流れを

確かなものとし、児童扶養手当の拡充や医療費窓口無料化などあらゆる場面で子育て支援をすすめることが求められています。

### 3 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置

管轄の異なる子ども政策を総理大臣の直属機関としての「こども家庭庁」に一元化し、教育を所管する文科省との連携を図りつつ子ども支援を推進することを目的とした「こども基本法」が成立しました。組織の縦割りを一定排除しつつ、子どもと家庭が抱える課題に対する支援を一元的に集約し、子どもの視点に立った政策推進を行うことを明確にしていることは評価できますが、「家庭」の過度な強調により、子育ての自己責任を各家庭に迫る懸念があること、「ハイリスク家庭へのアウトリーチ支援の充実」が家庭への介入となり、プライバシー侵害を引き起こしかねないこと、「こども・家庭支援のためのデータベースの構築」により、必要のない個人情報までもが蓄積・収集され、利活用される懸念があること、子育て予算を倍増する方針を示しつつも、財源確保が努力事項にとどまっていること等、問題点も数多く残されています。

また、子どもの権利について総合的に規定した「こども基本法」は、日本国憲法や児童の権利条約の精神に則り、すべての子どもを対象として、自立した個人としてその権利の擁護が図られていること、「こども」に規程上の年齢制限はなく、虐待被害者やヤングケラー、児童養護施設の子どもたちが継続して支援を受ける運用が可能であること、子どもを権利の主体として位置づけ、意見を表明し社会に参画する権利が法律に明記されていることなどが大きな意義ですが、行政から独立した立場で、子どもの権利擁護を推進する第三者機関「子どもコミッショナー」の設置が見送られたことや子ども投資に関する財政措置の規定が曖昧であることが大きな問題です。

この2つの法案は表裏一体であることから、それぞれの法律に基づく施策のあり方を今後注視していくとともに、「こども家庭庁設置法」に明記された「全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること」に基づいて、従来の政策を検証し、是正させていくことが求められます。そして、社会全体が子どもを権利の主体として認められる社会となるよう運動を続けていくことが必要です。

### 4 「生徒指導提要」改訂

生徒指導の共通理解を図り、組織的・体系的にとりくみをすすめる基本書として作成された「生徒指導提要」の改定案が9月に文科省より示されました。文科省の正式文書として初めて「子どもの権利条約」を参照規範として位置づけ、子どもの主体性を軸に置く基調に変化したのが特徴です。

この間、国連子どもの権利委員会が4度にわたって改善勧告を行うなど、日本に対して権利条約の求める社会実現の重要性を問いただしてきましたが、教育行政文書に明確に位置づいた意義は大きいと言えます。また、昨今報道等で大きく取り上げられている「校則問題」については、校則の可視化や改廃手続きの明文化などが示されており、子どもの権利条約の視点をベースに積極的に提要が活用されることが望まれます。

一方で、この提要（案）が打ち出している「複数職種との連携」や、児童福祉で行われてきたような「ケース会議での継続的対応」といった組織的支援は、学校の人員増を含めた学校の働き方改革をすすめなければ実現不可能です。子どもの権利条約の理念を実現するためにも、教職員の配置増を求める等のとりくみをすすめることが必要です。

### 5 次期教育振興基本計画

2006年の「改正」教育基本法に第17条「教育振興基本計画」が新設されたことを受け、文科省は現在、中教審に対して次期教育振興基本計画（2023～2027年度）の策定を諮問しています。

諮問の内容によれば、計画の策定にあたり、超スマート社会（Society5.0）やWell-being（ウェルビーイング）といった、「望む未来を私たち自身で示し、創り上げていくことが求められている時代」において、デジタルとリアルの最適な組み合わせの観点からコロナ後の教育のあり方について検討が必要であること、また、共生社会を実現していく上で、学習者視点に立ち、誰一人取り残されない一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せを実現する制度のあり方を考えることが必要であると示されています。

一方、長野県においても次期長野県教育振興基本計画（2023～2028年度）を策定する段階にあります。長野県教育が目指す姿を「個人と社会のWell-beingの実現」と定め、有識者会議による議論が行われており、「探究的な学び」をキーワードとして施策の具現化がすすめられています。

国や県が策定するこれらの計画は、現場実態を踏まえずに私たち教職員の思いを置き去りにしたまますすめられることが危惧されます。また、子どもの多様化、教職員の多忙化の下でこの計画が形式的に決定されてしまうことや、各種指標に基づいて成果の測定が行われることによって、教育課題への画一的、対処療法的な対応が一層求められる懸念があります。

教育は、様々な視点からの意見反映がなされることでより良いものとなります。子どもとともに過ごす私たち教職員の現場目線での意見を反映させるよう、とりくみをすすめていきましょう。

## 6 学習指導要領完全実施

学習指導要領が小中高校ともに完全実施となりました。「主体的・対話的で深い学び」を重視しつつ指導内容は削減することなく指導方法や評価にまで言及していること、「資質・能力」をスキル化して提示し人格の形成を国や企業が求める「資質・能力」へと統制しようとしていることなど、多くの問題を含んでいます。

私たちは、子どもたちが主体となる社会参加・政治参加をめざし、幅広い人々と共同して民主的な対話と討議を通して変革していく主権者としての「学び」のあり方を追求していくことが求められています。

### （1）「資質・能力」ベースのカリキュラムと向き合う

急激な社会的変化と予測困難な未来像のもと、どのような社会になっても対応できる「〇〇力」という名をつけて目標化すれば教育を通して形成可能であるかのような論調には注意する必要があります。

一方、「資質・能力」を重視する動きは、学力テスト体制のもとでの「学力向上→教科の授業改善」という矮小化された図式を問い直し、教科外活動も含め、カリキュラム全体で子どもたちの「人格の完成」をめざす可能性をもつものとみることができます。

そのためには、学習指導要領が示す「資質・能力」に対して、私たちがめざす社会像や人間像を改めて議論し、教育実践にあたる必要があります。

### （2）学校で保障すべき「学力」とは何かを考える

私たちは文科省の示す「資質・能力」に矮小化するのではなく、子どもたちの実態や課題を掘り下げの中で子どもたちに必要な「学力」を検討しなければなりません。子どもたちに必要な「学力」は、教科学習だけで実現できるものではなく、教科外の活動も含め、つまずきやトラブルを他者との共同によって乗り越える経験が、子どもたち主体の「学び」や主権者としての力につながる「学力」を育みます。それを保障するには、教師側にもつまずきやトラブルを見守る余裕が必要であり、それを支える教職員同士や家庭・地域の共同なくしては生まれません。子どもが表出する姿の背景を丁寧にとらえ、人々

の共同の中でとりくむ学習を多様に展開していきましょう。

### (3) トップダウンに抗するボトムアップのカリキュラム編成を

学習指導要領が「教育課程の大綱的基準」であることや「教育課程の編成権は各学校にある」ことは周知の事実です。そして「各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かし」、「児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力し」とうたっていることをとらえて、私たちは子どもたちの実態や課題を掘り下げるなかで展望をもち、日々の地道な試行錯誤をしながら、教育課程づくり・授業づくりをしていきましょう。

また、現在、指導と評価の一体化によって授業づくりが一層難しさを増し、現場の創意工夫の余地を奪っているのも事実です。これらの問題と合わせて、教育条件整備の早急な改善を求めていくことも必要です。

## 7 GIGAスクール構想と授業のICT化

GIGAスクール構想による一人一台端末の導入とともに、「教育DX（デジタルトランスフォーメーション）」の必要性が謳われるようになりました。「Society5.0に実現に向けた人材育成」政策が教育のデジタル化とともに急激に推しすすめられ、「教育データ利活用ロードマップ」も発表されています。内閣府や経済産業省を含めた政府総がかりによる施策の推進で、学校の姿が大きく変えられてしまうのではないかと危惧する声も広がっています。

現場ではすでにICT活用をめぐる研究等がすすめられていますが、同時に進行している「教育データ利活用」の施策は、蓄積される必要のない様々な子どもの情報が積み上げられ、それが市場に利用される危険性が指摘されるとともに、教育格差がいつそう拡大する要因となることが懸念されます。

また、教職員の働き方改革の名の下に、ICT活用を習得するための研修やICT活用の準備に多くの時間を要し、かえって多忙化を招く状況となっています。ICTを活用する能力が教師の一専門性として評価されたり、授業で一律にICTを活用することが求められたりし、今まで大切にされてきた教材研究を行う時間や教職員同士での子ども観の語り合う場が奪われています。ICTの活用が目的とならないよう、何のために活用するのか、どのように活用していくのかを今一度考えることが必要です。

さらに、教育のICT活用の加速にともなう子どもの心身の健康や発達段階に及ぼす影響について注視する必要があります。「子どもとメディア信州」による「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート結果」では、「利用の長時間化、電子メディア機器の活用方法の多様化が進んでいることから、学校・市町村・保護者が児童生徒の利用実態を把握し、一人ひとりを見守っていくことが必要」と総括するとともに、「スマホの個人所有が進むにつれ、SNSや買い物等での使用が進んでいることから、発達段階に応じた情報モラル教育や人権教育等を行うことが必要」と明記しています。

GIGAスクール構想による様々な影響が懸念されている今、これらの問題点を含め、個人情報流出や学習データ蓄積の問題、保護者の教育費負担増大や地域格差の問題、メディアリテラシーやデジタルシティズンシップ教育の必要性の観点から、議論と実践を広げることが求められています。

## 8 「生命の安全教育」と「包括的性教育」

コロナ禍で、望まない妊娠や性的虐待が増えるとともに、性暴力によって子どもの心が奪われている現状があります。

2020年度に児童相談所が受けた虐待相談のうち性的虐待に関するものは2245件、また、2021年に児童買春事犯等の被害児童数は1504人となっています。これは、毎年500人に1人は性犯罪・性的虐待

の被害にあっていることとなります。

一方、教育に関わっては2021年6月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が国会で成立するとともに、学校では2023年度から「生命（いのち）の安全教育」が始まります。2021年度には教材と指導の手引きの公表とともに実証を通じた指導モデルの作成が行われ、2022年度にはそのモデルを展開、そして2023年度から全国の小中高校において本格実施となります。

文科省はこの「生命の安全教育」については「性教育」ではないと強調していますが、「性暴力の当事者にしない」と言いつつも性の安全教育としていないところに大きな問題があると言わざるを得ません。性暴力への予防の文脈を強調した指導は、子どもに姓をネガティブにとらえさせ、被害者が一層孤立することになります。ユネスコは「子どもたちが生まれてから死ぬまでの障害を通じて、自分たちの権利を守るということを理解し励ますこと」等の「包括的性教育」にとりくむことを提唱しています。多様な性の尊厳を学ぶことは人権学習の本質につながります。それを実現するための「包括的性教育」の早急な実施が求められています。

## 9 不登校の現在

文科省が示した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、2020年度の不登校は1000人あたり小学校で約10人、中学校では約40人であり、30年間で約3倍に増えています。一方で、2018年に日本財団が行った調査報告では、年間30日未満の不登校傾向の小中学生は文科省調査の3倍になるとまとめています。

長野県においては、県教委による2022年度の調査結果から、不登校の児童生徒はここ5年、増加の一途を辿っています。気がかりなのは、不登校になってもどこにも誰にも相談できない子どもたちが3人に1人の割合に上っていることです。県教委は全小中学校にスクールカウンセラーを、また、教育事務所にはスクールソーシャルワーカーを配置していますが、実際の相談件数が減少していることから、実効性のある対策になっているとは言えない状況です。

2016年に「教育機会確保法」が制定されて以降、全国的には夜間中学の公設化や適応指導教室の民間委託、公教育とフリースクールとの連携強化などもすすめられています。このように多様な教育形態が広がっていく中で、学校が子どもたちの多様性を受容して支える場所になっているのかが問われています。学習指導や生徒指導の中で「学校スタンダード」に象徴される一律・一斉の教育方法や、国連子どもの権利委員会が勧告している「高度に競争的な教育環境」について改めて考え直す時にきているのではないのでしょうか。

## 10 新たな研修履歴管理制度と自主研修

教員研修の記録作成を新たに義務付ける「教育職員免許法」及び「教育公務員特例法」（以下、教特法）の一部を改正する法律案が5月11日の参議院本会議で可決成立しました。これにより、2009年4月に導入された教員免許更新制は7月1日の改正法施行に合わせて廃止されましたが、その一方で、新たな研修制度が2023年4月に始まることとなります。教員の「研修履歴の記録」を教育委員会や学校管理職等に義務付けるとともに、研修の指針を改訂し、新たに特別支援教育やICTデータ利活用を教員が持つべき資質・能力の柱に加えることと合わせ、具体的な研修の姿を示すガイドラインも示されました。

改正教特法は、単に研修受講履歴を記録するだけでなく、記録をもとに校長による研修受講の奨励を含めた指導助言が行われるとされており、これが恣意的に運用されれば「研修の強制」になりかねず、承認研修などの自主的研修がないがしろにされる懸念があります。また、期待されている水準の研修を

受けていると認められない場合は職務命令による研修の受講も想定されていることから、教員の人事評価や管理統制につながることも危惧されます。

そもそも研修は、教員の権利です。教特法第 22 条には「研修を受ける機会があたえられなければならない」「勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定められ、自主的に研修することを保障しています。また、2016 年に出された改正教特法の付帯決議には、画一的な教員像を求めるものではないことや、研修計画策定にあたって更なる過重負担を招かないようにすることが明記されています。

教育行政は、教員の裁量権を保障する観点から、教員が自ら求める自主的研修をはじめとする日々の実践、教育活動による学びを最大限尊重すべきであると考えます。そして、あくまで研修の主体は教員であり、教育行政が負うべき責任は研修機会の確保であるという点から、研修が正規の勤務時間内に実施されるようにすることや研修記録を人事評価とつなげないことなどを明確にさせる必要があります。

私たちはこれらの教育施策に対峙する専門職としての自主性を発揮し、それぞれが抱える課題を持ち寄り学び合う研修の充実をすすめるとともに、教職員の管理統制につながる研修の押し付けを許さないとりくみをすすめていくことが必要です。

## 11 学校統廃合と高校再編

高校教育に改革の波が押し寄せています。「偏差値輪切り」を改めることを謳った大学入試改革と合わせ、教育産業が高校教育に深く食い込む余地を開いています。

県教委は 2022 年 5 月に県内公立高等学校の「再編整備計画【3次】(案)」を公表し、7月から9月にかけて県内各地で住民説明会が行われました。

この説明会は、【3次】(案)の再編に関わる地区が対象で、本再編整備案が「集約化」と「効率化」を打ち出す「第2期再編」の総まとめの位置づけとなっていますが、統合で通学が広域化することによる生徒の身体的負担や保護者の通学費の負担増など、懸念される点等についての議論が十分に行われたとは言えず、スケジュールありきの拙速なすすめかたであるとの声も寄せられています。

また、住民説明会の参加者数を見る限り、小中学生とその保護者をはじめとする県民の関心が高いとは言えない状況です。県教委は高校再編整備計画に関わる説明動画を YouTube で公開し、小中学校を通じてその内容を周知していると述べていますが、果たしてそれで説明になるのか疑問です。公開動画の再生回数も累計で約 3000 回を超えていますが(2022 年 10 月現在)、県下に 15 万人の小中学生がいることを考えると、とても説明をしているとは言えない状況です。生徒の学ぶ権利を保障し、学習の主体と位置づけ、新しい時代の担い手として送り出すための高校教育課程づくりが今こそ求められています。

一方、小中学校の統廃合も加速していますが、特に小中一貫校については、中学校学習内容の小学校へのスライドによる子どもの負担、大規模校化によるきめ細かな対応の不足、小中教員の相互乗り入れによる負担増加・多忙化などの問題が起こっています。学校は地域コミュニティの拠点であり、統廃合については学校・保護者・地域住民の声を十分に踏まえた検討と合意が必要です。

## 12 教職員の勤務実態と教員不足

教員の未配置問題が年々深刻化し、全国各地の学校現場の厳しい実態が報告されています。2022 年 1 月には文科省が初めて教員不足の調査結果を公表しましたが、「年度当初から担任がいない」「産育休の代替がいない」など、かつてない大変な状況が生まれています。

また、本年度県教組が行った勤務実態調査結果では、6月の超過勤務時間の月平均が 80 時間 52 分となりました。この水準は 2006 年度以降変わらないままです。また高教組による同調査でも、超過勤務時

間が 62 時間 25 分となり、依然として厳しい状況です。

本年度、文科省でも教職員の勤務実態調査が行われていますが、同様に厳しい結果になることが予想され、教職員が肉体的にも精神的にも追い込まれている実態が浮き彫りになるのは想像に難くありません。文科省が公表した調査によれば、うつ病などの精神疾患で休職した教職員は 2020 年度 5,180 人で、過去最多となった 2019 年度 (5,478 人) よりは少し減少したものの、依然として高止まりの状況が続いています。また、長野県下の公立学校教職員の 2020 年度療休休職者は 262 人で、このうち精神系疾患者の割合は 55% に上りますが、これは 2001 年度の約 2 倍の数字です。

このような中で、ようやく世論が教職員の異常な働き方に注目し社会問題化するとともに、改善に向けた動きが出始めていますが、教職員の増員をはじめとする国や自治体の実効性ある対策が遅々としてすすまず、現場の負担は増すばかりです。教育諸条件を解決するための具体的な働き方改革を求めらる中で、学校現場の実情を率直に訴え、超緊縮減が実効あるものとなるよう要求していくことが必要です。

### 13 特別支援教育の動き

2021 年 9 月、「特別支援学校設置基準」が制定されました。この設置基準は、学校を設置する上での最低基準であり、今後、特別支援学校で学ぶ子どもたちの教育条件の改善を図る土台となるという意味で大きな意義があります。

しかし、制定された基準は十分なものではありません。在籍児童生徒数の上限が規定されていないため、すでに過大となっている学校での教室不足は常態化したままであり、引き続き基準の見直しや教室不足の解消をめざす運動が必要です。

教育条件の問題は、特別支援学級や通級指導教室等も同様です。2022 年 8 月、文科省は、特別支援学級に在籍する児童生徒については、「原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において授業を行う」ことなどを「適切な運用」として求める通知を発出しました。子どもの実態に応じた指導体制の条件整備が整わない中でこうした機械的な「目安」に基づいた運用を行えば、その子にとって必要な支援のもととなる制度的基盤を欠いたまま学校に通う子が増えることとなります。

こうしたことから、行き届いた教育条件を整え、必要な教員配置等を求める運動を続けていくことが必要です。

### 14 討議と研究の視点

長年にわたる教育研究集会の研究の成果を踏まえ、県下各地の教育研究・教育実践に学び、次の観点から分科会での討論を深めましょう。

#### (1) 「子どものいま」をとらえてその背景を探ろう

子どもの貧困と格差、デジタル機器への依存、児童虐待・性暴力、不登校など、子どもを取り巻く環境や子どもたちから表出する言動は様々です。環境が子どもたちに与えている影響、子どもの姿や行動に表れている事象の背景は何か。そして、子どもたちが抱える生きづらさはどこからくるのかを議論の中で明らかにしましょう。その中で、子どもに寄り添い、励ます教育実践を交流しましょう。

#### (2) 子どもの「学び」について語り合おう

学習指導要領には、育成すべき「資質・能力」や「主体的・対話的で深い学び」が協調されています。これは子どもたちのためのもではなく、国や企業が求めるグローバル人材の観点からの教育課程編成をめざすものです。私たちがめざす、人生を生きる主権者としての子どもの成長・発達のために何が必要なのか、教育課程の自主的な編成、授業実践について討論し、研究を深めましょう。

**(3) 憲法・子どもの権利条約の理念を生かした学校づくりのあり方を討論しよう**

憲法や子どもの権利条約の理念を生かした授業づくり、学級づくりはどうすればよいのか。参加と共同の開かれた学校づくりについて討論し、実践を交流しましょう。

## 課題提起

### 1 はじめに

膨大な虚言が真実を覆い隠し、無法な暴力が無辜の人々に塗炭の悲痛を与え続けている。

「ネオナチのウクライナ政府によって虐げられてきた人々を保護する」という名目で、露大統領ウラディミール・プーチンが「特別軍事作戦」と称した侵略戦争を開始し、8か月が経過した。

虚言によって真実が覆い隠され、暴力が跋扈する事態のなかで、言葉の持つ力をどう取り戻していけばいいのか。ヒューマニズムのもとでの人々の連帯や協同をどう強めていけばいいのか。

10 日本では、国語力を喪失したことで、考える習慣や言葉によって構築される想像力を失って暴力行為に走らざるをえなくなる若者たちの衝撃的な現実を、石井光太氏が『ルポ 誰が国語力を殺すのか』（2022年7月 石井 光太 文藝春秋）が取材している。石井は、「国語力」について、「社会という荒波に向かって漕ぎだすのに必要な「心の船」だ。語彙という名の燃料によって、情緒力、想像力、論理的思考力をフル回転させ、適切な方向にコントロールするからこそ大海を渡ることができる。」とし、その回復の試みを紹介する。その中で、元教員の末次則子氏の次のことばを紹介する。

「文科省も、学校も、親も、みんな結局は成果主義なんです。すぐに形として表れる結果ばかりを追い求めつづけている。だから、もっともっとという具合に新しいことをやろうとする。国語力を育てることって成果主義とは真逆で、目に見えないものなんです。一つの詩を丹念に読み込んで感動の涙を流しても、テストの点数に結びつかないし、資格を取得できるわけでもない。でも、そうやって内面で育ててきたものがあるからこそ、何十年か先に誰も想像しなかったような素晴らしい人間性を持てるようになるんです。」

### 20 2 新指導要領国語をめぐる課題・2年目を迎えた共通テスト

高校の各校国語研究室には、新学習指導要領にもとづく「現代の国語」や「言語文化」に続き、新たに「論理国語」「文学国語」「古典探究」「国語表現」の教科書見本が教科書会社からそれぞれ学校の国語科に届けられ、様々な検討を経て、来年度から使用する教科書が決定した。

30 新聞報道（「文学と論理、区別に疑問の声 小説と評論を併記…文科省が修正要求」 朝日新聞 2022年4月10日）によると、3月に公表された高校国語の教科書検定の過程に対し、教科書会社から疑問の声が出たという。同じ教科書に評論文と小説の両方を載せたところ、文部科学省から再三、削除や修正を求められたからだ。その背景には、昨年、文科省の担当者が学習指導要領解説の説明会で「現代の国語に小説が入る余地はない」と説明していたにもかかわらず、第一学習社が「現代の国語」に「羅生門」などの小説5編を入れたにもかかわらず大きく問題視されることなく検定に合格、検定合格の17冊のなかで、その1冊が占有率16.9%でトップとなり、載せなかった教科書会社から批判が続出。文科省は「今後は一層厳正な審査を行う」と釈明したということがある。

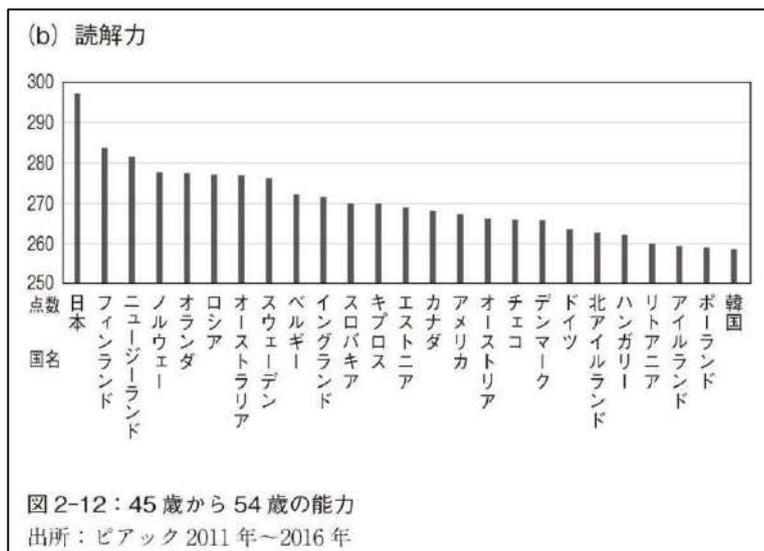
ある教科書会社の編集者は、「問題の根源は学習指導要領で論理と文学を対立してとらえ、そもそも不可能なはずの線引きを導入したことにある。指導要領をもっと緩くしないと、民間の会社の創意工夫は生かされない」と述べているという。この問題意識は、私たち現場の教師と重なる。

共通テストも2年目を迎えた。昨年の第1回の共通テストの出題のあり方に、紅野謙介氏は、共通テストの問題文は、複数資料と架空の人物による対話形式から構成されているが、実際には、各資料をまたぐ「構造的な読み」は必要なく、傍線部の前後の文を押さえ、それと異なる選択肢を除けば正答にたどり着け、複数資料は、「目くらまし」の役割しかない。用意された選択肢の中から、問題文の内容と合致するものを見ていけば、正答にたどりつけるというものだと断じ、「共通テストを支えている思想は、

実は『主体的・対話的で深い学び』とはまったくかけ離れた発想によって貫かれている。どこにも主体性や対話がないにもかかわらず、あると言いつける。生きた言葉の使い方を教えるはずの教育の場面で、すさまじい言葉の頹廃が広がりつつある。教育改革の名のもとに展開されているのは、社会の隅々で言葉成形骸化し、価値を引きずり下ろす悪意に満ちた言語観である。」と述べていた。（「共通テスト「国語」の分析と批評」青土社 現代思想 2021年4月号）

本年度実施の共通テストも基本的にはこの域を出ない。紅野氏は、複数テキストを使用しなければならないという縛りで、出題されるテキストが限定され、設問も平板なものになり、対話形式やノート、メモを媒介とした設問形式の縛りもかなりテスト作成者を苦しめているのではないかと指摘する。

#### 4 データーから見えてくる日本の教育のよさ



今回の指導要録改定の柱は、「対話的で深い学び」というキーワードである。この言葉は、もともとは、アメリカの大学レベルの教育政策である「アクティブラーニング」が淵源で、当初は「アクティブラーニング」という用語が先行して使用されていたが、様々な批判が予想以上の規模で湧きおこるなかで、置き換えられた用語である。

こうしたアメリカの教育政策を高く持ち上げ、国際比較のなかで、日本の教育を貶めトップダウン式に教育現場の統制を強化しようとする教育行政のやり方に近年多くの疑問符が付されている。

小松光・ジェルミー・ラプリー共著『日本の教育はダメじゃない —国際比較データで問いなおす』（ちくま新書 2021年2月）は、文科省が指導要領改訂の拠り所とした PISA のデータも駆使しながら、そうした教育行政のあり方に一石を投じている。

著者らは、「ピザやティムズの結果に一喜一憂するという態度は、あまり好ましいものではありません。」としつつ、様々なデータを同著のなかで検討しながらデータの中から次のような傾向を読み取る。

① 日本の子どもたちは、基本的な知識という点では世界トップクラスである。

② 知識を創造的に使うという点でも、数学と理科については、世界トップクラスである。ただし読解については数学や理科より劣り、先進国の平均的なレベルである。

③ 創造性を現実的な問題解決に活かす能力は、世界トップクラスである。

④ 学力格差に関して、基本的な事項を理解していない子どもは少ない。ただし、学力には社会階層の影響が認められ、他の先進国と同程度に不公平な社会である。

⑤ 大人になったときの能力は、世界トップクラスである。

⑥ 学力の一貫した低下傾向は認められない。

そのなかで、⑤については、左図に示す、PISAと同じOECDの調査であるPIAAC（国際成人力調査）調査の結果を示しながら、「新しい学力観」が提示される1980年代末より前の教育を受けている大人世代の学力が高いことに着目し、「なるほど、旧来の日本の授業は一斉授業だったし、先生が授業をリードしていたかもしれません。見た目は古臭いかもしれません。ですが、スティグラーの調査やピアックの結果からすると、どうやらこの古臭く見える教育は子どもたちの創造性を育むことに成功していたようなのです。ここから学ぶべき教訓は、見た目に騙されてはいけないということかもしれません。私たちは大丈夫でしょうか？いま、アクティブラーニングが導入されつつあります。子どもたちが授業を受動的に聴くのではなく、自ら活動することを通じてアクティブに学ぶ。カッコいいですね。ですが、自ら活動することで、見た目だけでなく、子どもたちの頭の中もちゃんと「アクティブ」になる保証はあるのでしょうか？」と述べる。

同著では、こうした日本の教育レベルの高さについて、着目して、米国の教育と比較研究をして、その研究成果を1990年代に、ベストセラーとなった『学びの差異』『教への差異』という2冊の本にまとめた、ジェームス・スティグラーの研究を紹介している。

それによると、日本の教育レベルの高さを支えているのは、日本の小中学校の先生方が行っている「授業研究」という手法で、それが授業の質（図2-11）を高め、教え方の改善に大きく役立っているというのが、スティグラーの主張だ。

## 5 観点別評価導入にかかわって

20 新学習指導要領の実施にともない、観点別評価制度が今年度から高校現場へ導入され、すべての教育現場で観点別評価が実施されることになった。

西尾<sup>おきわ</sup>理氏（「観点別評価の学校教育への導入に関する考察」都留文科大学研究紀要 2019/10）は、そもそも観点別評価のベースとされる、形成的評価は、授業改善を目的としていて、成績づけには使用されないもので、その評価にはそれほどの公正性は必要ないという。私たちも日々、今日の授業では、生徒の集中力がなかったな、次はこうしてみようと、反省や改善を繰り返し替えている。ところが、そのような授業プロセス改善のための教師側サイドの評価を、結果である生徒の学力としての評定とつなげてしまったことで、どうしても客観性を担保せざる得なくなっているところがそもそもの問題点であるらしい。

西尾氏は、次のように観点別評価の弊害を指摘している。

- 1) 授業内容が評価に規定され、評価しやすくするために授業内容が薄っぺらなものになってしまう。
- 30 2) 本来、教えるべき教材の内容の準備より評価基準に時間が取られてしまう。
- 3) 結果の評価ではなく過程の評価であるため「客観性」、「公正性」、「公平性」、が著しく阻害され、生徒・保護者との信頼関係を損なう懸念がある。
- 4) 教師の負担が大きい。

すでに導入されている小中学校の現場では、先生たちが、リストアップされた評価の観点を、すべての材料を根拠に判断するのはほぼ無理で、勘でやっているのが実情だという嘆きの声も紹介されている。

観点別評価については、評価に時間を取られ、教材研究や児童・生徒に向き合う時間を奪われないよう、弊害が児童・生徒たちに及ばないような配慮が求められる。

## 6 現場での授業づくりをどうすすめていくか

新指導要領国語の改訂の中心人物の一人である大滝<sup>かずのり</sup>一登視学官は、「選択科目の標準は2単位はなく

4単位ずつで、選びたい科目の全てを取る余裕がないという声もあります。ただ生徒の実態をふまえ、標準より少ない単位で教えることも不可能ではありません。各教育委員会ではいま、どこまで認めるかを検討中です。」(大滝一登「高校の国語、文学を軽視? 2022年度からの新指導要領に懸念」『朝日新聞』2019年10月4日)と述べていた。

これに対して、<sup>ごみちのりつぐ</sup>五味渕典嗣氏は、「批判の大きさに譲歩を強いられた恰好だが、定められた標準単位数を減じること(関係者の間では「減単」と呼ばれる)は、公立校の場合、都道府県教育委員会の定めに従わなければならない。そもそも、文科省の視学官が「減単」を前提にしたカリキュラムに言及すること自体が、「新しい国語科」の制度設計の破綻をあらわしていると言う他にない。わたしが知る限りでも、新指導要領にもとづくカリキュラムをどう設定するか、悩みに悩んだという学校は少なくない。」と批判している。(『国語の時間』と対話する」青土社 2021年4月)

しかし、一方で私たちの思いや行動が大きな声となり、国の教育政策も動かす力になっていることを確認しておきたい。

ある高校国語科の先生がこれまで自分たちが積み上げてきた教育実践を粛々と進めていくしかない職場で話し合っていることを紹介されていた。

私たちは、目の前の児童・生徒たちの状況をつかみ、そこを出発点に教室でどのような授業を構築していけばいいのか、現場目線からの議論で深め、具体化していくことが大切だ。

また、昨年度教研の課題提起でも取り上げられたが、昨今ICT機器や教育アプリが洪水のように教育現場にあふれつつある。どちらかという国語教員はそうした扱いに苦手意識を感じることも多いかもしれない。しかし、昨今の教育実践の集積のなかには、新たな手法を取り入れることで、従来の黒板・チョーク、ノートを使った授業とは違う、優れた実践も生み出されつつある。一方、導入にともなう懸念や弊害も指摘されている。

それらを含め、児童・生徒が豊かな国語力を獲得していけるよう、地道な教育実践を積みあげながら、定期的な教育内容や実践方法を様々なレベルで議論することが求められている。日々の国語研究室ごとの議論、さらに学校や校種の枠をこえた実践交流や研究を積み重ねていくことが求められる。

#### 《参考資料》

- ① ルポ 誰が国語力を殺すのか(2022年7月 石井 光太 文藝春秋)
- ② 文学と論理、区別に疑問の声 小説と評論を併記…文科省が修正要求(『朝日新聞』2022年4月10日)
- ③ 紅野 謙介 「共通テスト「国語」の分析と批評」(青土社 現代思想2021年4月号)
- ④ 「言葉を知る。言葉を学ぶ。言葉を教える」鼎談・国語教育をめぐる 第2回大学入学共通テストと高等学校学習指導要領/2022年3月27日収録 日本文藝家協会チャンネル:ユーチューブ
- ⑤ 小松光・ジェルミー・ラプリー共著『日本の教育はダメじゃない 国際比較データで問いなおす』(ちくま新書 2021年2月)
- ⑥ 西尾理 「観点別評価の学校教育への導入に関する考察」(都留文科大学研究紀要 2019/10)
- ⑦ 『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』(国立教育政策研究所 2021年8月)
- ⑧ 大滝一登「高校の国語、文学を軽視? 2022年度からの新指導要領に懸念」(『朝日新聞』2019年10月4日)
- ⑨ 五味渕 典嗣 「『国語の時間』と対話する」(青土社 2021年4月)

## 課題提起

3年前の、2019年11月1日、急転直下の「大学入試における『民間英語試験』の利用見送り」の発表があった。その4日後の11月5日、この政策の多くの問題点を指摘し、「中止」を求める運動の中心となってきた羽藤由美氏（京都繊維工芸大学）は衆議院文部科学委員会でご語っている、「財や名を成した素人が、どこか高いところに集まって、個人的な経験や感想を言い合い、その中で決めた現実味のない教育政策が、推進に無批判に協力するごく少数の研究者や教員を利用する形でそのまま現場に降りてきます。この現状こそどうぞ改善してください。この国には、英語教育・言語テスト・テスト理論など能力の高い研究者がたくさんいます。教育現場にも地味に研鑽を積み着実な成果を上げている先生方がいらっしゃいます。どうかその人達の専門知を結集して、入試に頼らない教育のあり方も含めて、実現可能な最適解を探す努力をしてください」。この言葉を今こそ胸に刻み、教育研究集会の重要性をもう一度確認したい。

今年度、東京都では都立高校入試にESAT-Jというスピーキングテストを導入しようとしているが、かつての大学入試における「民間英語試験」と同様に、多くの問題点が指摘されている。それにも関わらず、都教委はこの実施を強行しようとしており、これらの悪影響が今後全国に波及することを危惧する。まさに「教育現場の地味な研鑽」を積み上げて、声を上げていかなければならない場面である。

外国語教育に関わる小学校から大学まで全ての教職員が参加するこの県教研において、教科書、指導書に従うだけではない、子どもたちと教職員の個性を引き出す、地味で地道な現場の研鑽から積み上げられた実践の交流をはかっていきたい。強権より教研を！

## 課題提起

### 1. 新学習指導要領と社会科教育の課題

今年度より、高校でも新学習指導要領が実施となり、社会科では科目の見直しが行われ、必修科目3科目（「地理総合」「歴史総合」「公共」）が新設されることとなり、発展的に学習する科目として「日本史探究」「世界史探究」「地理探究」が設置された。これまで本分科会でも、新学習指導要領の内容が「資質・能力」に重点がおかれ、「人材」育成のための PDCA サイクルという方法で管理・統制が強まる中での実施となることについて、危機意識を共有してきた。また県内では「学びの指標」と称して、生徒の内面まで“評価”の対象とし、学校教育活動の PDCA を無理やりにでも回そうとする試みもなされてしまっている。

新学習指導要領では、新たな時代に求められる資質・能力すなわち「生きる力」を具体化したものとして、何を理解し何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）、理解していることできることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）、どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）の3つの柱をあげている。そして、これらが偏りなく実現できるように観点別評価を導入し、授業指導の改善や生徒の学習意欲の向上を図ることが求められている。

授業改善においては、「主体的・対話的で深い学びの実現」を目指すことが明記され、アクティブラーニングが3つの柱を育成するための有効な手段とされている。しかしながら、協働によるペアワークやグループ学習・対話・議論など参加型授業の実施に必要な十分な授業時間数の確保が、現実には難しい状況がある。こうした中、参加型授業を実施していく中で、基本的な知識や概念をきちんと学ぶ時間が不足することとなれば、正しく社会を見て判断し考える力は育たない。基本的な知識や理解がない中で、話し合い等の学習が行われる場合、外国籍や多様な生徒がいる中で、差別的で排外的な発言や内容が取り上げられていく場面も想定され、対応が難しい状況が懸念される。また、知識理解が不足する場合、多角的多面的な視点に立って物事を見ていくことは困難である。

18歳選挙、今年度より18歳成人となる中で、新学習指導要領では現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとされている。また、高等学校では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会のかかわりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す共通必修科目として「公共」を新設するなど、主権者に関する教育の充実が図られた。高校の公民科の目標は「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」の育成

を目指すものとされ、これは教育基本法及び学校教育法に規定されている「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と密接に関連するものとして提言されている。つまり、ここで目指されているのは、社会の一員としての役割を担うことへの自覚や国家や社会に貢献できる能力や才能の育成であり、グローバル化し予測不可能な社会の中を逞しく生き抜く人材の育成が期待されている。何のために学び、何を考えるのか、何を大切に思うのか、学ぶことや考えることは、価値観や人生観など個人的人格形成に大きく関わることである。「主体的で対話的な深い学び」の指導の下で、こうあらねばならない、こう生きなければならないという一方的な価値観の押し付けがあってはならない。ユネスコ学習宣言では、学習権を「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利」とし「学習活動は、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体」に変えていくものであるとしている。学ぶことや考えることを通して形成される価値観や人生観は、一人の人間が自分らしく生きるための方向性を見定めていく大事な指針である。もしこれが、他から誘導され望まない方向に向かっていくことになれば、人は生きることの意義を失い、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者となることはできない。

## 2. 社会科を学ぶとはどうなることなのだろう？

子どもたちと「社会科」の現場で向き合う私たちに求められることは何だろうか？まず「学びの場」という観点から考えてみたい。

子どもたちと話していると、驚くほど現状肯定的な人が多いと感じることがある。なぜだろう？資本に包摂された社会では個人が無力と化すことを子どもたちは感じ取っており、さらに教科書が今を越え出ない資本主義的・新自由主義的な記述にとどまっていることに絶望し、無力化させられているのかもしれない。社会には様々な問いがリアルタイムで生じ、また変化していく。社会科の授業ではそのような「問い」を自分なりにつかむことが「おもしろさ」への鍵になることがあると思う。その問いはときにラディカルで、新しいイメージに満ちている。しかし問いをつかむことは簡単なようでいて結構難しい。よもやつかんだとしても、じっくり考えてみるということがさらに難しい。いったい考えるとはどうすることだったのか・・・？ 問うこと、考えること、批判（吟味）することは、ずくのいることだ。じっくり急がず、安心していられる場も必要だ。資料や文献を読み込んだり、異なる考えをもっている人と対話を重ねる時間や場が、今こそ必要とされているように思う。社会科の学びにおいて、ひとつの考えが全てだときめつけず、多様な考えやあり方を尊重しあえる関係性にかかれていること、社会の色々な新しいイメージにかかれていることが、何より大切なことではないだろうか。研究会では、教室の場面での具体的な実践を共有し、子どもたちが互いにエンパワメントするような学びの場の実現に向けて意見を交わしていきたい。

### 3. 次に「ICT活用」の観点から考える。

各校に電子黒板やipadが導入され、学びの「個別最適化」が進められている。ICT活用によって個々の子どもの特性に合わせた学び方が可能になり、一斉での学びに困難を抱えていた子どもたちが生き生きと学べる環境が整うことが期待されるし、教員にもそのような学びの方策へのスキル向上がさらに求められていくだろう。一方で、ICT導入の背景として資本主義的な企業論理が働いていることにも目をむける必要がある。子どもたちが広く情報リテラシーを獲得し、学びのための道具の一つとしてICTを上手に使いこなせるように支援できる体制を整えたい。授業でのICT活用は、実践を重ね、共有していくことで深められる。研究会では、実践発表を共有しながら、効率化・合理化に集約されない、ともに学び尊重し合いながら生きる関係を築くためのツールとしてのICTの可能性について考えていきたい。

### 4. 最後に、「評価」の面から考える。

評価は学習の調整のためにある。しかし、新学習指導要領の観点別評価「主体的に学習に取り組む態度」においては、その観点が学習者の学習の調整に役立つかどうか大いに疑問である。「生徒が評定を上げるために付度して“模範的な態度”を探すことになれば、生徒の人格形成において悪影響を与えるものとなってしまいうだろう」とは昨年度の課題提起においてみられた批判であるが、そのような状況が生まれた場合、2で述べたような多様性を尊重しあえる関係性や社会の新しいイメージに開かれた在り方とは真逆の、従来の枠を越え出る可能性を感じられない苦しい学びを再生産することになってしまうだろう。研究会では観点別評価を行った際の現場の声をもとに、実態に即した課題を多角的に洗い出し、学びを深める評価の在り方について検討を重ねたいと思う。

# 課題提起

算数・数学分科会

今、教育にかかわる提言や施策に関する答申が矢継ぎ早に出されています。GIGA スクール構想、STEM 教育、未来の教室、令和の日本型学校教育。この提言や答申などには大きな影響力があり、今の教育現場を左右する内容も盛り込まれています。次々に出されるこれらの教育政策に流されている学校現場。より良い教育を目指すためには、これらの政策の非民主的な部分を批判しながら、子どもたちのよりよい成長、発達に資する実践を積み上げていくことが求められます。

## 1 二つの「対立」にかかわって～現在問題になっている事柄に潜む分岐点～

学習指導要領が改訂されたとき、現場では大きく4つのことが問題となりました。

- ① 人材育成が前面に出され国家主義的な内容が盛り込まれていること。
- ② 内容が多く、何も削減されていないにもかかわらず、教師の準備内容などが増えていること。
- ③ 学習スタイルが示され「主体的・対話的で深い学び」が推奨されていること。
- ④ 資質・能力を測る方法と評価について。

この4つの問題について、学習指導要領が強制されていることと、とりわけ歴史認識では教科書の内容を閣議決定によってきめるという行為自体が民主的ではなく、今の学習指導要領は全面的に否定されるべきであるという意見があります。この点は大切なことですが、すぐに実現するものではありません。対処療法的に今の学校にある矛盾を解消しなければ子どもたちも教師も疲弊してしまいます。したがって、どう対応するべきかについて検討し課題提起にします。

### ① にかかわって

今回のCS改定で一番批判されたのは人材の育成が前面に出てきて、経済界の要請が強く反映した内容になっているということです。資質・能力の育成＝人材育成という図式で、コンピテンシー教育自体を否定する考え方も出ました。しかし、この人材育成＝コンピテンシーという図式をもう一度とらえなおしてみたいと思います。

以下京都大学の石井英真氏の著書から引用します。

『知識経済を勝ち抜く「グローバル人材」をめざすのか、経済成長がもたらす社会問題や環境問題などに「自分ごと」として取り組む「地球市民」をめざすのかによって、資質・能力やコンピテンシーの中身が大きく異なってくる点には注意が必要です』（「今求められる学力と学びとは」 日本標準）

子どもたちに、どんな力をつけさせたいかを決めるのは地域と学校です。子どもたちの実態に応じて教育課程を編成する権限は学校にあります。つまり目の前の子どもたちをどう育てるかは学校の教職員集団の深い討議によって決定されるということです。つけたい力が教育の目的に合致しているなら、コンピテンシー教育を実践することに躊躇する必要はないと考えています。そして、どんなコンピテンシーを評価するかが、一番に考えられなければならない時期に入っていると考えています。では算数数学教育においてどのような力をつけることが望ましいのでしょうか？もちろん学校や教える先生方の考えによってその力はさまざまですが、少なくとも「考えることの楽しさ」「合理的に考えるよさ」を感じるという点では多くの方が一致してくださるのではないのでしょうか。新しいことを身に着け、世の中の見方が変わったとき、学ぶ意義がわかってくると思います。ドリルのできた量を評価するだけではそのような学習にならないことは言を俟たないのではないのでしょうか。

## ② にかかわって

教科内容の多さは深刻です。「主体的・対話的で深い学び」を実践すればするほど、矛盾に突き当たることとなるでしょう。子どもたちも算数・数学きらいが増えるのではないのでしょうか。なぜなら求められているものが難しく複雑だからです。昨年の高校入試で学びへのプレッシャーを如実に表した出来事がありました。一昨年まで定員割れが起りようもなかった人気進学校が、ここ20年で初めて定員割れを起こしたのです。私立への流れもあったでしょう。本来この高校に入学する予定の生徒が、推薦で入学できる私立学校に早々と進学を決めたため、定員割れを起こしたのではないかと多くの先生方が思いました。それほど入試の難しさや現在の学校の授業の難しさで子どもたちは苦しめられているのです。

さらに授業内容の多さにかかわって現場で大きく問題となっているのは、学力の差が大きくなっているということです。どこに狙いを定めた授業を仕組むかが本当に試される時です。ここで一つどのような授業を組み立てるかについて示唆のある言葉を紹介します。前述の石井先生の著書の中で「活用できるような豊かさを持った基本的な内容の授業を」というようなことが書かれています。活用といわれるとつい難しいことばかりに目を奪われがちなのですが、現実世界とのダイナミズムを持った数学の知識は、現実世界に応用しやすい知識になっていると言えます。そのような基礎的な学習こそ、楽しく深く学べるよう考えていきたいものです。

## ③ にかかわって

当初文部科学省から出された「論点整理」では、アクティブラーニングをジグゾー法などの限定した方法に絞ってしまっていたために多くの混乱を招きました。方法が固定化されるという批判は大切であり、教授方法も含めて教育の自由は守られなければなりません。アクティブラーニングについては、ややもするとグループ学習にのみ目が行きがちで、本質的な学びを促すアクティブラーニングにまで言及されないことが多いです。探究的な学びを促進するうえで考えなければならないのは①にも述べましたが教育内容の多さをどのように克服するかです。経済産業省が提唱する「未来の教室」では「教科内容の多さによりアクティブラーニング（ここではプロジェクトベース学習）ができないから、基本的な知識はAIで学習してしまいなさい」と主張をしています。これは本末転倒であり、計算ができれば良いと考える学習は結局「公式暗記型」教育への回帰を促すことになるでしょう。現実問題を解決する中で生きた知恵として子どもの中に定着していく学習や、考えを練り合わせる体験が起こる学習の創造をしていきたいと思います。そのためにももちろん教育内容の精選が必要となりますし、教育課程の編成にもっと自由度を与える必要もあるでしょう。間違っても経済産業省の口車に乗ってはいけないと思うのです。

## ④ にかかわって

評価についての問題点は、昨今行われた高校入試改革にもみられたように3つの観点をテストの点数で測定するというものです。さすがに態度については評価できないと考えて面接（紙上面接を含む）が導入されることとなりましたが苦肉の策といえます。評価は、私たちが何を教えるのか、何を理解してほしいのかなど、教育をする上での中心的な項目です。「グローバル経済での勝者になるためのコンピテンシー」をつけるようにデザインすればそのようなことを評価しなければなりません。一方地球市民になるためのコンピテンシーをつけたいと考えたら、今ある社会の仕組みを知り、矛盾を知り、発達段階に応じて社会に参加し、どのような壁があるのかを学び、課題を見つけて取り組むような学習環境を作らなければなりません。その課題に必要な知識を教科学習で学び、知識の使い方を学ぶことで地域課題の解決の方法を学ぶことができるのです。算数・数学の学習が直接的に地域課題と結びつくのかという問いについてはいささか返答に困るところはあります。しかし、仲間と考えること、合理的な判断でより良い解を見つけることなど、算数・数学教育で体験できることも多くあります。そのような体験を大切に、「腑に落ちる」学

習活動を積み上げることで、地域課題などにも前向きに取り組めるよう、子どもの成長を促せるのではないかと思います。

以上のことから次の3点を課題として提案します。

- (1) 「●●力」といった上から押し付けられた学力ではなく、先生方が目の前の子どもを見て、よりよく成長、発達するにはこのようなことが必要だと考えた内容で授業作りをする。
- (2) 「ICT教育」などの方法についても、本当に子どもにとって必要なことなのかを考え、健康面や精神発達の面から十分な検討をしつつ、活用の方法を考える。
- (3) 基本的な内容を豊かに学び、自分のものにできるよう授業を仕組む。活用はそのような豊かさがあるこそ花開くもので、単なるドリルで終わらせる「基本学習＝ドリルのみの学習」は極力排除する。

## 課題提起

新学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、「カリキュラム・マネジメント」が位置づけられ、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」などの「学習をする側の視点」からの教育課程が注目されている。

4 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科的横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

「カリキュラム・マネジメント」において「カリキュラム」とは教育計画としての教育課程という意味だけではなく、児童・生徒の学習経験や生活経験という意味も含んでいる。教育はきわめて計画的な営みではあるが、いくら周到に教育計画を立てても、児童生徒がそのとおりに学ぶわけではない。「カリキュラム」という言葉の使用には、児童生徒の経験を十分にとらえること、教師の予想を超えた児童生徒の豊かな経験を大切にすること、という考え方を含む必要がある。

また、「マネジメント」は単なる管理という意味ではなく、各学校における教育の質を高めるための「ひと・もの・こと」の配置や再配置のことを指している。マネジメントの主体は教師であり、学校である。教師レベルでは、授業や単元のデザインとして、児童生徒が自らの学習環境のなかで「わからない状態」から「わかる状態」になろうとする過程を、教材の研究や学習問題や学習課題の設定、学習形態の工夫などにより支えていくことを指している。学校レベルでは、児童生徒や教師集団、地域の実態に、より即したグランドデザインを確立して運用していく自律的な学校経営の過程で、地域人材の活用や ICT

## 第5分科会 理科教育

などを営むことを指している。いずれも、児童生徒の経験や教師の実践を管理統制するのではなく、それぞれの活動がより豊かに、質の高いものになるよう、資源を整えたり活用したりする営みを指していると言ってよい。

理科教育の最も重要な役割は、児童生徒が生涯学び続けていくことを保証するために、学ぶことに対するプラスの価値づけを促すことと、「自分ごと」として捉えて主体的に問題解決できる質の高い授業を目指すことであると考えている。

以上を踏まえて討議の柱を以下のように提案します。

### 1. 魅力ある授業の探求

新しい教材やテキスト、実験・実習の紹介を通して互いに学び合い、ノウハウを出し合い、交流しましょう。

### 2. 新学習指導要領完全実施にともなう小中高を見通した教材編成の探求

「資質・能力の育成」や「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に向けた各分野における学習内容の配置・取り扱われ方などを検証し、改善の方向を探っていきましょう。

### 3. 理科教育のありかた

現代社会が抱える諸問題（環境、エネルギー、防災・減災、平和と人権等）を踏まえ、これからの社会を担う子どもたちに、理科教育として「つけたい力」は何か？共に議論・交流し、方向性を確認しましょう。

## 課題提起

### 1 新学習指導要領から見る書写・書道教育

小中高校で完全実施となった新学習指導要領では、各教科において育成を目指す資質・能力として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱を挙げており、各教科もこの柱に基づいて構成されています。

小・中学校の「書写」については、[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]から、[知識及び技能]の「(3)我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」に位置づけが変わりました。書写が「知識・技能」に位置づけられたことで、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」といった言語活動を支える基礎的役割が明確になったと言えます。

また、高等学校の「書道」については、芸術科目すべてに〔共通事項〕が新設されました。この中で示されている「書独自の特質」は、生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形作ってきたものであり、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤であるとされています。

### 2 書写・書道教育の現状と課題

#### (1) 小・中学校の書写教育

##### ①水書用筆について

小学校1・2学年では、「点画の書き方」が新たに加われました。字の概形とともに点画を意識した指導の中で、特に終筆の「はね」や「払い」への意識を高めるために、硬筆ではなく弾力のある筆記具を用いることが効果的とされています。

学習指導要領解説では『点画の書き方や文字の形に注意しながら』書くことの指導について、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫することを示している。**水書用筆等**を使用した運筆指導を取り入れるなど、早い段階から硬筆書写の能力を高めるための関連的な指導を工夫することが望ましい。」との記述があります。つまり、今までは文字の形の指導が中心であったものが、文字を書く過程にも重点を置くこととなり、運筆能力の向上につながる用具として「水書用筆等」が挙げられた、ということになります。

##### ②指導上の課題について

小学校書写の指導について、以下のような課題が挙げられます。

- ・ 1年生の硬筆指導は4月を中心に重点的に行われるが、すでに筆記具の持ち方や姿勢に癖がついており、修正することが難しい。
- ・ 低学年の硬筆指導は、秋ごろに行われる展覧会に向けた指導に比重が置かれがちである。
- ・ 中・高学年の毛筆指導は、指導時数を確保するのが困難である。また、字形指導に偏るため、お手本を写したり、書きっぱなしで授業を終えたりすることも多い。一方で、適切な評価を行うことが難しいと感じる教員が多い。
- ・ 小学校でもシャープペンシル使用を学校で認める事例が出てきている。

小学校だけでなく中学校も含め、学習内容が肥大化する中で書写指導が軽視されがちとなっている一方で、作品展への提出に向けて年間指導時数の多くを費やして指導する傾向もみられます。

## (2) 高等学校の書道教育

高校の再編・統廃合とともに生徒数が減少する中であって、高校書道の授業で何をどう教えるのが課題となっています。特に、以下の点について課題があると考えます。

- ・各校の全体のカリキュラムが変化する中で、教材の配置や組み立てが難しくなっている。
- ・生徒が興味を引く教具や教材等について、学校間での交流ができにくい。

## (3) 高校書道への接続

中学校までの「与えられた学習」ではなく、自分で言葉や構成を決めて書いていくといった「主体的な学習」を行う中で、生き生きと学習を進める授業の構築が必要です。発展的な学習である「創作」活動や、発表会で友だちの作品を見る「鑑賞」活動を積極的に取り入れることで、高等学校「書道」への円滑な接続を図っていく必要があるのではないのでしょうか。

## (4) 書写・書道教育とICT活用

GIGAスクール構想に基づくICT活用がすすめられる中、書写・書道の授業においても、一人一台タブレット端末をはじめとして、デジタル教科書やそれに付随する動画、実物投影機（書画カメラ）、プロジェクター等を活用した授業が定着しつつあります。指導のポイント等をこれらの機器を使って視覚的に理解しやすくすることや、書き上げた作品をタブレット端末のカメラ機能を使って撮影し、クラス内で共有することも可能となってきました。また、作品を保存することでポートフォリオが可能となります。

一方、これらのICTを使うことが目的となり、運筆等の指導が疎かになる懸念もあります。効果的な活用のための指導について、今後実践を積み上げていく必要があります。

## 3 問題提起

子ども・教員ともに、書写・書道に苦勞している人が多いように思います。意見交流を通して、書写や書道の授業が面白い、楽しいと思えるものとなるようにしていくために、私たちができることを考えていきましょう。

## I 高校専門教育の再編

県教委は2013年3月に「第1期再編の中間まとめ」を行って以降、第1期再編について総括を行わないまま第2期再編をすすめてきましたが、昨年3月の定例会で、ようやく「まとめと課題の整理」を公表しました。「まとめと課題の整理」では、第1期再編で新たに導入された「中高一貫校」「総合技術高校」「総合学科高校」「多部制・単位制高校」について総括していますが、いずれも課題は示しながらも高評価を与えています。特に、総合技術高校については、「柔軟な専門性を養う教育が進められている」として、「今後も配置を推進する」としました。

昨年9月の定例会で公表された、第2期再編・整備計画【二次】において「総合学科高校」・「総合技術高校」の対象校が確定しました。旧第2通学区では、中野立志館高校（総合学科高校）と中野西高校（普通高校）を統合し「中野総合学科新校」とし、須坂創成高校と須坂東高校を統合し「須坂新校」となります。旧第8通学区では辰野高校（商業科）、箕輪進修高校（工業科）、上伊那農業高校、駒ヶ根工業高校を再編統合し「上伊那総合技術新校」とし、それに伴い辰野高校は普通高校に、箕輪進修高校は多部制・単位制の普通高校になります。また、赤穂高校は総合学科高校に転換することが決まりました。

本年、5月24日の県教委定例会では3月の定例会で公表が延期されていた「再編・整備計画【三次】」（案）が公表され、【二次】で対象校とならなかった5つの旧通学区の全日制と全県の定時制の再編案を示しました。

その中で、専門高校の統合については、更級農業高校・松代高校・屋代南高校を「長野千曲総合技術新校」に、岡谷工業高校と諏訪実業高校を「岡谷諏訪総合技術新校」に、そして南安曇農業高校・穂高商業高校・池田工業高校を「安曇野総合技術新校」とするとしています。このような専門高校の集約化は第2期再編の「実施方針」に書き込まれた「学習成果と投資効果の最大化」を具現化しようとするものです。7月から9月にかけて県内各地で住民説明会が開かれましたが、スケジュールありきのすすめ方に対して批判の声があがっています。

総合技術高校開設にあたっては、長野県産業教育審議会答申の「総合技術高校の構想は、複数の学科をもち、それぞれの学科の専門性を確保しつつ、学科の枠を越えた科目選択ができるシステムを基本に、他学科の基礎的な専門科目や学科横断的な新たな専門科目を学習する等、学科を連携させた教育活動を展開するものである。」という専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を満たすことが強要され、専門学科としての専門性の希薄化が懸念されてきました。総合技術高校であっても専門学科としての専門性の基礎がしっかりと身につく、科学的・系統的に専門性の深化が図れる教育の保障は必要不可欠です。

## II 高校への「観点別学習評価」導入に関する課題

観点別評価には多くの課題があり、無批判な導入は生徒と教職員の間に問題を引き起こすことが危惧されます。観点別評価が評定に換算され、生徒の進路における公的な資料として使用されることにおいて、生徒や保護者に対して透明性を確保する必要があります。また「主体的に学習に取り組む態度」（「学ぼうとしているかどうかという意思的な側面」）の評価にあたっての「信頼性」「妥当性」などが問題になります。評価結果を指導要録に記載し、進路等の資料として使用される時、評価の客観性や公正性などが担保されなければなりません。「観点別学習状況の評価や評定」で示しきれない「感性や思いやり」など「個人内評価」についても、「新しい学びの『指標』」

と同じく内心、思想の評価に通ずるものであり批判と検討が必要です。

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（2019年1月）で、分析評価と総合評定にかかわって、「CCA」「AAC」といったばらつきが基本的には出ないとしています。根拠に論理性はありません。また、具体的な評価、評定付けの手順については現場の裁量としています。論理的に理解できない評価方法を現場任せにすることは無責任であり、非常に危険な要素をはらんでいます。

学習評価が生徒の成長に寄与するのではなく、生徒の資質さらには学習に対する態度の在り方を画一化し、人格形成がゆがめられることになることは避けられなければなりません。

学習評価は生徒のがんばりを支え励まし、自分の「伸び」を実感して新たな目標をもてるようにするためのものでなければならぬと思います。現在、学校現場の多くの教職員からは観点別学習評価への対応とGIGAスクール構想によって授業で一律にICT活用が求められていることへの対応に苦慮する切実な声があがっています。

### Ⅲ 中学校技術・家庭科（技術分野）の課題

新学習指導要領、技術分野の指導内容は、A「材料と加工に関する技術」B「エネルギー変換に関する技術」C「生物育成に関する技術」D「情報に関する技術」で、従来と変更はありませんが、社会の変化に対応できる「資質・能力」の育成が目標に掲げられ、その目標や内容を達成するために「主体的・対話的で深い学び」の手法が提唱されています。現場の技術科教員は新学習指導要領で述べられている「問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現する」ことを製作や実習を通して、技能を高めながら日々授業で進めています。新学習指導要領は内容の削減を一切行わず、今まで以上に指導内容を細かく規定しています。これにとらわれすぎると無理な授業計画に陥り、「主体的・対話的で深い学び」は時間がかかる手法であるのに授業時間を増やすなどの措置はとられていないので、そのまま実践すると技術科がものを作らず、調べて発見する教科になってしまう心配もあります。

技術科はものを作ることを通して創造的な活動を行う強みがあり、知識だけでは測ることのできない「深い学び」が活動の中にあります。新学習指導要領の内容をよく吟味し、どのような教材で子どもたちにどんな力を付けていくか、これまで私たちが積み重ねてきたものづくりを通じた実践を大切にしながら検討していく必要があります。

現場の技術科教員の置かれている状況は、授業時間数が少ないため多くのクラスの授業を受け持たなければならず、生徒数の多い中学校では一人で数百人もの授業を受け持ち、実習や後片付け、成績処理に時間がかかり、重い負担になっています。また、少子化による学級数の減少によって2校兼務する技術科教員や技術科免許を持った教員がいない学校も増加しています。さらに持ち時間数が少ないために特別支援学級の担任になったり、多くの授業を割り当てられる教員もおり、保護者対応や会議、研修会などで教材研究や授業準備の時間が確保できないという声も聞かれます。

教材教具については文部科学省の示す教材整備指針、目安数量が各学校に配備される必要があります。しかし、国からの対応する予算が、自治体によっては、学習環境の整備ではなく他への

## 第9分科会 技術・職業教育

予算として流用されることも生じ、学習環境の整備が不十分になることも懸念されます。ごく限られた授業時間内で、ものづくりに興味を持って意欲的に学習し、技術的素養を身につけた生徒を増やしていくためには適切な予算配分と人員配置を求めます。

このように技術科教員の置かれている状況は厳しいですが、技術教育を少しでもよい方向へ導くために技術科教師自身も、これから何をなすべきか考えていかなければなりません。

授業時間を増やすために技術教育の重要性を訴えていく必要があります。限られた授業時間内で授業の質を上げ、安全性を保証していくために少人数指導も働きかけてく必要があります。そのため政府や文部科学省だけでなく、各県や全国レベルで行われているものづくりの競技会や作品の展示会などを通して積極的に経済界や社会にもアピールしていかなければなりません。また、授業時間数が少ないため技術科教員が1人だったり、非免許教員だったりする中学校も多く、日々悩みながら実践をしています。実践力を高めていくためには、技術科教員間での実践内容の共有や教材開発などの研修が欠かせません。

技術科教員が孤立しないために、公的研修の充実と共に、各学会との連携、そして民間教育団体やインターネットや SNS を活用したつながり等が重要になります。我々も主体的に様々な研修に参加していくことが求められます。また、小学校段階も含め、プログラミングの学習が急速に増加してきました。これは、技術教育の側から見ると、小学校段階に技術教育に関わる内容が設定されたとも考えられます。プログラミング教育を機会に、小学校と中学校の連携も考えられるでしょう。この点についても議論を深めたいと思います。

技術科を担当する教員が一生懸命取り組み、生活に密着した知恵と技を体験的に学習することの大切さを世の中に訴え、生徒たちが意欲的に学習に取り組むことのできる学びの姿など、目に見える成果を上げることで、これからの日本が明るい未来にむかうものと信じて中学校技術教育の課題提起とします。

### 参考資料

- ・長野高教組新聞
- ・観点別評価について（2021年6月23日）長野県教育文化会議
- ・県教研 課題提起（2018年度）「中学校技術・家庭科（技術分野）の課題」

## 課題提起

### コロナ禍で起きている状況変化

コロナ禍での生活が3年目に入り、二重の意味で子どもたちのあるべき身体活動、社会的活動を奪ってきている。様々な身体活動や人との触れあいが制限されているという状況があり、加えてGIGAスクール構想が一気に押し寄せてきてその問題を加速化させている。家庭でも持ち帰ったタブレット端末にしがみつき、体を動かして人と関わる機会を自ら閉ざそうとしている。

「ショック・ドクトリン」、「デジタル・ファシズム」という言葉がある。「ショック・ドクトリン」とは、惨事に便乗して体制側がもくろんでいる改革を一気に進めようとするものであり、コロナ禍に便乗してのICT機器の活用、1人1台タブレット端末、オンライン授業が一気に進んできた。オンライン授業が可能になったという利便性が得られたものの、前述したような弊害が起きてきており、デジタル・ファシズムの危険性にも意識を向けたい。

### コロナ禍における子どもたちのからだ、体育・スポーツの状況

スポーツ庁による「令和3年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」によると体力テストの合計点の全国平均値は小中学校ともに大きく低下した。その原因として、①運動時間の減少、②スクリーンタイムの増加、③肥満の増加、④体育の授業時間以外の体力向上の取り組みの減少、が挙げられている（スポーツ庁HP）。

体育の授業以外の一週間の運動時間合計は、日々よく運動している（週に420時間以上）児童・生徒の割合がやや減少している。一方で日々ほとんど運動していない児童生徒（週の合計0分～60分未満）の割合は横ばいで、全体の体力テストの平均値低下は、前者の児童・生徒たちが運動の機会を減らしてきていることによると考えられる。日々ほとんど運動していない一定程度の児童・生徒たちは相変わらずで、この児童・生徒たちの問題と両方考えていく必要がある。肥満の増加にも注目したい。

部活動のない小学校においては、これまで運動好きの児童に対して、保護者や地域指導者、有志の教職員らが地域のスポーツ大会やスポーツ教室に子どもたちを参加させてきた。しかしここ数年は小学生が参加できる多くのスポーツ企画が中止になり、スポーツに親しむ経験の少ない子どもたちが中学校へ入学してきている。中学校の運動部への入部をためらう傾向がみられるという声も聞かれる。

体育授業面では、2021年3月末にスポーツ庁から「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」として小中高、ほぼ全ての運動種目について、動画で感染防止対策をとった授業の進め方が模擬授業という形で紹介されており、参考になる。しかしながら昨年度はこうした情報が共有されていなかったり、相次ぐ感染拡大の波の中で及び腰になったりして、近隣の学校の様子を聞いて不安な種目については「やらない」という安全策をとってしまった学校があった。マット運動を止めてしまった学校、バスケットはダメ、ネット型の球技なら良いという情報からバレーやバドミントンにした学校、剣道の防具使用はダメということで空手の型学習に変えた中学校もあった。一方でルールや感染防止対策を工夫するなどして例年通りにバスケットや防具をつけた剣道も実施し、バスケットクラスマッチまで実施した中学校もあった。コロナ禍でも様々なスポーツが行われるようになってきている今、もう一度スポーツ庁の上記資料を見返し、及び腰にならずに取り組んでいきたい。

また、感染による学級・学年閉鎖がしばしば起きており、実技授業ができないという問題も起きている。体育理論、保健を集中的に進めたり、あるいはふだん時間の取りにくい実技のオリエンテーションや練習方法のポイント解説などに使ったりすることはできないだろうか。

水泳指導は大きく後退してしまっている。昨年度からは水泳授業が実施できるようになったものの、一学期のみという学校がほとんどになってしまった。プールの老朽化や猛暑対策から、コロナ感染の問題に関わらず水泳は一学期のみとし、しかも校外のプールを使用して指導を民間に委託するという方向へと動き始めている。校外に出かける移動時間等を考えると、明らかに水泳の時間数は減少する。プールの設置率が全国トップクラスだった長野県の水泳授業が変わりつつある。問題なのは、教師側から、「プール管理が楽だから」（プール期間1学期のみとする場合も）、「専門家に指導してもらえて楽だから」という声が聞かれることだ。プールの新改築は、教師側からその要求が出てこないの

## 第11 保健体育教育分科会

で組合交渉にならないのだという。教師の専門性の放棄とも言える状況が起きている。

### 体育授業研究の方向

外部講師の導入、指導の民間委託の問題は教科内容を問う問題でもある。学校の水泳指導の内容がスイミングスクールの指導と同じなら、そうした外部の教室に通う子どもたちは授業を受ける必要がないことになる。体育授業の存在自体が問われている。それぞれの種目では何を学ばせるのか、それはスイミングスクールやダンス教室、武道教室で学ぶことと同じでよいのかということを考えたい。

こうした方向はまたGIGAスクール構想とも繋がっている。指導用アプリが活用され、将来はAIの導入で教師の数を減らすことも考えられているという。現在学校ではICT機器を使いこなすことが大きな課題になっているが、それが目的化してしまっていたり、教育研究の方向がそのことばかりに向いたりしていないだろうか。別のことに研究の視点を向けなくてよいのだろうか。

これに関して「教材化」ということを改めて考えてみたい。教材化は2段階の過程を経て進められるといわれる。最初の第1段階は、行おうとしている運動種目に関わる文化財としての内容や学習の価値をどこに置くかということの教材研究・文化研究である。そして第2段階はそうして導き出された内容を目の前の子どもたちの実態に合わせ、特別ルールや単元・授業展開の仕方を考える段階である。

器械運動で考えてみると、教材化の第1段階として、かつて器械運動は「克服スポーツ」であるとする考え方が広まっていた。そこでは子どもたちが克服したい、あるいは挑戦したい技が個々に選択され、個別に学習が進んで行く。第1段階をそのようにとらえると、第2段階の教材化は、そうした技が克服できるようなスモールステップや教具、学習資料、あるいは学習の場作りが考えられていくことになる。そして技の習得のためのアプリの活用が注目され、子どもたちがタブレット端末を自由に使いこなし、自分のやりたい技に挑戦していく授業が構想される。

一方、教材化の第1段階で器械運動の特質は、体操競技の文化性から、「身体表現」であるとする考え方がある。マット運動でその表現をより豊かにしていくためには大きな技、小さな技、ポーズ、ジャンプなどがあり、それらを習得して連続技での身体表現を追求していく。そのために大きな技の習得は必須となり、だれもができるようになる技、そして発展性のある技として側転（側方倒立回転）がとりあげられる。そこで第2段階の教材化として、側転についてみんながわかってできるようになるための教具や練習方法の開発、そして習得した技を使った連続技の構成が研究の視点になってくる。

またネット型球技について考えてみると、教材化の第1段階では、同じネット型でもバドミントンや卓球のダブルスでは味方同士のパスがないのに対して、バレーボールではパスがある。その違いは大きく、同じネット型としてひとくくりにしてよいのかという教材選択の視点がある。またネット型ではネット際の攻防が学習内容として重視されるが、バレーボールでは自陣内で落とさずにつないで返していくことに価値を見いだす考え方がある。ネット型球技では何を学ばせることに重点を置くのかという教材化の第1段階の論議が大事になってくる。

こう考えてみると、ICT機器の活用は主に教材化の第2段階で具体的な学習場面でのひとつの有効な手立てであり、そのほかに多くの視点から教材化の議論が必要になってくる。本教研でも教材化の考え方や教材選択の視点、運動の特質、単元展開のあり方等、広い視野で実践の検討を進めたい。

### 部活動の地域移行問題

部活動の地域移行の試みがいよいよ始まった。この問題を考える前提として、競技力向上を願って平日は夕方遅くまで、そして休日にも活動するような部活動は大部分が教職員の勤務時間を越えており、本来教職員の仕事ではないという認識をまずは持ちたい。学習指導要領には部活動について、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と書かれている。「教育課程との関連」とは、授業や学校行事、生徒会などとの関連であり、部活動で頑張っている生徒が授業でリーダーシップをとったり、文化祭、体育祭などの行事で日々の活動の成果を披露したりする等が考えられる。より上位大会への出場を目指し、そこで活躍するようなレベルの活動は教育課程と関連のある活動とは言えないだろう。全国大会まで繋がる中体連活動も含め、原則として現在の部活動は早急に地域へ移行していくことが望まれる。その上で、地域移行の問題、そして「教育課程との関連」として残していくべき学校教育としての課外活動について考えていきたい。

まず、すでに始まっている部活動の地域移行については、運営団体がどこなのかということをはっきりさせる必要がある。公教育でなくなれば事故や指導責任が学校や教育委員会の手から離れること

## 第11 保健体育教育分科会

になる。現在の地域移行は通産省が関わって進められつつあり、地域移行＝民間移行として企業の儲けの対象にされようとしている。また、社会教育（学校教育ではない）となれば、子どもをそこに参加させる保護者には社会教育であることの自覚が求められる。長野県の場合、今から20年程前に学校五日制が始まる頃、やはり休日は家庭に帰すという主旨から休日の部活動ができなくなるという話が出た。そうして始まった社会教育としての「部活動の延長としての社会体育」だったが、今度はその過熱が指摘されると、学校や教育委員会の介入で多くが解散させられてしまった（部活動への一本化）。これは社会教育法違反であり、ここ数年で進められてきた「部活動への一本化」は、社会教育としての理解も自覚も欠如していた出来事だったといえる。しかしまだこの「社会体育としてのクラブ」が残されている地域もあり、そうしたところでは地域移行はやりやすいだろう。しかし、そこでは今度こそ社会教育としての自覚を高め、活動のあり方、費用、指導者確保などの諸問題について、自分たちで責任をもって判断していくとともに、子どもたちの「スポーツ権」を保証するという立場から、要求すべきことは遠慮せずに要求していくことが求められる。

そして現在の部活動が地域に移行することで、私たちが「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」ような課外活動はやりやすくなる。そのモデルとして大学の自治会のサークル活動を参考にすることで、民主主義や自治を教える大事な学習活動が構想できる。中学や高校でいえば、生徒会の体育委員会などの活動として位置づけ、生徒会が会員のスポーツ要求を吸い上げ、生徒会主催で各種スポーツ行事を企画したり、放課後に短時間スポーツを楽しむクラブを設立したりすることもできる。これらはほぼ勤務時間内に収まる短時間の活動になる。体育授業の発展として、あるいは学級の親睦を深めるために、放課後にも学校でスポーツを楽しみたいという生徒たちがそうした要求を生徒会に出し、予算も請求して自分たちの活動を進めていく。それは学校教育として指導していくべき大事な課外の教育活動になるだろう。

## 2020東京五輪が残したもの

多くの国民が反対する中で強行された東京大会は主に競技会だけの開催となり、五輪運動としての観戦や様々な交流企画は実施されなかった。その結果は五輪がメダル争いのスポーツ大会としてしか国民に印象づけられず、SNSで不本意な結果に終わった選手たちへの誹謗中傷が後を絶たなかった。この事象は日本国内に五輪運動が如何に根付いていないかということを示すことにもなった。そして現在は組織委員会の元理事とスポンサー企業との間の贈収賄事件が明らかにされつつある。とても次の札幌冬季五輪を招致できるような状況ではないが、そのことにJOCも気づいていない。

五輪や五輪運動は中学校・高校の体育理論の学習内容として教科書に取り上げられている。五輪の理想と現実があまりにもかけ離れている今、大会開催に反対する人たちのことも当然視野に入れた体育理論の授業を構想していく必要がある。例えば、五輪の歴史や精神を学習させた上で現実の五輪に目を向けさせ、今後の五輪運動や招致のあり方について討論させていく実践が考えられる。

## コロナ禍での生活と健康を考える保健学習を

中学3年生の保健分野に「感染症とその予防」があり、「健康を守る社会の取り組み」の章では保健所のことや医療機関の役割を学習する。現在のコロナ禍での保健医療問題は、1994年に「保健所法」が廃止されて「地域保健法」が成立したことによる影響が大きいという。新法で地域保健センターが設置された一方で、傘下の保健所は統廃合され、1992年に全国に852カ所あった保健所が、2020年には469カ所になってしまったという。地域の総合病院も統廃合の動きがある。

保健の授業では保健医療制度の歴史や精神を学び、それに照らしてコロナ禍での医療問題を考えたり、あるいは総合や道徳の時間も使って「コロナ、命、健康」といったテーマで総合的に学習したりすることもできる。こうした学習によって、新たな視点をもって保健医療問題に向き合っていけるのではないだろうか。また、幼少期のワクチン接種の問題はとりあげなくてよいのだろうか。

コロナ禍での自分自身の心身の健康を考えることも大事な学習になる。保健主事や養護教諭と相談してコロナ禍での生活リズム、運動習慣、目の健康状態、心の問題などについてアンケートを実施し、その結果を集計して子どもに返し、運動不足、肥満、体力低下が全国的に起きていることも認識させながら、これからの生活についてみんなで考えていく学習が構想できる。長時間タブレットを見つめることによる目のブルーライト問題についても考えさせていきたい。

(文責 小山吉明)

## 課題提起

### 「子どもたちの生きる力を育むために養護教諭に求められているもの」

#### はじめに

新型コロナウイルス感染症の収束は、見えない中のコロナ禍3年目。触れ合いの中で人間関係を学び、社会性を培いながら、将来社会で自立して生きていく力をつける貴重な場でもある学校生活は、マスク着用や消毒、黙食、ディスタンスの確保を強いられています。そして、他人と関わる事が極端に減り、触れ合いは制限される等、さまざまな生活の変化は子どもたちの心身の健康にも影響を及ぼしています。

「子どもは風の子」といわれたのも、今は昔のことのようになり、コロナ禍による屋外活動自粛の影響から、子どもだけで自由に外で遊ぶ姿を見る機会は減っています。一方で、GIGAスクール構想の始まりを境に、学習や生活に欠かせなくなったデジタル機器を、子どもたちが目にする時間は多くなっています。

昨今は、一人親やステップファミリーなどさまざまな家族の形が存在するようになりました。子どもの成育環境や家庭環境も多様です。少子高齢化や家族の経済状況の変化といったさまざまな要因により、幼いうちから兄弟や家族の世話、介護、感情面のサポートをする18歳未満の子どもがヤングケアラーと認知されるようになりました。大人が担うようなケア責任を引き受け、学校や友人のこと、健康状態や将来について悩み困っている子どもたちに気づき、支援へつなぐ対応も大切になっています。

教職員の働き方改革は、一向に進まず、依然として多忙を極める学校。精一杯生きようとしている子どもたちは、今、何を求めて何が必要とされているのでしょうか。それらを探りながら、それに応えようと日々奮闘している養護教諭の姿がどこの学校にもあります。子どもたちの健やかな成長と幸せな人生のために、大人が手を取り合い、つながり、学び、実践し、語り合きましょう。

#### 1 今、養護教諭に求められるもの

保健室は、社会が抱える問題や課題を、子どもの姿を通していち早く察知できる場所です。新型コロナウイルス感染症の影響からの不安やストレスを抱え、何らかの心身の不調を訴え保健室を利用する子どもは増えている印象があります。また、ロシアのウクライナ侵略による不安や緊張、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(後遺症)と思われる子どもたちの対応もあります。

保健室に来室する子どもたちの訴えはさまざまで、身体症状やケガの手当とともに、心のケアを求めている子どもは少なくありません。頭痛や腹痛、吐き気などの身体症状を訴えて来室する子どもの中には、虐待の問題を抱えているケースもあります。耳を傾けるなかで、子どもの悩みや葛藤に向き合い、成長につなげる支援につなげていく校内外の対応に追われ、手一杯な養護教諭。複数配置等人的配置増員の必要性が、一層高まっている現実があります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、文部科学省の一人一台端末や高速通信ネットワーク等の学校環境を実現するGIGAスクール構想は加速整備され、学校現場での電子端末の普及率は飛躍的発展を遂げています。ICT教育がほぼ当たり前の日常になり、学校での学習や家庭での生活に子どもがパソコ

ンやタブレット、スマートフォン(以下スマホ)といったICT機器に触れる機会は増えました。長時間画面を見続けることで、目や肩、首の疲れや頭痛等、体の不調が起きやすくなっている子どもたち。ICT機器とどう付き合っていけば良いか。正しい距離感や、適切な使い方について、学校と家庭、地域と連携し、子どもたちと一緒に学びながら、社会全体で考えていくことが必要になっています。

多様化する子ども、複雑化する社会において、学校だけで対応するのは、その子の根本的な課題に寄り添う事が難しい場合があります。子どもたちの健康課題を受け止められる養護教諭が軸となり、校内体制や学校・家庭・地域の関係機関等との連携体制を構築しながら、子どもたちを支えていくことが私たちは求められています。

## 2 小中高で子どもの育ちを考える。

小学校は2020年度、中学校は2021年度、高校は2022年度から開始された新学習指導要領では、現代的課題への対応として、心の健康や精神疾患に関する内容の充実が図られています。メンタルヘルス上の課題は、思春期に多く発生し、精神疾患は子どもや周囲の大人にとって身近なものと言えます。一人で抱えず周囲の人に相談することが、心の回復のために大切であることを理解するとともに、自分自身や周囲の人が抱える苦痛に注目しながら、精神疾患への理解を深めることが重要視されています。子どもたちが発するSOSに向き合いながら、体の変調と心の問題をつなぎながら、休養や相談することの大切さを伝え続けている私たち。偏見や誤解が残る心の健康への理解を広げるために、養護教諭の果たす役割は大きいのではないのでしょうか。

2021年度から一部の学校で実施され、2023年度から全国の小・中・高・大・特別支援学校等で実施される予定の「生命(いのち)の安全教育」という性犯罪・性暴力対策を推進するための教育プログラム。このプログラムの実施については、子どもを性暴力被害者や加害者にしないだけでなく、自己理解や人権尊重、他者理解のために必要な学びである性教育の視点から、継続的に学んでいける包括的性教育を展開していくチャンスとしてとらえることができます。どう進めていけばよいか、お互い学び合い、議論を深めていく必要がありそうです。

少子化で、子ども自体の数が減っている中、特別な支援や配慮を必要とする子どもは年々増加しています。発達障がいのある人は、その特性によって通常的生活環境で困難が生じやすく、結果として不登校やひきこもり、精神疾患の併存などの不適応状態を引き起こしているケースもあります。適切な学びの環境作りや、教室での合理的配慮の提供等、一人ひとりの特性を理解した校内の支援体制の構築のために、保護者をはじめ地域の医療機関との連携が重要になっています。学校や家庭、地域全体で子どもたちを見守る体制がますます大切になる中、小・中・特・高での連携もとても重要になっています。

文部科学省「令和3年度学校保健統計調査」によると、「裸眼視力1.0未満の者の割合は、小学1年生で約4人に1人、小学3年生で約3人に1人、小学6年生では約半数」で、年齢が高くなるにつれて増加傾向で、コロナ禍によるさまざまな生活習慣の変化が拍車をかけているともいわれています。スマホは、小学生から持つことも増えました。スマホは、24時間いつでもどこでも人とつながることができる魅力がある一方で、使い方によっては脳に与えるダメージも大きいと言われています。高校生の普及率や利用率は高く、多くの時間をスマホに費やす事が多い生徒との関わりがあります。ある高校生が、「スマホ消えてほしい。連絡取れるだけでよい。みんないじっている。」と保健室でつぶやいていました。顔を合わせたコミュニケ

ーションの機会はとりにくくなっていると感じてなりません。

小中特高の連携をもっと深めていくために、それぞれの保健室で「見て・聴いて・感じた」子どもたちの実態を話し合い、子どもたちのよりよい育ちを支えていくことが何よりも求められています。

## おわりに

社会情勢や児童生徒を取り巻く環境は絶えず変化しています。そして、社会が抱える課題のしわ寄せが子どもや学校にどんどん襲いかかり、余裕のない学校現場。さまざまな困難にあっても、子どもたちは沢山の可能性を秘めて、懸命に生きようとしています。その子どもたちの可能性を引き出すために、学校・家庭・地域が協働して考えていくことがますます大切になっています。学校現場では、安全で安心できる居場所としての学びの場作りを目指して、明るい気持ちで学校保健を充実させていきましょう。子どもたちの健康を支える社会を願い、子どもたちが主体となり、子どもたちの求めに応じた、学校・家庭・地域と連携できる体制作りについて、共に考え、学んでいきましょう。

## 課題提起

### 1 はじめに

もともと本分科会は、学習指導要領を乗り越える私たち自身の教育課程づくりと、保護者・地域・子どもたちとの連携による開かれた教育実践・学校づくりの研究を中心に発展してきました。その後、小学校の生活科と小中高の総合的な学習の時間が導入され、総合学習・生活科の実践交流を求める声が増えました。そこで、地域とのかかわりを扱う内容が多いことから、本分科会の中で総合学習・生活科も実践交流することになりました。

しかし近年では、総合学習・生活科の実践報告が多くを占めるようになり、参加者から「生活科・総合的な学習の時間の実践に学びたいとの関心で参加しているので、学校づくり・教育課程と関連づけさせる必然性がないのではないか」との声が多く寄せられるようになりました。そのため昨年度からは「総合学習・生活科」と「学校づくり・教育課程」とに分けて、別々の分科会として研究を進めていきます。

### 2 課題提起

現代は予測困難な時代と言われ、コロナ禍と相まって学校も教育もこれまでにない変革を迫られています。学力の法定化やGIGAスクール構想をはじめ、矢継ぎ早な改革を前に、私たち自身が迷うこともけして少なくありません。今、目の前にいる子どもたちのために私たちは何を議論し、何を成すべきでしょうか。

見通しのきかない不確実な時代だからこそ、今私たちに求められることは、目の前にいる子どもたちと、この地域にある、この学校だからこそできる実践を積み重ねていくことではないでしょうか。それは、生活科や総合的な学習の時間がめざすところの地域に根ざした学びに他なりません。

短い時間ではありますが、「わたしの学級」「わたしの学校」の実践を持ち寄って交流し、「うちの学校ならあれをこうすればそれができそうだ」と明日へのヒントを得てみませんか。

第 14 分科会 学校づくり・教育課程

第 26 分科会 高校改革・入試制度

## 問題提起

### 「高校再編と研究所」

信州の教育と自治研究所 原 貞次郎

高校再編が加速している中で、研究所の取り組みを振り返りつつ、いまの再編論と高校の在り方について考えてみたい。

#### 1 第 1 期高校再編

(1) 推進委員会への参加と意見表明

第 1 推進委員会（丸山）、第 2 推進委員会（原）

(2) 地域高校調査

白馬高校と白馬村 中条高校と中条村 犀峽高校と信州新町を対象とした。

本調査は、「市町村合併と学校統廃合」調査に継続した。

#### 2 第 2 期高校再編

(1) 再編計画分析批判（意見公表、パブコメ）

(2) 「長野県の教育を考える会」参加（フォーラム、県民集会、県への要請等）

#### 3 成果と課題

(1) 第 1 期では、「地域と学校」を調査考察し、地域高校についての下記の知見を得た。

地域が創った高校、都市部への進学は負担大、小規模ゆえのメリット、特色ある学校づくり、地域・住民の学校参加、小中学校も存続の危機等。

(2) 「考える会」への参加により教育運動へ一定の貢献。が、調査はできなかった。

#### 4 再編再考

(1) 対抗的運動の困難はどこに

少子化=「学校集約・統廃合」の支配的風潮に抗しがたい、学校規模も「大きいことはいいこと」を打破できず。

(2) それにしても余りに杜撰な計画

通学条件の無視、「総合」の名による統合、多部制による「定時制」集約、放課後のない学校等、「単なる縮小統廃合」等々。

(3) 「人材育成」が教育の目的か

文科省関係はもとより、今や県及び県教委も「人材育成」と言うてはばからない。

(4) 「普通高校」の解体

① 普通科解体政策（「教育再生実行会議」、「令和の日本型学校教育」等）の具体化

② 「ふつうの普通高校」づくりはどこへ

(5) 総合学科高校、総合技術高校とは何か

専門高校の役割は何か

## 5 求められる高校像

(1) 「地域の学校」としての高校

野口清人前所長は、前記地域調査の後、学校づくりの視点として6つを示した。①卒業後の継続教育を視野に入れた基礎・基本重視となっているか ②地域と結びついた専門性・実用性となっているか ③小規模校の特性を活かし、地域の後継者育成にとどまらない教育の可能性を追究しているか ④地域住民に支えられた機関とのネットワークを持っているか ⑤学校として必要な研修を、地域が支援する態勢や、地域の教育資産を活用できるシステムはあるか ⑥高校が、地域のシンクタンクや情報発信センターおよび生涯学習や体験学習の場として必要不可欠となっているか。

これは、地域高校だけでなくすべての高校において検討されるべき課題であろう。「新制高校のぞましい運営の指針」でも、①地域の全ての青年に開かれていること ②教育課程が地域の要求に根ざしていること ③教育目標、教育課程を含む学校運営のすべてに住民の参加が必要なこと 等が明示されていた。

(2) 「垂直的序列化から水平的多様化へ」（本田由紀『教育は何を評価してきたのか』）

「日本の学校教育制度の、際立った特徴の一つは、高校段階において普通科の比率が高く専門学科の比率が少なくかつ序列内で低い位置付けが与えられてしまっていることである。多数を占める普通科高校の間には、入試難易度や卒業後の進路に関して明確な序列が形成されている」と本田は診断し、「高校の学科を多様化する。すなわち、現状の専門学科の種別と定員を拡大する。・・・、どのような専門学科からも、上位の学校段階への進学を可能にし、行き止まりの進路とならないようにする」と提言する。しかし、①「序列化から多様化」への転換の指摘は明快で納得でき ②専門学科の拡大等も重要な指摘であり、「学校から仕事への移行」問題をも視野に入れている ③しかし、「普通科の多様化」の説明は説得的でなく、加速している政策の「多様化」に取り込まれるのではないか。

(3) 日高教（日本高等学校教職員組合）

解散する直前2012年、日高教は「新たな高校教育政策」を公表した。そこでは、高校教育の差別化に抗した共通の目的・目標を提起し、90年代からの「国民的教養」論を継承していた。すべての高校生へ職業・労働の教育をという提起や、地域が参加する高校づくり、地域をつくる教育実践も求められるとした。

(4) 長野県高校教文会議「すべての青年に」（2006年）

県高校教文会議は「すべての青年に～人生と生活を築き上げる知識と技能を、明日の社会と世界につながる学びを～」を提言した。共通教養を、単なる知識としてとらえるのではなく、

主権者市民に必要な力としてとらえ、①ともに学び、心理・真実を追究する力、②自治の力、平和的な社会を形成し変革する力、③進路を選び、社会の中に歩み出す力、④情報を読み取り、表現し議論する力 の4点を提起した。「個別最適の学び」が強調され、高校の制度も内容も多様化するなか、「共通・共同」性をどう担保するか問われる。

## 課 題 提 起

### 1. はじめに

2022年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始しました。子どもを含む多くの民間人が犠牲となり、平和な日常が理不尽に奪われました。自制を求める国際社会の声を無視し、一方的に戦争を起こしたロシアの行為は決して許されるものではありません。「戦争は障害者を作り出す愚かな行為」であり、「平和であってこそ障害者が生きられる」という言葉が叫ばれます。

2020年に入り、日本国内でも新型コロナウイルス感染症の拡大が始まりました。日常とは異なる生活は、子ども、大人を問わず、障害のある人びとと家族に、はかりしれない不安と困難をもたらしました。

新型コロナウイルスの感染症の第6・7波により、県内でも多くの学校でクラスターが発生するなど、感染が広がりました。社会にもともと存在していた矛盾や格差、差別と偏見が露わになり、「医療崩壊」「介護・福祉崩壊」が絶えず危惧されるといった、日本の社会保障・社会福祉制度の脆弱さが浮き彫りになっています。

このような社会にあって、私たちの現場ではどんな問題が起きているのでしょうか。

### 2. 特別支援教育の動向

#### ① 2021年度特別支援教育関連予算について

政府の2022年度予算は、防衛省予算が8年連続で過去最大を更新し5兆3687億円に達する一方、文部科学省の一般会計は5兆2818億円（2021年度比162億円減）、文教関係予算は4兆64億円（同143億円減）と、2021年度を下回る予算とされました。保護者や教職員、地域の人々の強い願いである少人数学級については、昨年度、「義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人学級に計画的に引き下げる」とされましたが、中学校については40人学級のまです。35人以下学級の推進に3290人、通級指導や日本語指導教室の充実化に370人、計3660人の基礎定数増に加えて、「小学校高学年における教科担任制」に対しての950人の加配をはじめとした1030人の加配定数増がありましたが、少子化の影響などから7992人の自然減となり、教職員全体で3302人の大幅減となっています。教職員を増やすどころか定数減を行うという、「先生を増やしてほしい」という願いに逆行したものとなっています。

障害児学校の設置基準策定が現実のものとなりました。文科省予算の「公立学校施設の整備」は、昨年度と同額の688億円となっており、喫緊の課題となっている「特別支援学校の整備」が本当にすすむのかどうか疑問です。「特別支援教育の充実」の面では、医療的ケアのための看護師配置が3000人に増やされましたが（昨年比600人増）、ICT活用にかかわる予算が多くを占めており、父母・保護者や教職員が望む教育条件整備とは異なる予算編制となっていると思われます。

#### ② 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が示した方向

2020年11月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」（以下、有識者会議）の「報告（素案）」が示しました。その中で、「設置基準策定」「強度行動障害などの児童生徒の指導体制の在り方の検討」「看護師を法令上に位置づける」など、私たちの長年の訴えを反映した記述がある一方、「特別支援学級在籍の児童生徒は学級活動などを通常学級で行うことを原則とする」「特別支援学級で過ごす時間が一定の時間に満たない者は通級を検討」「特別支援教室構想の具体化を進める」「知的障害者用の文科省著作教科書をすべての教科で作成」「特別支援学校の総合化の推進」「求められる教師の専門性

を細かく規定」「ICT教育の推進（障害や発達段階を考慮しない1人1台端末、通級指導や訪問教育をICT利用の遠隔教育で行う等）」「寄宿舎の記載が一切ない」など、懸念されることが多く含まれていました。その後、12月に行われた第13回の会議では、パブリックコメントのまとめが出され、

- i. 特別支援学級の児童生徒については、「通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、子供の障害の特性や事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等については可能な限り共に行うこととする」に修正。
- ii. 記載のなかった寄宿舎については、「また、特別支援学校の寄宿舎については、特別支援教育における教育的意義も踏まえ、引き続き、その機能の維持に努めるべきである」と記載。

の大きく2点について変更が加えられました。

### ③ 特別支援教室構想

障害児学級の定数改善は、「特別支援学級・通級指導教室設置校公聴会」も「有識者会議」や中教審でも繰り返し訴えるなど、立場を超えて要求が共通しています。しかし文科省は、小学校の通常学級を35人学級にしたことで特別支援学級の児童生徒増に歯止めがかかるかのような甘い見通しをもち、障害児学級の定数改善の具体化には消極的です。

「有識者会議」は、特別支援学級と通常学級の「交流及び共同学習の拡充」と称して、「ホームルーム等の学級活動や給食等については原則共に行う」等の一面的な方向性を示し、障害児学級をなくして通級に一本化していく「特別支援教室構想」を新たな形ですすめようとしています。

東京都では、それを先行する形で2016年度から今年度までにすべての公立小中学校に「特別支援教室」を設置しました。発達障害などのある児童・生徒が在籍学級の授業を抜けて、自校の特別支援教室で自立活動の授業を受けています。担当教員は拠点校に籍を置き、各校を巡回指導しています。東京都の情緒障害等通級指導教室は児童・生徒10人で1学級、学級数+1人の教員配当があります。また、特別支援教室は市区町村ごと児童・生徒10人に1人の配当ですが、それを12人に1人の配当とするよう削減計画をすすめようとしています。都教委は削減計画の根拠を示していませんが、どうやら35人学級実現のために削ろうとしているのではと思われます。

「特別支援教室構想」はインクルーシブ教育とセットで語られることが多く、「障害のある子もない子も通常学級と一緒に学ぶことがインクルーシブ教育」ととらえられがちです。サランカ宣言（1994年）で謳われた「インクルーシブ教育」は、日本で特別支援教育がスタートした2007年頃から強調されるようになり、できるだけ通常学級に在籍させることが「インクルーシブ教育」を推進することのように語られています。マスコミなども含めて、多くの人が「インクルーシブ教育」を『障害のある子もない子も同じ教室で学ぶこと』と、非常に狭い解釈でとらえられる傾向があります。しかし、「インクルーシブ教育」は、単に「学ぶ場の問題」だけではありません。配慮すれば通常学級と一緒に学ぶことができる子には、もちろんそのための配慮がされなければなりません。しかし、現在の通常学級は、管理教育・競争教育が進み、配慮が必要な子どもたちが安心して学べる場にはなっていません。通常学級の教育を改め、どの子も安心して過ごせる場に転換することが求められています。また、配慮が行われたとしても、その子が自分に必要な学びができず、成長・発達が損なわれているならば、それは「インクルーシブ教育」とは言えません。どの子も成長・発達する権利があり、それを保障するのが「インクルーシブ教育」であり、障害者権利条約の精神もそれと同様であることを広く知らせていく必要があります。

## 3. 障害児教育の現場では

今日の競争社会の中で子ども達の生きづらさが顕著になっています。障害児教育の現場でも同様の事態が進んでいます。特別支援教育「元年」と言われた2007年から15年、「学力」向上を競わされる各自治体の教育行政は、授業や学級づくりの面では「教育スタンダード」「授業スタンダード」などと称し

てその「標準化」をめざし、管理面では校長のリーダーシップの下に学校外の専門機関との連携・分担を促進しようとする「チーム学校」(中教審答申、2015年12月)を一律に押し付ける傾向を強めています。その背後には「教育の目標が達成されるよう…体系的な教育が組織的に行われ」ることを求める改定教育基本法(第6条学校)があります。この条文は「教育を受ける者」に対しても「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」こと、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高めること」を求めます。2018年度から本格実施の「特別の教科・道徳」もこの延長線上に位置づくものです。このような学校観・教育観の蔓延によって、教室がかつてなく息苦しくなってきた結果、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室などで学ぶ子ども達が急増しているのではないかと推測されます。

### (1) 小中学校の通常学級では

通常学級に在籍している特に配慮を必要とする児童生徒の数は、全体の6.5%(前回調査+0.2%)といわれました。しかし、医学会では1割超が通説となっているようです。今、通常学級にはさまざまな実態の児童生徒がいます。落ち着きがなく先生や友だちの話が聞けない子、気持ちが逸れやすく集中できにくい子、字の形が取りにくく書くことにとても時間のかかる子、特定の事柄にこだわって切り替えができていない子、表現力が乏しく会話が成立しない子、時には多動・衝動性が激しくトラブルに発展しやすい子など、様々です。

こういった子どもたちを含めた学級では、ユニバーサルな生活や環境設定、誰にも分かりやすい学習展開をしていく必要があります。そして、私たちはコロナ禍の中で「分散登校」という経験を通して、子どもたちとじっくり関わることができ、少人数学級の必要性を改めて強く感じることもできました。このことから、1学級の人数をもっと少なくして、落ち着いた環境の中で生活・学習できるよう条件整備していく必要があります。

また、「配慮を必要とする児童生徒」を、「困った子」としてとらえるのではなく、「困っている子」ととらえる発想の転換をすることによって、その子の困り感を理解しながら考えや気持ちに寄り添っていくことが求められています。一面的な「学力」思考により、授業の質が変化したり、プリント漬けとなったりするようでは、このような子どもたちは自ずと学級での居場所を失っていくでしょう。

### (2) LD等通級指導教室では

通級指導に対するニーズは高く、指導を受ける子どもたちも年々増加しています。2021年度は小中学校の通級が基礎定数化されて5年目でした。児童生徒13人に1人の教員配置を基準に、毎年定数としての配置数は増えています。通級における指導には、2022年、文科省は新たに586人分が予算化されました。しかし、長野県では20人、30人を担当しているというケースも報告されています。「13人未満には配置しない」「13人～25人に1人の教員を配置」という方針が適用された自治体もあり、「規模の小さな自治体から通級がなくなる」「1人の担当が最大25人を担当する」ということが起きています。

国の配置基準が「対象の児童生徒13人に教員1人を配置する」というものなので、都道府県の持ち出し分を0にしようとするとうような形になってしまいます。このようなやり方を広めず、必要としているところにきちんと通級が設置できるよう求めていかなければなりません。

長野県の推進計画も「LD等通級指導教室の拡充」と項目をたて、「本県全域の地域ごとのバランスを見ながらLD等通級指導教室のさらなる設置を検討していきます」と言及しています。また、専門性の確保のための拠点校への「複数配置」と、生活の場により近い教育の場の保障としての「巡回指導」や「サテライト型指導」についても県の推進計画には記載されていて、歓迎したいと考えます。

ことばの教室の増設についても、LD等通級指導教室に加え、「ことばの教室の適切な配置について、増設を含め努力する」という県教委のコメントを得て、実際に下伊那・川路小学校に新たに設置されました。

2018年度より高等学校における通級による指導がスタートし、2019年度には全都道府県で実施されるようになりました。長野県では、「箕輪進修高校」「東御清翔高校」の2校に加え、2020年度より「松

本筑摩高校」でも実施されています。高教組教文会議が主催した「特別支援教育を考える総合研究会」の場では、義務教育現場とはまた違う悩みも多く抱えていることが語られています。

### (3) 小中学校の障害児学級では

#### ① 学級定員の問題

現場からは、「定員の引き下げ」を求める声が非常に強く上がっています。「特別支援教育」や「インクルーシブ教育」の考え方の広がりにより、「遠くの特別支援学校ではなく、地域の学校に」という流れが強まり、「学校判断」の子が小中学校にも多く在籍しています。また、国が認定就学者制度から「認定特別支援学校就学者制度」へと制度を転換したこともあり、もはや障害児学級と障害児学校の法的にも実態も垣根がほとんどなくなってきているといえます。それにも関わらず、障害児学級の定員は四半世紀以上「8名」に据え置かれたままです。早急に6名に引き下げる必要があります。

全国的にみると、各自治体独自の努力により定員を引き下げているところがあります。2015年度は山形が6人、奈良が6人、鳥取は7人、愛媛は「情緒障害において特に必要があると認める場合」5人となっています。青森には県独自の加配があり、知的障害学級も情緒障害学級も8名になると加配教員がつかます。こうした取り組みに学びながら、定員引き下げを前進させていくことが重要です。

#### ② 特別支援学級の利用時数と入退級の問題

県教委は、全国トップクラスの障害児学級（特に自情障学級）の在籍率を下げることに、ここ数年躍起になっています。2021年1月には、『『適切な学びの場』ガイドライン』を現場に下ろし、入級・退級についての基準や道のりを示してきました。その中で、「自情障学級で、概ね週8時間以内の利用が継続している際は、…退級に向けた目標を設定します」という記述が見られたり、文科省の756号通知を強調し、そもそも入級の対象ではないということを暗に押し付けたりする内容になっています。

また、文科省は2022年4月27日付の第375号通知で、特別支援学級の子どもを対象に、「原則として週の半分以上を目安として特別支援学級で学ぶこととし、大半の時間を通常学級で学んでいる場合は、学びの場の変更を検討すべきである」としました。これには「時間数で画一的に判断すると地域の柔軟な取り組みを妨げ、共に学ぶことが制限されてしまう」と障害者団体からも疑問視されています。

学びの場の問題は、言うまでもなく通常学級において、どんな障害があっても効果的な授業が受けられるような手厚い教員配置や学級定員の引き下げがなされ、また「通級指導教室」が必要な学校すべてに設置されて、学びの場の選択肢として用意されている前提のもとで言えることです。

「通級指導教室」は、国の定数化を受けて長野県でも徐々に整備されつつある状況ですが、「ガイドライン」や文科省通知を示して退級を迫る一方的なやり方は不当であると言えます。実際に、入級の判断が厳しくなったという事例や、ようやく保護者の同意を得て入級をすすめようとしたところ「小6になっての入級はあり得ない」などと実態を考慮しない事例も報告されています。その子にとって最適な学びの場で学ぶことは大いに歓迎すべきことですが、「自情障学級の在籍率を下げる」という数字合わせのために、「ガイドライン」や文科省通知が恣意的に運用されることがないように注視する必要があります。

#### ③ 特別支援学級のサービス通級の問題

ここ数年、以前からあったサービス通級の問題が大きな問題になって、子どもたちの教育を圧迫しています。「年度当初定員ぎりぎりの8名でスタートしたが、年度途中で入級があり、気がつけば10人在籍していた」「通常学級にいられなくなった子がサービス通級として自情障学級に通い、本来の在籍している学習にも大きな影響を与えている」などの声が多数あります。年度途中の加配や支援員等の配置など、早急にできる措置を県や地教委に求めていくことが重要です。

#### ④ 標準から外れた障害児学級の編成

通常の複式学級は14人1学級ですが、複式にしてよいのは2学年までで3学年にまたがらないのが原則です。生活年齢や学年行事などへの参加を考えれば、障害児学級も同様の編制が行われるべきです。

また、通常の複式学級は小1が在籍する場合は、14人ではなく、8人1学級となります。そうであるなら、障害児学級も小1が在籍していれば8人より少なくするという配慮がされるべきです。

また、学級の大規模化について、2013・2014年に出された「特別支援学級および特別支援学校小学部・中学部における『標準学級』の考え方について」に基づいて、学級全体の児童生徒数を8で除するのではなく、児童生徒数が標準を下回っている下学年から順に編成するよう文科省は考え方を（表1）各都道府県教委に示しています。しかし、長野県は「実際の学級編成が標準学級に縛られるものではない」などとし、標準から外れた編成を行っています。表のような事例であれば3学級になるところを単純に8で割って2学級編成に抑え、子どもたちや現場教職員に困難を押し付けている状況になっています。

学年(年)	1	2	3	4	5	6
児童生徒数(人)	3	2	2	4	3	2
標準編成(文科省)	①		②		③	
標準から外れた編成(長野県)	A	B		A	B	

表1: 文科省「標準学級」の考え方について(2014)

### ⑤ 1名でも障害種別の学級の設置を！

国は1名でも特別支援学級の設置は可能としているにも関わらず、長野県では「3名揃わなければ社会性が育めない」との理由で「3名そろふこと」が条件となっています。運用上の工夫で簡単にクリアできることであり、理由としては成り立ちません。

弱視、難聴、肢体不自由、言語障害、身体虚弱、自閉症・情緒障害の学級が各々設置され、それぞれの学級で専門性が発揮された障害種別の教育が行われることが、「合理的配慮」の観点からも当然必要ですし、各学校の特別支援教育の充実の面からも非常に有効です。各担当者が専門性をもちより、一人ひとりの子をより多角的で多様な視点からとらえることもできるようになります。

### ⑥ 支援員制度の抜本的改善を

特別支援教育のスタート時、発達障害のある子どもたちへの対応として、新たな教員配置は行われず「特別支援教育支援員」の配置で乗り切ろうとしました。しかし、国からの支援員の予算が「地方財政措置」として、他の予算とひっくるめて市町村に交付されるため、各自治体の考え方によって、支援員の配置や待遇に大きな格差が生まれています。また、どの学校でも感じられているように、現在の学校において支援員の存在は欠かせないものになっており、通常学級の支援や特別支援学校判断のお子さんへの支援など、専門性の非常に高い内容を請け負っているのが実態です。それにも関わらず、低賃金で時数や日数にも制限があり、大きな矛盾と困難が支援員に押し付けられているというのが実態です。

### ⑦ 特別支援教育コーディネーターの課題

特別支援教育コーディネーターからの悲鳴が年々深刻さを増しています。学校全体が「インクルーシブ教育」を推進する上で、まず、その中心となる「特別支援教育コーディネーター」を定数配置し、専任化することが不可欠です。文科省も「コーディネーターの専任配置」について言及しました(2016年教育再生実行会議 第9次提言)。一方、長野県は県の推進計画に記されていた「マネジメントリーダー」の計画が未だ検討中となっています。「UD(ユニバーサルデザイン)リーダー」が配置されましたが、県教委は、特別支援教育コーディネーターとは関連がないと明言しています。また、特別支援教育課教育幹は、「県としても、支援の必要な児童生徒一人一人の支援に、本当に学校の中で要になっていただいている大事な存在だと認識しております。業務に注力できる場合にメリットとして考えられることは、一人一人の実態把握や合理的配慮、自立活動といった必要な支援の内容の充実、またチームでの組織的な対応の推進、教育相談、外部機関との連携等々、インクルーシブな教育を推進する上でたいへん重要な役割を果たしていると認識しています。そのために引き続き国に特コの専任化・基礎定数化について要望してまいります」と回答し、専任化の重要性を認めています。特別支援教育を学校に位置づけるためには、そのキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターの専任化が欠かせません。

## ⑧ 医療的ケアを要する子どもたちの教育

特別支援学校に限らず、近年では小・中学校にも医療的ケアを要するお子さんが入学するケースが増えています。「インクルーシブ教育」の観点からも「地域で暮らす」という当たり前のねがいからも、これからも増えていくことが予想されます。医療的ケア児が増加する中、2021年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」）が成立し、同年9月に施行されました。「医療的ケア児」を法的に定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを日本で初めて明文化した法律です。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的としています。

今回の医療的ケア児支援法の成立により、各省庁および地方自治体は、医療的ケア児への支援に「責務」を負うこととなります。医療的ケア児支援法の施行にともない、各自治体に地方交付税として予算が配分されます。各自治体が予算を持ち、強制力のある中で医療的ケア児を支援する事業を進めていくことで、これまで地域によってばらつきのあった支援体制の格差是正が期待されています。

各自治体は、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）などで医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制を拡充する責務を負うこととなります。地方自治体が主体となって進める事業となるため、各自治体や現場の実態を把握し、改善を求めていく必要があります。

### （４）障害児学校の課題

#### ① 障害児学校「設置基準」既存の学校への適用により、過大・過密の改善に向けて前進！

障害児学校の教室不足の問題が切実となり、2021年10月に発表された文科省調査では、全国で3740教室が不足し、2019年より教室不足が578教室増加しました。長野県でも、19年の44教室から69教室へと教室不足が増加しています。

2020年に、文科大臣が「設置基準は必要」と述べ、その後中教審答申にも「設置基準の策定」が盛り込まれました。2021年5月には、「特別支援学校設置基準の制定（案）」を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。文科省の制定案には、「適正規模を示さない」「障害種に応じた必要な施設、設備について定めない」「既存校は努力義務にとどめる」など不十分な内容も多くありました。

9月に出された省令は、今回の設置基準が学校を設置する上での「最低限の基準」であり、設置者は「これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」としていることから、子どもたちの教育条件の改善を図っていく上での足がかりを築くことができたとと言えます。尚、既存校の基準の適用について設置基準では「当分の間、なお従前の例によることができる」と猶予されていますが、可能な限り速やかに設置基準を満たすことが求められます。既存校の教室不足解消のための「集中取組計画」を作成することを国から要請され、長野県は昨年度策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」を提出しました。その後、普通教室等の増築計画について1月14日に開かれた臨時県議会の中で「特別支援学校教室増設事業費」に9,113万円が補正予算として認められました。普通教室等（小諸養護9、安曇養護8、飯田養護9、諏訪養護5、伊那養護3）を増築するとしています。今後10年以内に見込まれる不足への対応で、「良好な学習環境を確保する」ことが目的とされています。

今回の増築の計画は、教室不足解消という面ではたいへん大きな成果です。しかし、教室増や駐車場の確保でグラウンドがどんどん狭くなり、運動が制限され、廊下で体育をしている現状や、調理室や音楽室・プレイルーム・職員室などの特別教室が教室になる現状などもあり、さらに過密・過大化がすすみ、教育条件が悪化する点で大きな問題があると考えます。学校や分校の新設など、抜本的な改善計画の策定が求められます。

#### ② 問題だらけ！当事者不在の「長野県特別支援学校整備基本方針」

県教委は、「県特別支援教育連携協議会」や、それに付随する「専門家委員会（非公開会議）」からの意見を受け、昨年1月14日に「長野県特別支援学校整備基本方針（案）」を公表し、1月18日から2

月 18 日までパブリックコメントを募集しました。結果、46 人から 188 もの意見が寄せられましたが、ほとんどの意見について誠実に回答しているとは言い難い内容で、「整備基本方針」への反映も不十分なまま、3 月の定例教育委員会で決定してしまいました。

「個別の指導計画を全県統一の形式にする」「生活単元学習などを学習指導要領との関連を明確にするためにシラバスを県の示した形式に基づいて全特別支援学校で実施させる」「障害のある子どもたちの教育を就労偏重のまま見直そうとせず、『専攻科』については一言も触れられていない」「障害児学校の増設はもちろん、分校の設置すら全く触れられておらず、分教室路線を踏襲していく方向」などなど、現場が求めている内容、子どもたちの願いとはかけ離れた内容で埋め尽くされています。

今後、この方針に従い、現場への大きな負担、子ども不在・教科優先・就労偏重の授業、個別の指導計画・シラバス等による県教委による教育内容の統制と強制が上意下達的に広がり、障害児学校に留まらず、障害児学級に波及することも予想されます。それはこれまで、子どもたちをまるごと捉え、子どもの願いから出発して組み立ててきた教育を 180 度転換させる危険性をはらんでいるもの見る必要があります。

### ③ 障害児学校の教職員定数増の課題

2019 年度から 5 年間で自立活動担当教諭 120 人増の計画が出され、複数年の計画としては決定されませんでした。単年度で 22 年度も 25 人増となりました。2021 年 5 月での教職員定数のかい離は 179 人（県教委資料、寄宿舎教員等含む）となっています。寄宿舎教員については、乖離解消に向けた計画が未だに示されていません。引き続き乖離解消に向けてとりくみを進めていく必要があります。

### ④ 障害児学校スクールバスに関わって

2020 年度以降、感染症対応などとして「児童生徒の通学保障に対応するスクールバスの配備」「安心・安全な通学保障のためのスクールバスの増便」「感染症対策として、重症化リスクの高い児童生徒を対象にジャンボタクシー等を利用した増便」などが行われてきました。2022 年度に向けて、1 月の臨時県議会で「特別支援学校スクールバス緊急整備事業」として 1 億 2841 万 3000 園の予算が認められました。松本養護学校に 1 台増車、花田養護学校に 2 台新規配置、飯田養護学校と小諸養護学校、諏訪養護学校は各 1 台更新とされています。

増車にあたっては、民間委託がセットで行われています。教職員の負担軽減といった側面はあるものの、運転手の高齢化が指摘され、事故の報告も何件か上がっているなど、安全な運行という面で心配があります。県教委に対して民間委託にあたっての具体的な条件整備などを示すことや、丁寧な実態把握を求めていく事が必要です。

### ⑤ 障害児学校でも進められる「GIGA スクール構想」

I C T 環境を整備し、いつでも・どこでも・誰でもが充実した学びを享受する方針を文科省が全国の小中高校で進めており、県内の障害児学校でも各種機器の配置が行われています。一見、障害の有無の隔てなく平等になされた措置のようですが、実際の使用法は現場任せというのが実態です。問題点の一つは、危機の整備やメンテナンスの担当者を中心に各教員の仕事量が増えることです。これでは多忙化の解消とは逆方向です。そもそも、子どもも教職員も、それらの機器を使いこなすことが前提であることが最大の問題です。本来なら目的に適したハード・ソフトを選択し、必要なサポート体制の下で教育活動が実施されるわけですが、前もって与えられた機器や限られた人員のみで活動を考えなければならぬのが今回の施策です。もしそれらを使いこなせないなら、それは本人の努力不足に過ぎないという自己責任論が、ここにも垣間見えます。

### ⑥ 全国的にすすむ寄宿舎の統廃合に注意を

全国的に寄宿舎の統廃合には引き続き注意が必要な状況です。生徒が減少している盲学校、ろう学校の統合や、寄宿舎に安易に他校の子どもたちを入舎させて片方の寄宿舎を廃舎にする動きが各地で見られます。入舎基準を「通学困難」に限定することで舎生を減らし、舎生の減少を理由に統廃合を行うと

いう事例も見られます。また、養護学校義務制から 40 年以上が経過し、校舎や寄宿舎の老朽化が顕著になり、建て替えや移転をきっかけに統廃合がもくろまれるという例もあります。コロナ対策として利用人数を減らして対応している寄宿舎も多いようですが、それが意図的な舎生減につながられる可能性もあります。放課後児童デイなどが増加する中、学校教育の一環としての寄宿舎の教育的意義や役割を丁寧に語っていくことが大切です。

### (5) 高校では

県内公立高校に在籍する発達障害の診断を受けている生徒の割合は 2021 年度 3.74%(前年度 3.39%)です。調査開始の 2007 年度から 10.3 倍の増加となりました。課程別では全日制 2.95%、定時制 20.2%、通信制 6.9%と、多部制・単位制高校を含む定時制課程に発達障がい生きづらさを持つ生徒は偏ります。更にスクリーニングの結果も加わり診断名の有無にかかわらず特別なニーズを持つ生徒は、すべての高校に在籍しています。すべての高校において合理的配慮について可能な範囲で支援・配慮が実施される認識がなくてはなりません。

中学校特別支援学級から高校への進学は 74%となりました。自情障学級からの進学は約 90%と増加しました。単位制・多部制高校、夜間定時制高校は全日制課程に比べ少人数の学習環境が編成できることが大きな安心につながることから進学率の高さが証明されます。今年度も公立高校入学者選抜は全県的に募集定員に満たない高校が殆どで、受験者はほぼ全入の実態がありました。知的な困難を抱える生徒の社会へのつながりが的確にできる体制が高校には整わない現状があります。

また、現在高校進学者の 8 人に 1 人が通信制高校に在籍しています。私立高校の入学者募集定員についても地域によっては公立高校の定員割れを引き起こすこととなり公立私立高校間において議論が継続されています。

高校間には相変わらず特別支援教育に関して教職員の意識に温度差があります。しかし、高校の特別支援教育コーディネーター養成講座、地域協議会では発達障がいサポートマネージャーが同席して高校における合理的配慮の事例が示され、また「高等学校学習指導要領」には障害による学びの困難に対応する「特別な支援」について各教科別に特記されていることから、事実上合理的配慮の実施は行いやすいものとなりました。

新たな問題として、コロナ禍と GIGA スクール構想による ICT 教育の導入という急激に迫る学び方の変化があります。個別最適化と銘打つ学びのための一人一台タブレットは進学校では全員購入でいち早く整えられ、新たな大学入試制度に向けた対応と授業づくり、評価についての検討が行われています。しかし、経済的な理由も加わり、定時制課程のほとんどの生徒には県からの貸し出しタブレットがようやく整備され、教員には配布されないまま休眠状態です。多様性を受け入れる学びの場の選択幅は広がったと言えるでしょうか。生徒の所属選択によって不利益が生じることの無いように問題を明確化していきます。

#### ① 県立高校再編について

全県の「再編・整備計画」が確定され公表されました。特別な教育的ニーズに現場が応えるためにはこの機会に少人数学級の実現が不可欠と考えるようになりました。地域住民からも圧倒的に多く出された「少人数学級にして今の学校を維持していく」という意見は全く反映されず、現在の 40 人学級を将来的に固定したものとしています。

少子化による学校の統合は生徒に主体を置いたものではなく、多様な学びの場は、選択の多様性として置き換えられ普通科高校を減らし「総合学科高校」「総合技術高校」の立ち上げによってごまかされています。最も重要視される再編は、1 区（長野地区）の定時制通信制課程 4 校〔長野吉田高校戸隠分校、長野商業高校（定時制）長野西（通信制）、長野高校（定時制）〕と長野東高校（全日制）を集約して長野東高校（全日制）を多部・単位制のスーパーフレックス校（仮称）に統合する計画です。小規模の夜間定時制をなくし、1 校に集約することで、遠隔地からの交通手段や通学時間、経済的負担に影響

することは明らかです。少人数の学習環境が保障される見通しも懸念されます。県は新しい学校の枠組み、あり方については言及せず現場の教職員に丸投げにされている有様です。

高校における特別な支援の継続が必要な生徒に適した学びの環境となるよう、今後も確かな実践の中で、明確な要求を提示していく必要があります。

### ② 新たな高校入学者選抜制度について

新たな入学者選抜制度（2021年9月第3次案）では、令和7年度（2025年度、現在の小学校6年生）入試から前期選抜を実施するすべての高校に、基礎的な学力検査（5教科200点満点）を義務付けました。後期選抜には「一般選考」（5教科の学力検査500点満点）で英語にはリスニングに加えスピーキングが入ることの検討、後期選抜実施全校での「面接（紙上面接を含む）」の導入が提示されました。調査書の記載には「観点別評価」を入れないなど変更案が公表されました。定時制課程については後期選抜を受けていない生徒も再募集に出願できることから、再募集と追加募集を統合し、追加募集は行わないことが決定されています。

提案のねらいは、新しい学習指導要領に即して、学力や多様な資質・能力を伸ばすことに繋がるとしていますが、高校改革～夢に挑戦する学び～と入学者選抜の方法がどのように合致しているのか全貌が明らかではありません。

新たな入試選抜以前に、現在中学校から要望の強い入学者選抜試験にかかわる配慮について「合理的配慮の提供」が日常的に実現していないことが問題です。

### ③ 高校における「通級による指導」

平成30年度（2018年）より制度化された高校における「通級による指導」の実施については、全国的な進捗状況も手探り状態の実態があります。現在長野県における実施校は多部制・単位制の3校（箕輪進修高校、東御清翔高校、松本筑摩高校）です。3校の実施方法、実施内容には施設設備、対象生徒の特性、募集の観点による違いがあります。対象生徒数も、担当教員数も各校によりさまざまです。担当教員について高校側への専任配置はなく、特別支援教育の免許のない教員が、本来の教科指導も行いながら多忙を極めています。結果として対象となる生徒数は少なくなる実態があり、現在3校で17名が通級指導を受けて単位取得をしています。

高校における「通級による指導」は対象生徒にとっては有効であり、教室に戻って力を発揮できることは高く評価できます。近隣の特別支援学校からの巡回指導教員により、複数の高校教員が自立活動を理解し、個別の支援計画、教育指導計画作成により特性のある生徒と向き合うことで、該当校における特別支援教育の充実と定着の一役を担うことにも繋がると言えます。

通級指導を通じ、改めて中学校との間に必要とされる連携、小、中学校における継続性、特別支援学校から学ぶべき自立活動など今後も様々な連携を意識することで、高校だけで解決しようとする地域ぐるみの特別支援教育を目指します。今後は県主導で基準（募集、様式、手順など）が示され、全日制高校にも導入されるなど新たなインクルーシブ教育が高校全体の特別支援教育の底上げとなるよう要求を続けます。

## 4. おわりに

障害者権利条約は2006年に採択され日本が批准したのは2014年です。今回初めて国連の対日審査が行われて日本政府に対する「総括見解」（勧告）が示され、日本の「特別支援教育」は「分離した教育」だとして中止を求める勧告が示されました。障害者権利条約があるこの時代において障害のある子どもたちの権利としての教育はどうあるべきか、インクルーシブ教育の可能性を問い直す時期が来ているのでしょうか。このことにより現場に動揺や混乱が起こらず、子どもを中心に据えた教育実践が継続されることを願います。

「障害児教育の専門性」は、子どもたちの事実を語り合い、障害に応じた教材、施設・設備などを用

意し、子どもたちにあった実践を創造するいとなみを通して教職員集団の中に蓄積され、発展してきました。教職員を管理強化や序列化によって分断し、指導の個別化・訓練化・マニュアル化、モザイク的子ども観等が促進され、目に見える「できる」ことを求める教育の質的後退は、「人格の完成をめざす」教育の目的とはかけ離れてしまうでしょう。

本教研では、分科会の名称もあえて「障害児の教育」と付け加えてあります。「特別支援教育」の問題点を洗い出し、明日の長野県教育を指し示す活発な論議を期待したいと思います。

## 2022年度長野県教育研究集会 第18分科会

## 青年期・定時制・通信制の教育 課題提起

## 1 定通制に学ぶ生徒をめぐる現状

## 1-1 コロナ禍と定通制生徒の現状

コロナ禍が2年以上続き、収束の見通しは立っていません。非正規労働者の増加、社会保障の切り捨てなどが貧困と格差を増大させ、事態を深刻にしています。定通制で学ぶ生徒の貧困の実態も以前と比べて一向に改善することはなく、コロナ禍によって一層深刻になっています。

2020年度は、各種体育大会や文化的なイベントが中止になり、それは定通制高校でも同様でした。また、行事を取りやめた学校も多く、生徒の学習権という観点からは不正常的な状態だったと言えます。コロナ禍で様変わりした学校生活は生徒の心を大きく乱しました。

厚生労働省が悩み相談窓口として紹介するNPO法人「あなたのいばしょ」には、若者を中心にチャット形式で月約2万件の投稿が届いています。投稿を分析すると、20年春の最初の緊急事態宣言期間には「コロナ」「不安」という言葉が多く使われていました。しかし、21年夏の宣言期間では「死」が最多で、「学校」「友達」が次いだそうです。【資料①】

文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2021年10月発表）によると、20年度は小中学生の不登校が過去最多の19万6127人（前年から8%増）となっています。また、同年度の小中高生の自殺者数は前年比36%増の過去最多415人で、調査開始以降最多となる深刻な状況です。厚労省の自殺対策有識者会議は本年4月、「学校行事や部活動が従前より行われず、生徒への心理的影響が長期的に危ぶまれる」と報告しています。

現在、休校は減り、学校行事も再開する一方、屋内のマスク着用や黙食は続いています。悩みを抱える子ども達に寄り添った施策と取り組みが求められています。

## 1-2 ますます多様化する生徒達

生活階層の格差拡大の中で、定時制や通信制を希望する生徒は増加してきました。現在は減少に転じたものの困難さは変わりありません。経済的理由による者はもちろん、不登校、他の高校の中退生、特別支援学校あるいは特別支援学級出身の生徒、日本語を母語としない生徒、さらに「発達障害」の生徒も増加しており、ますます多様化しています。小学校、中学校とほとんど学校に行っていない不登校の生徒と他の高校の中退生が混在するため学習集団の中に極端な学力差があることも最近の特徴です。全日制に比べれば少人数の学習集団にもかかわらず大きな学力差があり、授業をする上での困難は増えています。学力差に加え、人間関係を作るのが苦手であるためホームルーム活動や生徒会活動も困難です。

ヤングケアラーに関する調査（文科省・厚労省2020年12月～2021年1月）によれば、家族の介護を担っている15歳～29歳の「若年介護者」が17万人以上存在します。全日制では4.1%が該当するのに対し、定時制8.5%、通信制11.0%となっており深刻な状況です。長野県の同様の調査（2021年9月）によれば、全日制2.1%、定時制3.8%、通信制8.4%となっています。

## 1-3 定通制の生徒数の推移

## 1-3-1 定時制の生徒数の推移

文科省学校基本調査によれば中学校卒業生がピークだった1988年、全国の公立定時制高校学校数は926、志願者数は62032（志願率96.8%）でした。以降の推移は以下の3段階に分けることができます。【資料②】

①中学校卒業生数の減少に伴い全日制定時制とも志願者が減少した期間。

（～1996年度：96年度の学校数は859、志願者数は37036）

②定時制志願者のみが増加に転じ志願率がついには100%を超えた期間。

（1997～2010年度：10年度は学校数671、志願者数52129、志願率107.7%）

この時期には、志願者数が増加しているにもかかわらず、学校そのものが統廃合や単位制の強制などによって年々減少していました。

③学校数、志願者数、志願率とも減少を続けている期間

（2011～2021年度：2021年度は学校数608、志願者数22215、志願率は51.4%）

2009年2010年と定時制の志願率が100%を超え多くの定員外不合格者が生み出されたことは、

極めて異常なことです。また、2011年度以降の100%を割る志願率自体は、教育の機会均等を保障するという定時制本来の役割が果たせるようになったとも言えなくもありません。

志願者減の要因としては、当初は授業料無償化により経済的負担が一定軽減され志願者が私学を含む全日制に移行したこと、株式会社立を含む広域通信制への流入、学校数の減少により通学が不可能になり志願を諦めたこと等が考えられました。

ここ数年は、広域通信制の生徒数が激増しており、都市部公立全日制（所謂底辺校に限らず）の定員割れが発生しています。最近の定時制志願者減の最大の要因だと考えられます。

### 1-3-2 通信制の生徒数・学校数の推移

#### ①通信制高校の学校数

公立は微増（1988年度68校→2021年度 77校）

私立は激増（1988年度17校→2021年度183校） 2003年に公私は逆転【資料③】

公立が微増から微減に転じたのに対し私立は10倍以上の増加です。これらの要因としては、構造改革特区法（2003年）に基づく株式会社立の広域通信制高校の増加や技能連携校の通信制高校への転換が指摘されています。

#### ②通信制在籍生徒数

公立は減少（1988年度9万2884人→2021年度 5万3880人）

私立は激増（1988年度6万3338人→2021年度16万4509人）【資料④】

2003年以降、中学新卒で通信制に進学する生徒が増加し続けています。通信制の新入生に占める中学新卒者数の割合は、2015年以降過半数を超え、その割合は増加傾向にあります。

中学新卒者数の減少とは別に、定時制と公立の通信制の生徒数が減少傾向にあり、その減少部分の一定割合が広域通信制を含む私立の通信制へ流れていることがわかります。

広域通信制高校が増加してきた背景には、全国に点在するサテライト施設の存在があります。サテライト施設とは、主に広域通信制高校と連携してその教育活動を支援する（教育活動の一部を実施できる場合もある）施設を言い、「協力校」や「技能連携施設」、「サポート校」などの形態をとっています。2017年度では、少なくとも全国に「協力校」は220施設、「技能連携校」は214施設、「サポート校」は1475施設あるとされています（文部科学省、2018年「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する調査結果」）。サテライト施設の位置づけは通信制高校ごとに異なり、自治体からの認可状況に応じて、実施することが可能な教育活動の範囲も異なります。

サポート校は1992年に誕生し、構造改革特区法（2003年）によって急増しました。サポート校という呼称は通称であり、法的な根拠・区分・権限などはなく、基本的には学習塾です。

構造改革特区法（2003年）に基づく株式会社立の通信制高校は、2004年に最初の1校が設置、以降急増し2011年には22校になっていました。特区制度が地域おこしの手法とされていたこともあって、所在地が地方の辺地に偏っているのが特徴でした。既存の学校と違い、校舎や運動場等の施設についての条件が緩いのが経営上の利点である一方、私学助成金が受けられず、また学校法人への寄付には認められている税制上の優遇措置がないという財政的に不利な面もあり、約40%の学校が赤字に陥っていると言われています。

利潤追求を第一とする「株式会社立」の広域通信制の在り方には、特区外での教育活動・不適切な教育内容・無免許授業・「高等学校等就学支援金」不正受給等々、多くの問題がありました。このため、政府は本制度の全国での解禁をしない方針を固め、既設校は希望すれば学校法人に移行できるよう支援するなどしたため、株式会社立の広域通信制は年々減少し2022年現在15校になっています。

### 1-3-3 長野県の定時制の生徒数の推移

これらは長野県も同様の傾向にあります。生徒数がピークだった1990年の長野県の全高校生徒数は98023、定時制生徒数は1642（1.68%）でした。2006年には全生徒数52957、定時制生徒数は1649（3.11%）、割合ではほぼ倍に増加しました。この間4校（松代、丸実、須坂、岡工）が募集停止になったにもかかわらずです。以後、07年には松本工業が、08年には上伊那農業が多部制・単位制への統合という形で募集停止になりました。08年度以降の生徒数の推移は【資料⑤】の通りです。増加し続けていた定時制生徒数は2012年度の2228をピークに減少しています。また、多部制・単位制でない（＝従来の）定時制の生徒数は06年をピークに減少しており、2022年は1.47%でした。

2002年、長野県に私立の通信制高校（地球環境）が誕生しました。以降、学校数・生徒数とも増加し、2017年以降は私立の生徒数が増加、公立は微減傾向が続いています。とりわけ、2021年の生徒数は前年の2415から4342に、2022年には5397に激増しています【資料⑤】。

長野県の「株式会社立」の広域通信制高校については、過去に2校（さくら国際高校、ビューマンアカデミー高校）ありましたが、現在は両校とも学校法人化されています。また、「株式

会社立」を含む広域通信制のサテライト施設が県内に80以上あり、これらの実態についても研究していく必要があります。

### 1-3-4 高校再編問題

第1期再編は、望月高校の廃校により終了しましたが、長野西校望月サテライト校が、2020年4月に開校されました。完全移行となった2021年度でも人事面・施設面ともに教育条件は依然整備されていません。学校が主体となる民主的な学校運営と教育条件の充実が必要です。

2022年5月、「高校改革～夢に挑戦する学び～実施計画」の第3次案が示され、第2期再編の全体像が明らかになりました。【資料⑥】

以下の問題点があります。

- ①旧通学区をまたいだ定通制の配置の検討は、これまで県教委が示してきた、定通制の配置は旧通学区単位で考えるという方針にも反している。
- ②新校懇話会の検討と教育委員会や県議会における議決をないがしろにしている。
- ③これまで高教組、定通部が求めてきた「少人数の学びの保障」「通学が困難にならないよう現行定時制の存続」「東御清翔高校の二部制の維持」「教育の機会均等のための定時制専門料の維持」は、ことごとく反故にされている。
- ④3部制の多部制・単位制を設置して定通制を集約することを自己目的化した結論である。
- ⑤通学区域を広域化することで学習しやすい環境をはく奪し、定時制を選んだがゆえに専門的学びができなくなるという教育の機会均等に反する。

## 2 就学保障・進路保障と教育条件整備

### 2-1 授業料、学校徴収金

2014年4月から「高等学校等就学支援金制度」（授業料への所得制限）が導入され、授業料原則無償化が廃止されました。就学支援金は申請により認定・支給されますが、要件を満たしていても申請手続きをとることができなければ徴収になります。特に定通制では、生徒だけでなく家庭に手続きについて伝えて対応を促すことが困難なケースもあり、担任をはじめとする教職員の負担が増えています。

長野県の支給認定率は2021.2.17現在81.49%（2018.4.1では83.33%）ですが、定時制は生徒総数1741名中1551名（89.09%；2019年度は79.42%）、通信制は847名中399名（47.11%；2019年度は73.04%）でした。マイナンバー利用による手続きの簡素化も図られていますが、マイナンバーを取得してない家庭も多く、定通制では従来通りで、簡素化には程遠い状況です。授業料不徴収を復活させるべきです。

教育の無償化は、経済的困難世帯及び生徒に対する支援という側面を持っていますが、何よりも「権利」であるという捉え方が重要です。「教育を受ける権利」は、それぞれの世帯の経済状況・年齢のいかんに関わらず、すべての人に保障されるべきです。「授業料無償化」の復活、教育の無償化への国民的運動が求められています。

また、奨学の給付金もありますが、基本的には公的資金を財源とする給付型の奨学金であるべきで、一層の拡充を強く求めます。

学校徴収金も、各校の工夫と努力で徴収額を極力減らしていますが、徴収金を納入できない生徒も多く、未納の生徒も増えて対応に苦慮しています。とりわけ、給食費の徴収が厳しい状況になっています。

2019年度から導入された「高校生のための学びの基礎診断」（実施校全日制73校（92.4%）、定時制11校（55.0%）；県教委昼間まとめ2019.11）は、民間業者1社のテストが大半を占めています。民間ツールの受験料の平均額は1回あたり4629円（全課程平均、2018年度高教組調べ）で生徒・保護者の経済的負担は大きなものになっています。

また、ICT活用の教育については新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、加速的に整備されています。しかし、高校の場合基本的に生徒・保護者負担が前提です。これらの施策は、教育を受けるための生徒・保護者の負担を当然視する新自由主義的な方向性を持っており、教育無償化に逆行するものです。

### 2-2 補助金問題

#### 2-2-1 教科書代

2011年9月に行われた信州型事業仕分けで定時制教科書補助と夜間定時制夜食費補助がその対象になり、結果的には両事業の予算は増額され、さらに夜間定時制の生徒については条件が事実上撤廃されました。しかし県教委は信州型事業仕分けの論議と結論にきわめて限定的に対応し教科書購入費補助については夜間定時制に在籍する生徒のみを対象としました。（通信制については従来通り）

### 2-2-2 夜食費

夜食費補助の単価は増額されましたが、現実的には様々な問題が残っています。生徒のおかれている貧困の状況は進み、夜食費の徴収額は以前と変わらないため給食費の支払いができない生徒がいる状況も依然続いています。

過去には、「完全自校給食」の学校もいくつかありましたが、県内の殆どは弁当給食であり、さらにパンと牛乳のみの補食給食の学校もあります。様々な理由で夜食を摂ることができない生徒の増加による喫食数の減少で、業者が撤退し弁当給食に切り替わった学校では、それにより一層喫食数が減ったという報告もあり事態は深刻です。

夜食が「委託調理給食」として実施されているのは、飯田OIDE長姫の1校になりました。

### 2-2-3 芸術鑑賞・修学指導事業

2011年度末に突然、芸術鑑賞費・修学指導事業費について予算カットが判明しました。その後、交渉的意見交換を経て、芸術鑑賞費については一部回復しました（入場料は廃止、公演料は1校3～5万円）。しかし入場料が廃止されたこと、公演料の補助金が少ないこと、大規模校（生徒数300以上）には公演料が補助されないなどの問題があり、実施が困難になったこと、生徒負担が増加したことなどが報告されています。

修学指導事業については全額カットされたままです。対人関係に問題を抱えていたり、学校生活に向き合えない生徒達にとって、あるいは本来のキャリア教育としても非常に重要な位置づけを持っていた修学指導事業費の打ち切りによって各校には様々な影響が出ています。

2013年度の春闘回答交渉では「予算的に厳しく、修学指導事業を復活することはできないが、社会的自立支援事業を定通制でも積極的に活用してほしい」と県は回答しています。社会的自立支援事業は2018年度で計画期間が満了しました。修学指導事業の復活、あるいはその趣旨を継続できるような施策が求められます。

### 2-2-4 日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業

また、定通制のみの課題ではありませんが、信州型事業仕分けに続く2012年の「県民協働による事業改善制度」の試行で「日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業」が対象になりました。対象の生徒が定通制に多数在籍することから、高教組定通部は外国籍ネットの方々と共同し検討を行う有識者への説明などを行いました。県教委の事業に対する自己評価は「継続」でしたが、信州型事業仕分けと同様、本質的な教育論議が行われ、拡充を求める意見が多数を占めました。本年度も3127000円が予算化されています。

### 2-3 就労問題

全教が実施した『2021年度高校生の就職内定実態調査（卒業時）2022.7.15』によれば卒業時の内定率は2019年度の98.3%をピークに96.5%（前年度97.3%）に下がっています。定時制・通信制の内定率は85.5%（前年度87.2%）と低く、不安定雇用率が6.2%（前年度0.5%）と全体の1.2%（前年度1.3%）より高くなっており昨年度に比べ急増しています。

また、定通制卒業生に占める「進学・就職以外」の比率は全体が2.3%（前年度3.2%）に対し17.4%（前年度15.8%）でした。全体が減少しているのに対し定通制は増加しており、格差は拡大しています。

また、2021年度末の長野県公立高校卒業者の就職内定率（県教委教学指導課調べ2022年3月末現在）は以下の通りです。

全日制	男子99.4% (前年度99.4%)	女子98.0% (前年度98.3%)	合計98.9% (前年度99.0%)
定時制	男子93.9% (前年度85.1%)	女子91.7% (前年度83.8%)	合計93.2% (前年度84.7%)

全日制に比べ定時制生徒の内定率は依然低くなっています。以前に比べ全日制との格差が小さくなっていますが、多部制・単位制の生徒が定時制に含まれているのが原因だと思われます。

就職を希望している生徒達は、複数回の就職試験受験と不採用を繰り返して、就職を断念するケースも見られます。それ以前に、就職試験という土俵にすら上がらない・上がれない生徒もいます。就職率がマスコミ等で報道され、年度末に向けて少しずつ改善されているようにも見えますが、その背後には、不採用により就職を断念した生徒が在学中のアルバイトを継続する場合は就業の扱いになること、派遣会社への登録も内定と扱われる例もあること、試験を受けるに至らない、あるいは途中から断念する生徒がいること、それが定通制に顕著であることなど、多くの問題が隠されています。

多部制・単位制の卒業生の就労については、比較できる資料がありませんが、今後大きな課題になっていく可能性があります。独自の資料が必要です。

2012年度まで配置されていた就職支援員は、2013年度から自立支援コーディネーターへと制度が変わり、現在は各校任せの状況が続いています。定通制の現場としては、生徒の就職先の開拓が最大の課題であり、従来の就職支援員制度と同様の制度にしてほしいとの要望が

寄せられています。

### 3 ささまざまな課題

#### 3-1 特別支援教育

発達障がい、不登校、心身の不調、ヤングケアラーなど、特別な支援を必要とする生徒は、定通制に顕著に見られます。それらの生徒への対応のため、施設・設備、人的配置の拡充が必要です。県教委も、定通制における特別支援教育の重要性を認め、教育条件を拡充してきています。相談室設置、スクールカウンセラーの重点配置、SSW、支援学校からの高校巡回教員の配置など、専門家との連携も進められています。

2014年からの研究開発指定校であった箕輪進修高校の他には具体的な実施校名や教員加配、施設設備について県の方針が示されないまま実施に踏み切りました。「高校における通級による指導」が2018年度から制度化され、東御清翔高校で、また2020年度から松本筑摩高校午前部・午後部で通級による指導が始まりました。対象生徒の見極め、保護者の理解、教室、教材、備品の確保、担当教職員など、教育条件の整備拡充が必要です。対象生徒の情緒面への対応や、担当者の専門性が必要なため、今後、定時制課程に急な通級指導教室導入がある場合、現場の混乱が懸念されるため慎重な対応が必要です。箕輪進修高校と東御清翔高校のこれまでの研究成果と実績が今後反映されることが期待されますが、中学校における通級指導と、高校との連携をどう進めるかも大きな課題です。

定通制が培ってきた少人数できめ細やかな支援体制を生かせるよう定時制課程では20人以下の少人数学級の編成を行い、障がいの有無にかかわらず全ての生徒が集団の中で「共に学ぶ」ことができるような教育環境が必要です。

国の通級指導の指針では、「通級の指導以外の授業においてもわかる授業となる環境を整える」ことから、すべての教員が指導力の向上に努めることが望まれています。

また、「『学びの改革』の目指すべき方向」では「発達障害等、特別な支援を要する生徒がより適切な指導を受けられるよう、国の動向を踏まえつつ通級による指導の導入に向けて検討を進める」ことで締めくくられています。

「障害者差別解消法」による合理的配慮の提供も加わり、特別支援教育の研究、条件整備の必要があります。

#### 3-2 ICT (Information and Communication Technology; 情報通信技術) 教育

段階的に進められてきた学校におけるICT環境整備は、コロナ禍を機に一気に進みました。「学びを止めるな」(この言葉が示す意味を、教育学者の鈴木大祐さんはこれまでの学びの質を問うものだと喝破しています)の言葉のもと、教室外での学びの機会を保障することを目的に、ICTを活用した授業の導入が進められ、GIGAスクール構想のもとで段階的に整備されてきたICT環境が前倒しで導入されました。

県教委は2021年度入学の1年生がICTを活用した授業に対応できるように、私費負担で端末を購入するよう各校へ指示をしました。コロナ禍で家庭の経済状況が逼迫する中での端末およびそれに伴うコンテンツ購入は、大きな負担となります。高教組は県教委の一方的な施策の導入に対し抗議すると同時に、公費負担を行うように申し入れました。県教委の施策は二転三転し、当初、2021年度入学生は、スマートフォン端末も使用可能とし学校ごとに対応すると回答がありましたが、年度途中より整備できていない場合は貸与する方針に変更し、既配布分を合わせて不足を調査して、貸与が必要な学校や生徒には再配置を行いました。ただし、通信制の扱いはそこから除外され、そもそも2018年発表の「学びの改革」で通信制課程におけるICT活用について言及しているにもかかわらず、デジタルコンテンツが有効に活用される可能性を持つ通信制は置き去りにされています。

障害や発達段階を考慮しない1人1台端末の導入は、経済的負担感と共に、中学校不登校経験生徒の経験値の差や発達特性・知的能力による取り扱いの困難さは切実です。

#### 3-3 「令和の日本型学校教育」

中教審は2021年1月に「令和の日本型学校教育」を答申し、「個別最適な学び」と「協働的な学びを一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」を実現するための構想を提案しています。文科省は2021年9月28日「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」の初会合を開催し、本年8月29日の第10回同会議で発表された「審議まとめ」には、

- ① 現行の省令で生徒数に応じた配置基準が無い教員数について「少なくとも生徒80人あたり1人以上」とする。
- ② 通信制高校やサポート校のある自治体が合同で調査を行うなどの連携強化。
- ③ 文章で記述する授業レポートの一定量採り入れる。

④適切な定員設定を確認し、設置認可基準のモデル例を国が自治体に示す。

等々が盛り込まれています。

さらに、全日制・定時制・通信制という枠組みの見直しについても言及しています。批判的検討と共に、今後の動きを注視する必要があります。

#### 4 憲法と定通制教育

憲法は教育について、いわゆる「生存権」の一つととらえており、25条「国民の生存権」、26条「教育を受ける権利」、27条「勤労の権利」と位置づけています。人間としての「最低限度の生活」はもちろんです。教育を受けることによって、よりいっそう豊かに生きる、人間らしく生きることを保障しています。だからこそ国民はひとしく、教育を受ける機会を与えられなければならないのです。

##### 『1、教育の機会均等

教育の機会均等は、新教育の根本理念としてすでに新憲法26条で保証され、さらに教育基本法第3条において、「すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。」と明確に規定されている。新制高校の定時制課程の根本精神は、一に教育の機会均等にあることを知らなければならない。

##### 2、教育対象

定時制の課程は、新制中学校を卒業しているいろいろな理由で全日制の高等学校に進めない青年男女に、新制高等学校の教育を受ける権利を与えることを目的とする。したがって、勤労青年男女はもちろん、職を持たずに家庭において高等学校程度の学問や技能を身につけたいと考えている者は、誰でも定時制の課程に学ぶことができる。』

(「新制高等学校実施の手引き」文部省学校教育局1947年12月27日発令)

もともと定時制は「いろいろな理由で全日制の高等学校に進めない」生徒のための学校です。制定当初は夜間に授業をする課程と特別の時期および時間に授業をする課程とがありましたが、この両課程をまとめ定時制課程としました。また、通信制は「地理的条件、身体的条件、生活条件などにより集団化が困難な」生徒のための教育形態で、当初(1948年)は国語のみでしたがその後26科目に拡大され通信制課程となりました。

国民の「ひとしく教育を受ける権利」を土台にしているのが定通制教育です。全日制に通えない何らかの困難を背負った生徒、あるいは全日制に通わない何らかの理由を持った生徒が定通制に在籍しているわけです。

経済的な困難を抱える生徒が学ぶ場として、就学支援金、奨学給付金、授業料減免制度、教科書補助、夜食費補助など公的支援のある公立定通制は、その役割を終えることはありません。経済的な面だけでなく、発達障がい、対人関係の困難など、心身に何らかのハンディキャップを抱えた生徒、少人数でゆっくりと学びたい生徒など、さまざまな事情を持ち全日制で学ぶことが困難で実に多様な生徒たちが、定通制に学びの場や居場所を求めている状況にも変わりはなく、一層の教育条件整備が重要です。

憲法や子どもの権利条約を活かす豊かな教育実践と運動が求められています。

(参考：全教定通部議案書、長野高教組定通部議案書、Web東京新聞2022.7.1、文科省HP)

## 第 24 分科会 現代文化・図書館教育研究会

### 課題提起

#### (1) はじめに

「GIGA スクール構想」のもと1人1台タブレット端末の運用がスタートしました。10月初旬に本校でおこなったアンケートでは多くの先生が授業でタブレットを使用しています。しかし、生徒が使う授業はまだ限定的で、ロイロなどの職員研修などがようやく始まったところです。情報モラル教育が話題になることもあまりありません。生徒たちのタブレットへの関心も低く、クラスルームに載せる図書館の情報もほとんど届いていません。デジタル社会における善き社会の担い手の育成を目指すデジタルシティズンシップ教育が重要になると思うのですが、教職員が学習する機会が少なすぎると感じています。

#### (2) 図書館から見える高校生たち

昨年から TikTok で紹介されていた本を借りに来る生徒が増えました。普段読まれない本が動く、普段読書をしない生徒を図書館に足を運ばせる、SNS の影響力の大きさに驚いています。趣味やファッション、イベントあらゆる情報を SNS から得て、高校生たちの日常を豊かにしていると感じます。一方で、限られた情報しか得ていないこと、そのことに気づいていないことが気になりますし、安易に動画をアップしたり個人情報に無頓着なことにも驚いています。ネットでの中傷やいじめも大きな問題になっていますし、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性が多いネット社会の危うさを感じます。

うれしいことに、先生が授業で紹介された本を借りに来ますし、司書のおすすめ本も動きます。生徒と話をしていると、人とのつながりを強く求めていることもわかります。様々な人の生き方や多様な考え方、美しい自然や素晴らしい世界を生徒たちと探っていきたいと思う毎日です。

#### (3) タブレット1台時代の探究的な学び

支部教研では大東文化大学准教授の山本宏樹さんから、GIGA スクール実践例を紹介いただきました。課題は多いものの積極的に活用していくべきという提案に共感しましたが、研究者が把握している優れた実践もまだ少ないようです。どういう力をつけるために ICT 機器をどう使えばいいのか研修の機会も実践交流の場も全くないまま、とにかく ICT 機器を使わなければという空気だけがあります。

探究学習では、生徒同士で、あるいは多様な他者と協働しながらのワークショップや体験学習なども増えています。総合的な探究の学習においても、職員は準備に多くの時間を費やしています。意欲的に学ぶ姿が見られ、多忙ながらやりがいを感じている職員も多いです。ICT 機器も活用しながら主体的・対話的な学びを広められるよう、定数を増やしてほしいと思います。

#### (4) 図書館で感じている課題

タブレットが導入されて、図書館の時間がある小学校では変化はないが、中学、高校では図書館の利用が減ったと地区で聞きました。探究的な学びが増えているものの、図書館、紙の資料は使われなくなっているのでしょうか。

本校では修学旅行の平和学習を4時間かけて行いました。30分のドキュメンタリー番組を視聴した後、各自6つのテーマから1つを選びレポートを作成しました。短時間で全員がロイロで提出できたことは評価したいと思いました。残念に思ったことは、コピペの切り貼りだけのものや参考文献が記載されていないものが多かったこと、本で調べた生徒が少なかったことです。タブレットのなかった昨年は原爆写真集をじっくり見たり体験記を読んだりする生徒が多かったので、効率性を優先すると読む機会は減ってしまうと感じました。授業の調べ学習においても、問いの発見から調べ学習、レポート作成までがタブレット1台で可能になりました。様々な本を手に取りながら問いを見つけたり、調べたりという形の調べ学習は減ってしまうのではないかという危機感をもっています。思考力を身につけるために、読むことの大切さも職員生徒と共有したいと思います。

図書館でも読書・学習・情報のセンターとして積極的にICT化を進めなければいけないと思っています。調べ学習の際には信頼できるサイト集を提供したり、地域資料や人の情報も提供してきました。1人1台タブレット時代に図書館でできる授業支援は何だろうかと模索しています。昨年の県教研で南澤信之さんからメディアリテラシーを学ぶことの重要性をお話いただきました。まずは私たち教職員がネットの特徴を理解し、より良い使い手になる方法を学ぶ必要があると感じています。

(文責 辰野高等学校 野口操)

## 1 県の現状について

県教委より発表された2021年度児童生徒の不登校の状況では、

- ・小学校 1,596人(前年度比231人増) 在籍比 1.56%(全国 1.3%)
- ・中学校 3,111人(前年度比674人増) 在籍比 5.58%(全国 5.0%)
- ・合計 4,707人(前年度比905人増) 在籍比 2.37%(全国 2.05%)
- ・高校 787人(前年度比159人増) 在籍比 1.49%(全国 1.69%)

となっており、小学校では1600人に迫り、中学校では、3000人を超えました。これは、昨年度の小学校187人増、中学校64人増と比べても大幅な増です。不登校児童生徒数は9年連続で増加し、全国と同様に過去最多となっています。

県教委は不登校の要因として、「学校に係る状況」、「家庭に係る状況」、「本人に係る状況」に分類して調査をしています。

「学校に係る状況」としては、

- いじめを除く友人関係をめぐる問題 小学校9.3%(全国6.1%) 中学校14.1%(全国11.5%)
- 学業の不振 小学校6.5%(全国3.2%) 中学校10.3%(全国6.2%) が多い。

「家庭に係る状況」としては

- 親子の関わり方 小学校13.8%(全国13.2%) 中学校8.1%(全国5.5%)
- 家庭の生活環境の急激な変化 小学校2.3%(全国3.3%) 中学校2.1%(全国2.3%) が多い。

「本人に係る状況」としては、

- 無気力・不安 小学校42.9%(全国49.7%) 中学校39.3%(全国49.7%)
- 生活のリズムの乱れ・あそび・非行 小学校8.0%(全国13.1%) 中学校8.2%(全国11.0%) が多い。

不登校の要因の「学校に係る状況」では、小中学校とも「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなりました。また、「本人に係る状況」では、「無気力・不安」が最も高いとされています。

県教委は、「小・中学校における不登校児童生徒数が増加した背景として、休養の必要性等の浸透や、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況、制限のある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲がわきにくい状況があったこと等も背景として考えられる。」としています。各学校が新型コロナウイルス感染状況に応じて学級閉鎖や臨時休校を行い、単発の休みが増えたことから、子ども達の生活リズムが不規則なものになりました。また学校行事の縮小や、給食時の「黙食」、校内での行動制限等があり、交友関係を築くことが難しく、登校する意欲がわきにくい状況が生まれました。

不登校、登校拒否は、そもそも学校と児童・生徒との関係、地域社会、ひいては国の教育行政に関わる課題であり、「本人に係る状況」で多い「無気力・不安」も今の学校の在り方や教育行政の在り方に関わる課題ではないのでしょうか。「学業の不振」の割合が全国と比べて高いことについては、背景として学校において「全国学テ」や市町村独自「学力調査」などによる「学力向上」策と競争、それに伴う指導方法の画一化、家庭生活にまで学校が介入する実態があるなど同調圧力が強まり、子どもや教職員が追い詰められていること、地域社会においては、経済的困難や様々な要因により保護者の養育に困難がもたらされ家庭が安心していられる場所となりにくくなっている事例が増えていることなどが心配されます。

長野県の現在の取組として、「スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組」、「スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携」、「相談事業の実施による子どもたちへの悩みへの対応」(24時間子どもSOSダイヤルによる相談、LINE相談事業)、「不登校児童生徒に対する支援」(子どもと親の相談員配置による不登校児童支援、教育支援センターの機能拡充とフリースクールとの連携)、「SOSの出し方・SOSに対する感度の向上を支援」(子どもの相談力向上事業など)、「いじめの重篤化を防ぐ取組」(長野県)いじめ対応マニュアル〜いじめの重篤化を防ぐために〜、を挙げていますが、不登校児童生徒数が増加し続けている状況を見ると、取組は不十分と言わざるを得ません。

長野県教委は、2017年度「不登校の支援について考える(「不登校への対応の手引き」改訂版)を作成し、各学校に配布しました。また、2018年度3月、「不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援のための行動指針」を策定しました。「行動指針」では、不登校は「どの児童生徒にも起こりえること」「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。」などとする一方で、「『新たな不登校を生まない』という視点に立った教育実践の見直し」を視点とし、「不

登校の未然防止、早期発見、早期支援」などが強調されています。不登校をマイナスな現象としてとらえていること、「子どもに寄り添いその声を聴く」としながら、登校を目的とした取り組みを促すものとなっていること、少人数学級や必要な教職員の増など教育条件の整備に対する視点が不十分なことなど問題点もあります。

現場の状況はどうなっているのでしょうか。確かに、学校としての支援体制やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、支援会議などの現場のとりくみは進んでいます。しかし、「手引き」や「行動指針」をマニュアルとして、学校現場には不登校の「未然防止、早期発見、早期支援」に努めることが求められています。そのために、「欠席1日目で確実に保護者と連絡を取り合う」「3日続けて休んだら家庭訪問すること」といったマニュアル的な対応に教職員は追われています。「とにかく数を減らさなくてはいけない。」「とにかく学校に来させなくてはいけない。」という圧力が、学校現場に、教職員にかけている状況が続いています。

これでは、学校に行かずに悩み、苦しむ子どもや親たちの気持ちを理解することにつながらないどころか、ますます子どもや親たちを追い詰めていくことになってしまうのではないのでしょうか。そうならないためにも、不登校という状況を通して訴えている子どもたちの気持ち・思いに、私たちの心を傾けて聴くことからスタートしていくことが求められていると思います。

また、家庭内葛藤、貧困問題、保護者の精神疾患等で子どもが安心感・安全感を育めず外界に参加するエネルギーを得られず不登校の状態になる事例、「発達凸凹」がありながら現場で十分な配慮ができない中で学校環境への「適応」が困難になり不登校の状態（または、教室以外の居場所登校）になる事例も増えています。少人数学級編成などのさらなる教育条件整備を求めるとともに、学校だけでは解決できないこのような問題を専門機関や福祉につなげていく必要があります。私たち自身が福祉について知り、連携を求め、一緒に子どもたちをめぐる問題について考えていくことが求められています。

## 2 子どもの声を聴く

不登校分科会では登校拒否・不登校を体験した青年のお話を聞くことができます。自分自身の体験を振り返りながら、素直に、そして、豊かに自らの思いを表現してくれます。そうした言葉から、何を感じ、何を受け止めることが求められているのでしょうか。

## 3 親の声を聴く

わが子の登校拒否・不登校に悩み、苦しんでいる保護者の方もいます。様々な機会を通して、保護者の思いと心を私たち教職員が一人の感性を持った人間として、どう受け止めるのかが問われているのではないのでしょうか。

## 4 学校のとりくみを聴く

学校へ来られない子がいる、という時の担任の動揺には大きいものがあります。「自分のクラスには不登校の子どもがいる。＝自分の学級運営の責任が問われている」と、自分を責め、苦しみ悩むのが担任の正直な気持ちではないのでしょうか。これまで、この分科会の中でもそんな担任の率直な気持ちが語られたり、校内でどうすることができるか試行錯誤している状況が話されたりしてきました。

そこでは、

- ・担任一人に負担をかけないこと
  - ・チームを作って、子ども・保護者・担任への支援について話し合うことが大切である
- という議論がされてきました。

しかし、その一方で気を付けておきたいことが指摘されています。校内でチームを作り、支援について話し合うことは大切なのですが、

- ・「どうしたら学校に来ることができるか」ということに話し合いの内容が偏ってしまっていないか。「学校に登校させること」が目的の話し合いになってしまっていないか。また、そうすることが不登校や登校拒否に対する支援だというとらえ方になっていないか。

ということです。「とにかく数を減らす」というプレッシャーが学校現場に押し付けられてきていることと無関係ではないように思えます。支援職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などは進んできていますが、どう職場でそれらの職員と日常的に連絡を取ったり、連携したり、福祉とつなげたりし、社会的な支援へとつなげていくかということが今後の課題になってきています。

## 5 分科会が大切にしてきた二つのこと

1つは、登校拒否・不登校を体験した当事者の話、そしてその当事者を見守る家族（保護者）の話を聴くことを大切にしていることです。体験した当事者、あるいは家族（保護者）が「そのとき何を思い、何を感じていたのか」、このことを直接聴くことを通して、私たち自身が日ごろ「登校拒否・不登校」について抱えている思いとは違う見方、考え方を提起されてきたと思います。2つ目は、分科会参加者自身が感じている思いを語り合う時間を持っていることです。感じていることや思いを率直に語り合います。それぞれの思いをじっくり、丁寧に聞き合うことを通して、「登校拒否・不登校」についての理解を深めていくことができる大切な時間になっています。

## 6 今までの分科会で明らかになってきていること

今までの議論の積み重ねを通して、不登校の子どもたち・保護者への支援として以下のような点が明らかになってきています。

### ①居場所の確保

まずは、家庭が子どもたちにとって一番安心していられる場所になることです。そこでエネルギーをためた子どもたちは少しずつ行動を進めていきます。そんな時、同じ体験をしている仲間がいて、互いの思いを感じ合える仲間がいて、そんな様子を見守る大人がいる、そんな場所があることで子どもたちは安心して心を開放していくことができます。

それは、学校内であっても、学校外であっても必要な場所になっていきます。

### ②学校に相談窓口を設ける

子どもの声に耳を傾けたり、親の思いをじっくり聴いたりすることのできる教職員の存在が求められています。相談窓口として養護教諭や特別支援教育コーディネーターがその役目を担うこともありますが、最近はスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の存在も大きな役割を担うようになってきています。それぞれの立場（専門性）を生かしながら、当事者の立場に立った支援の体制が大切になってきています。

### ③家庭と学校の連携

「子どもにとって何が最善の利益となるのか」を考えた支援・協力体制が求められています。親の悩み・要望などを聴くことを通して、親との信頼関係を築いていくことが大切なことです。

### ④学校と親の会など民間との連携

学校が全てを抱えるのではなく、地域の親の会、フリースクール、フリースペースなどの持つ力に依拠していくことが必要です。互いに情報交換をしながら、不登校に対する理解を深めていくことです。

### ⑤学校と家庭、福祉との連携

格差と貧困の背景として子どもたちが家庭を安定した「心の基地」とできない状況が広がっています。福祉の力を生かし、地域、社会全体で子どもたち、子どもたちの家庭を支える仕組みづくりが必要です。また、発達障害など個別の支援がなされずに学校生活を送る中で友だち関係のこじれや学習の遅れにより登校が難しくなってしまう事例も増えています。

### ⑥選択肢を増やすこと

小中段階では、中間教室、フリースクール、フリースペース、民間の居場所などがあります。高校段階になると、定時制、通信制、私立高校など選択肢が増えてきます。進路を含めて、様々な情報を子ども・親に提供していくことで、子どもが選択できる幅が広がっていきます。これは学校として大事なこととなります。

## 7 今年の分科会では

今年も、学校現場でのとりくみを始め、当事者の体験談を聴いたり、地域や民間のとりくみなどを交流し合ったりしたいと思います。また、参加者自身の思いも出し合いながら、子どもや親の気持ちに寄り添うことの大切さや支援の在り方を考えていきたいと思っています。

## 第 27 分科会 ジェンダー平等教育

### 課題提起

はじめに

「ジェンダー平等」を達成できた社会・学校現場とはどんな場所になるのだろうか。それを想像することは何だか難しいように思う。なぜなら、悲しいほどに根深い問題があり、日常の至る所にジェンダー差別・ハラスメントが存在し、人々を抑圧し苦しめているからだ。「ジェンダー平等」を声高に訴えることで攻撃に晒されたりもする。「フェミニスト」というラベリングに対する偏見もある。「ジェンダー平等」についての議論は何故か感情的なものになりやすい側面があるように思う。だからこそ、この教文会議の場は、だれもが安心して意見を共有できるセーフスペースである必要がある。かつてフェミニストが「個人的なことは政治的なこと」をスローガンに活動したように、それぞれの個人的なことを持ち寄って、社会の実相について考えてみたい。

以下の 2 点を中心に意見共有を行い、学びを深めたい。

討議の柱①「ジェンダー教育実践について～寺町晋哉先生のご講演を中心に～」

- ・ジェンダー教育実践の実例
- ・ジェンダー教育実践の課題
- ・〈教師〉であることをふまえたジェンダー教育実践に必要なこと

討議の柱②「包括的性教育について～実践レポートを中心に～」

- ・性に関する必要な知識の伝達や考える機会の確保について
- ・「性的同意」について高校生にどのように伝え、教えていくか
- ・生徒たちが性の問題を自分事として捉えるための工夫

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 1 分科会

# 国語教育

# 第Ⅰ分科会 国語教育

## I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

### 討議Ⅰ

討議の柱：国語教育における ICT の利活用と学習支援について

1. 『課題提起』長野商業高等学校 小山洋一 教諭
2. 『ICT を活用した中学国語科授業への挑戦』上田市立第六中学校 青木友佳里 教諭
3. 『ICT を活用した国語の授業について』大町市立仁科台中学校 藤森祐介 教諭
4. 『3年目の生活体験文の指導』長野商業高等学校 小山洋一 教諭

### 討議Ⅱ

討議の柱：小中高を通して考える国語教育について

5. 『一人ひとりが見通しをもって書くための支援はどうあったらよいか』伊那市立美篤小学校 倉科結衣 教諭
6. 『「主体的に学びに向かう力」を育む授業のあり方』駒ヶ根市立東中学校 仙波歩 教諭
7. 『「評価基準（ルーブリック）」を生徒と共有しながら進める授業について』阿南町立阿南第一中学校 平松夏奈 教諭
8. 『ICT 教育と読解力の育成—詩の指導事例研究からの考察—』共同研究者 小池由美子
9. 『作文指導「せんせいは やくにたつ」』共同研究者 吉田綾子

## Ⅱ 報告と討議の内容

1. 『課題提起』では、虚言によって真実が覆い隠され、暴力が跋扈する事態の中で、言葉の持つ力をどう取り戻していけばいいのか、という点について課題提起があった。「大学共通テスト」「データに基づく日本教育の良さ」「観点別評価導入」といった観点から、現行の学習指導要領について、現場教員からの提言がなされた。

2. 『ICT を活用した中学国語科授業への挑戦』では、情報メディアを扱った論説文を題材に、google アプリ「ジャムボード」を利用した授業の実践報告がなされた。学習問題「メディアから情報を得ようとするとき、メディアによってどういった違いがあるのだろうか」を柱に、情報メディアによる「速報性」について比較・分析する授業を展開した。

ICT を使うことありきではなく、生徒の必要感や場面に応じて ICT を活用することの必要

性が報告された。

3. 『ICT を活用した国語の授業について』では、ICT を活用する上で、現場教員として考えていくべき内容について、授業実践をもとに報告された。「目的意識としての学習問題」「必然性のある言語活動」「適切な評価指標モデルの設定」を軸に、ICT 活用のメリット・デメリットについて報告された。

4. 『3年目の生活体験文の指導』では、様々な事情や課題を抱えた生徒を対象にした、生活体験文の授業について実践報告がなされた。一人一台所有する ICT 端末を用いた課題配布、指導や助言、添削など、空間を超えた指導の可能性が提示された。実際の生徒の作品をもとに、実践の有効性が示された。

5. 『一人ひとりが見通しをもって書くための支援はどうあったらよいか』では、「分かりやすく説明する わざ」を手に入れて、食べ物をおいしく食べるくふうを全校の皆に伝えよう」という学習課題を柱にした授業実践が報告された。説明に使う例を3つ決めだし、順序を決める活動の中で、生徒が書き表し方を工夫する力を伸ばしていく姿が示された。

6. 『「主体的に学びに向かう力」を育む授業のあり方』では、論説文『モアイは語る—地球の未来—』を教材に、論理展開の効果について考える授業の実践報告がなされた。「教科書で学んだ表現の工夫を“ワザ”として蓄積していくこと」「OPP シートの利用による振り返りの工夫」「単元全体の本質的な問いを柱にした、共通課題・探究課題・成果の共有の単元展開の工夫」「教員・生徒間でのルーブリックの共有」により、言語能力を伸ばしていく生徒の姿が報告された。

7. 『「評価基準（ルーブリック）」を生徒と共有しながら進める授業について』では、単元全体でルーブリックを生徒と共有することの有効性が報告された。ビブリオバトルの実践での、「ジャムボード」を使った構成メモ作成、論説文読解の授業でのルーブリック作成などの事例をもとに、生徒が見通しをもって学習を進められるという効果が示された。

8. 『ICT 教育と読解力の育成—詩の指導事例研究からの考察—』では、詩『わたしを束ねないで』を教材とした、ICT による視覚情報を利用した授業実践報告をもとに、国語教育における ICT 利活用の価値についての分析が報告された。教材の質や、授業の目的に応じて、ICT の活用を適切に吟味していくことの必要性が報告された。

9. 『作文指導「せんせいは やくにたつ」』は、討議時間の終了につき、レポートの共有のみに終わった。

### Ⅲ まとめと今後の課題

一日を通して、国語教育において言語能力を伸ばすとはどういうことなのか、ということが改めて確認された。具体的には、成果主義である現行の学習指導要領の問題点、ICTの活用の問題、評価の問題が主たる話題であった。共同研究者からは、他者との比較を前提とした相対的・水平的な評価ではなく、「生徒自身が満足できる学びであったか」をパーソナルに自己評価する垂直的な評価の重要性が指摘された。

今後も、国語教員として、言葉を通して子どもを育てていくことの責務と向き合い、さらなる研鑽を積んでいける場として、県教育研究集会のさらなる盛り上がりを願う。

文責：大町市立仁科台中学校 藤森 祐介

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 2 分科会

# 外国語活動

# 外国語教育

## 第2分科会 外国語活動・外国語教育

### 1. 課題提起

3年前の、2019年11月1日、急転直下の「大学入試における『民間英語試験』の利用見送り」の発表があった。その4日後の11月5日、この政策の多くの問題点を指摘し、「中止」を求める運動の中心となってきた羽藤由美氏（京都繊維工芸大学）は衆議院文部科学委員会でこう語っている、「財や名を成した素人が、どこか高いところに集まって、個人的な経験や感想を言い合い、その中で決めた現実味のない教育政策が、推進に無批判に協力するごく少数の研究者や教員を利用する形でそのまま現場に降りてきます。この現状こそどうぞ改善してください。この国には、英語教育・言語テスト・テスト理論など能力の高い研究者がたくさんいます。教育現場にも地味に研鑽を積み着実な成果を上げている先生方がいらっしゃいます。どうかその人達の専門知を結集して、入試に頼らない教育のあり方も含めて、実現可能な最適解を探す努力をしてください」。この言葉を今こそ胸に刻み、教育研究集会の重要性をもう一度確認したい。

今年度、東京都では都立高校入試にESAT-Jというスピーキングテストを導入しようとしているが、かつての大学入試における「民間英語試験」と同様に、多くの問題点が指摘されている。それにも関わらず、都教委はこの実施を強行しようとしており、これらの悪影響が今後全国に波及することを危惧する。まさに「教育現場の地味な研鑽」を積み上げて、声を上げていかなければならない場面である。

外国語教育に関わる小学校から大学まで全ての教職員が参加するこの県教研において、教科書、指導書に従うだけではない、子どもたちと教職員の個性を引き出す、地味で地道な現場の研鑽から積み上げられた実践の交流をはかっていきたい。強権より教研を！

### 2. レポート発表

討議の柱①：観点別評価について

#### 1) 課題提起

(飯山高 丸山大樹)

#### 2) 指導と一体化した「観点別評価」のあり方

(諏訪清陵高 白取恭子)

#### 3) 共同研究者による「評価のあり方について」ミニレクチャー

(清泉女学院短期大 中村 洋一)

討議の柱②：実践から学ぶ「さまざまな学習のあり方」について

5) ICT を活用した共同学習

(丸子修学館高 盛田彩花)

6) 生徒が、力がついたと感じるリテリングの指導

(豊丘中 一本槍美希)

7) 七久保ガイドをしよう

(七久保小 中村瞳子)

8) 共同研究者からコメント、まとめ

### 3. 報告・討議の内容の概略、問題になったこと、明らかになったこと

前半の討議では、「観点別評価について」をテーマに、レポート発表、講義を中心に討議した。レポートは生徒が主体的に英語を学習する姿勢をどのように評価するかという観点からの前向きな取り組みであり、参加者からも活発に質問や意見などが交わされた。

後半は、テーマを「実践から学ぶ「さまざまな学習のあり方」について」に設定し、レポート発表と討議を行った。小中高大、それぞれの立場から現状報告や実践の交流をした。

### 4. 来年度への課題・要望など

オンラインで2回目の開催となったが、運営等については、昨年同様、特に問題なく行えた。

一方で、広報や参加者を増やす取り組みが十分に行えず、参加者を増やすことはできなかった。来年度は、対面での実施を模索しながら、参加者を増やせるように努力したい。

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 3 分科会

# 社会科教育

# 第3分科会社会科教育

## I. 討議の柱とレポート

- ・ 討議Ⅰ：主体的・対話的な学びを目指した授業実践  
「ウクライナ情勢と平和教育のあり方について」 齋藤卓也（上田染谷高校）  
「てつがく対話 学校での実践」 綿内真由美（屋代高校）  
「水はどこから」 五味夏海（南箕輪小学校）
- ・ 討議Ⅱ：観点別評価の現状と課題  
「観点別評価とタブレットを使用した授業実践」 外山道悠（松川高校）  
「三観点別評価の基づく授業デザイン」 若林寿樹（上田千曲高校）  
「小学校における観点別授業について」 小出猛世（三郷小学校）  
「高校における3観点別評価について」 田澤秀子（上伊那農業高校）

## II. 報告と討議の柱

### ・「ウクライナ情勢と平和教育のあり方について」 齋藤卓也（上田染谷高校）

「ウクライナ侵攻」という今まさに進行中の戦争から、世界史の授業に取り組んだ実践と、このような世界状況を、生徒にどのように考えさせていくのか、アンケートにより生徒の意見を丁寧に拾いながら、平和教育について考察した内容であった。「ウクライナ侵攻」は、社会科の平和学習として多くのことを学ぶことのできる教材である。「プーチン大統領の民主主義への抵抗が背景にある」「独裁者は侵略者になる」「民主主義の大切さ」こうした事を学ぶ契機としたい。明治の時代には、個人が国家に取り込まれていく中で徴兵制反対一揆などはなくなっていった。国家を相対化し、個人を大切にする意識を育てていくことが大事であることが指摘された。

### ・「てつがく対話 学校での実践」 綿内真由美（屋代高校）

マシュー・リップマンの提唱した p4c（子どものための哲学）をもとにしてハワイで行われている哲学的対話の教育的手法を取り入れた授業実践が紹介され、子どもと共に考える哲学の授業（思考力教育）は批判的・創造的・ケア的な思考力を多元的に身につけることができるものであり、一人一人が安心して考える場を学校につくることによって子どもたちのエンパワメントを高めていくことが可能であることが報告された。こうした対話を通して考える学習の中で何を学ぶのか。SNSでの炎上や分断の広がる世界の中で、互いの価値観の違いを乗り越えて、協力し合える関係をどのように構築していくのか、こうした事を学んでいくことが非常に重要であることが指摘された。

### ・「水はどこから」 五味夏海（南箕輪小学校）

生活に身近な「水」が、どこからきているのか、また安全で安定的に飲用水をどのように提供しているのか、地元の南箕輪村の実際を教材として取り上げ、体験的な学習を通して子どもたちが地域の課題を主体的に考えていく授業実践の報告であった。なぜ遠くのダムから水道水が送られてきているのか、そして一部の地域では湧水を使用しているのか、地図資料や現場の見学を通して疑問を持ち、それを友だちと調べ話し合う授業によって、水資源の大切さや村の湧水の保全に自分事として考える姿が見られた。こうした実践によって、教師主導の授業スタイルから、子どもの問題意識を軸にした授業を考えていくことが大切であるとしている。

水の学習は小・中・高・大へと深めていくことができる内容である。現場の見学から水が飲めるようにどのような工夫をしているのか、また水質の違いを意識させることにより自然環境を守ることの大切さに気付くことや、水道以前の生活はどうであったか歴史の流れの中で考えるなど、縦と横のつながりへと広げることができる深みのある教材である。また、資源や環境は、当たり前のもではなくなってきている。人間か生きていく上で大事なものは何か、子どもとともに考えていくことが大切であることが指摘された。

### ・「三観点別評価に基づく授業デザイン」 若林寿樹（上田千曲高校）

「主体的に学習に取り組む態度」を評価するための授業として、単元のはじめに問を設定し、講義・探求などを通して考えを深めて行く方法が紹介された。主体的な態度とは、発言回数や提出物などではなく、自分の学習方法をモニタリングしリフレクションすることである。「日本史 A（歴史総合）」では、「大衆はなぜ戦争を選んだのか」を単元の問として立て、大衆が戦争を選ぶ条件を考えるために有益な資料を生徒

たちに提示していく。こうした学習を通して、授業を受ける前に出した自分の答えと最後のまとめのレポートで書いたものを比較して、どれだけ考えが深まったのか、どうやって学んだのかを生徒に答えてもらう。今年度から実施している途中なので、生徒からの評価が十分に集まっていないことや、2単位の授業なので時間が足りない、大学入試に対応できないなどの課題があるとしている。

#### ・「観点別評価とタブレットを使用した授業実践」外山道悠（松川高校）

松川高校で1年次に「公共」が設置されているが、3観点別評価を「知識・理解」が6割、「思考・判断・表現」が3割、「主体的に学習に取り組む態度」が1割としている。「知識・理解」は定期テスト、「思考・判断・表現」はグラフの読み取りや記述問題で評価している。「主体的に学習に取り組む態度」は、提出物と授業の出欠で判断しているが、提出物が出せなくても成績が良いと評価がつく、また本来の評価の趣旨から外れた評価項目となっていることが課題であるとしている。タブレットは、2年次「世界史」と3年次「現代社会」で使用しているが、ペーパーレスによるSDGsの推進となり、調べ学習や情報を発信する学習が行いやすくなったことが報告されている。

#### ・「小学校における観点別評価について」小出猛世（三郷小学校）

全国学力状況調査（学テ）とCRT検査の結果から、国が求めている学力と普段の授業で行っていることがどのようにつながっているのか、また、どのような指導を続けてきた成果なのか、今後の課題等を考える上で、重要な指針となるものであるとしている。三郷小学校の昨年度6年生の学テの成績は全国平均より高く、特徴として未解答の欄が少ないことがあげられ、これは、子どもたちが主体的に学ぶことを大事にしている取り組みの成果であることが報告された。CRTは、絶対評価による検査であるが、毎年12月末から1月にかけて実施され、クラス編成の資料や観点別評価に活用されている。高学年は私費で行っているが、経年変化の様子や学習傾向・課題を把握することで授業改善につなげている。CRTの成績は、国語と算数が全国平均より高いが、社会は全国平均であった。社会は、学テにもある資料を要約してまとめるという学習が単元の中に多くあると学習が身に付かなかつたのではないかとこの反省と、時代の特徴をとらえる指導が必要であることを学年会で話し合った。国語の音読では、ICTを活用することにより主体的に取り組むことができた。授業のほか、学年集会でも話し合いを積極的に取り入れている。宿題では、信毎の斜面をノートに書き写し、心に残った所を中心に感想を書くことを行った。「知識技能」「思考・判断」をめぐらせながら取り組むことにより、自分事として考えられるようになり、優れた感想文がふえた。「きける子どもたちを育てる」ことを学年の目標とし、ギルフォードの拡散思考と収束思考を繰り返すことでブレインストーミングを行い、子どもの考える力を深める取り組みを続けたことが、学テやCRTの結果に結びついたとし、自分ならというキーワードでまとめていくと、知識も自分のものとして残り、テストで成果が出るとしている。今後も、三郷小学校でこのような指導を継続していく旨が述べられた。

#### ・「高校における3観点別評価について」田澤秀子（上伊那農業高校）

今年度高校にも導入された観点別評価についてアンケートを実施した結果、3観点の比率は、「知識・技能」を重視している傾向が高く、「学びに向かう力」の比率が低い場合がほとんどであった。理由として、「知識・技能」を教科学習の基本に据えて思考力や判断力を身につけていくことが大事であるとする意見が多く、進路実現のためにも必要であるとしている。また、「学びに向かう力」は評価方法が難しく、数値化できない、説明責任を踏まえると差をつけることが難しい。「思考・判断力」については、生徒の状況により努力しても難しい場合もあり、どの程度までの内容でどこまでを評価するのか、学校ごとの実情によって程度の差が分かれる評価項目となることや、四大進学者が多い学校では入試に出題される内容なので重視している傾向があるという意見があった。各校で評価基準を苦慮しながら検討している場合がほとんどであるが、教科書会社等の参考資料や学校全体の統一基準などによって評価を進めている現場もある。評価項目については、3観点の比重に関係なく共通した内容で、「知識・技能」は定期テスト・単元テスト、「思考・判断力」は論述問題・レポート・グループ討議、「学びに向かう力」は提出物・振り返り、発表などとしている。昨年度末は、シラバスの作成や評価規準について検討したが、手元に教科書が届いてからとなり、十分な検討ができない状況で4月が始まり、混乱の中で1学期の評価となった。2学期以降においても、感染拡大による出席停止が続く中授業時間数が限られ、協働による学習の実施と評価は難しい。観点別表は、従来以上に成績評価に時間がかかる。来年度以降、2～3科目にわたって2学年分の生徒の評価がはじまるが、説明責任を果たせる評価とするための具体的な指針を定めていくことが果たしてできるのか。また、観点別評価では1の対象となる場合も少なく限られるが、5の成績をとることも難しく、上位の中のトップにいる生徒をあぶりだす評価となっている。学習評価は学ぶ意欲につながるものでなけ

ればならない。評価のために翻弄されるのではなく、授業の指導が中心となれることが理想であることが確認された。

### Ⅲ.まとめと今後の課題

ウクライナ侵攻を通して、戦争や平和の問題を社会科でどのように学ぶのかということが1つのテーマになった。対立が先鋭化している昨今の国際政治において、武力による解決ではなく対話を通じて互いが理解し合うこと、こうした手腕を身に付けるために、児童生徒が問題意識を持ち、そこから主体的に学んでいくことができる実践を目指していくことが、社会科教育において今まさに取り組むべき課題であることが確認された。また、戦争だけでなく、環境破壊によって生存の危機に直面している現状において、生きること、命の大切さについて、今まで以上に教育の場でしっかりと向き合って学習していくことが重要である。

学習評価は生徒の学ぶ意欲につながるものとするのが本来大事であるが、観点別評価によって示される成績は、生徒の学習意欲を削いでしまう結果となる場合も懸念される。また、評価に労力が割かれ、指導に十分注力できない状況を生み出している。限られた授業時間数の中で、基本的な知識を学ぶ時間が確保できない、「主体的に学ぶ力」の評価をどのように判断するのか、特に高校の現場では生徒の進路の問題と関わって困惑していることが報告された。一方で、「主体的に学ぶ力」を評価するための授業により、生徒の力を伸ばしていくことができるとする実践もある。社会科として何を学ぶのか、それをどのように評価していくのか、学力観を問うことにより、教育という仕事を通して何を目指していくのか考えていきたい。

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 4 分科会

# 算数・数学教育

## 第4分科会 算数・数学教育

### Ⅰ 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

＊「長野県教育研究集会要項」参照。

### Ⅱ 本年度分科会の課題

＊「長野県教育研究集会要項」中の本分科会「課題提起」参照。

### Ⅲ 報告と討議の内容

＊「長野県教育研究集会報告集」参照。

#### ◆全体会◆

#### <レポート1> 「自ら学ぶ」授業づくり～算数単元内自由進度学習における実践～

下水内支部 田畑 隆太郎（木島小学校）

研究テーマとしてグループとか普通の授業形態ではなく、個人のペースによる授業の進め方があり、その報告があった。自分の理解力に合った進度によってどのような成果があったかの具体的な内容で報告された。ただ意見としてどのような成果があったかの明確ではない点があるとの指摘があった。

#### <レポート2> 学ぶことを楽しみ、自ら考えを深めていく子供

～対話的・協働的な学習を通じて、表現力を高める～

上伊那支部 森山 将斗（伊東東小学校）

レポートのみ。

#### <レポート3> 楽しく学んで理解を深める指導～中2 文字式の利用～

下伊那支部 平栗 静児（高陵中学校）

文字式に苦手意識のある生徒が多いので整数の性質を示すための工夫が報告された。自分の選んだ数字に対してある数字が出され、生徒の興味が出るような仕組みが示された。それ以外にも工夫が報告された。授業により刺激が与えられる可能性あるなどの意見がだされた。

#### <レポート4> 数学的な表現を用いた対話を通じて、新しい自分に出会っていく生徒

（データの活用）

上伊那支部 原 洋一（高遠中）

データの活用を統計の取り方、平均値、中央値、最頻値などを利用して意味や使い方などを生徒達に議論させた実践報告であった。いろいろと考えさせた大変意義のあるのであるが、具体的にどのような統計的な見方をすると的確な結論がでるかはいろいろと議論があった。見方によってはまったくちがった結論が出るなどの意見がだされた。

#### <レポート5> 1次関数の指導について

大北支部 宮川 康浩（仁科台学校）

1次関数の指導の実践報告であった。生徒達が量の変化を理解できるような工夫をどのようにしたらよいか具体的に報告された。グラフの利用が解析幾何的な利用と、量の変化を示すものとしっきりと区別させて理解させることの必要性が強調された。この実践によって生徒達は以前とは違った理解の深さがあったとの報告があった。大変意義のある工夫であり各学校現場において授業内容の見直しには有効なものであったとの意見がだされた。

<レポート6> 文字の式を中心に、小6と中1の算数・数学指導の連絡を考える

下高井支部 小林 一久（山ノ内東小学校）

文字の使用は小学校6年ですでに導入されている。そしてそれを学んだ生徒が中学校で文字式を学ぶ。その内容の連絡がスムーズにいくのか。またはそれに何らかの問題点、もしくは困難点があるのかを考察した報告である。実践での様子からはそれには利点というよりも、好ましくない状況が報告されていた。中学校で文字式を学び始めたほうがむしろ好ましい点もあるようである。文字は本来未知数として使用されるものとしてその本来の役割がある。その点に関し問題が生じているようである。

<レポート7> 「数学的活動の一層の充実を図る授業づくり」

佐久支部 小坂 佑騎（芦原中学校）

レポートのみ。

○まとめ

今年は高校からのレポートがなく残念だった。課題提起は現状の問題点が良く反映されたものだった。これからもおおくの授業実践を期待したい。

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 5 分科会

# 理科教育

# 第5分科会 理科教育

## I 討議の柱とレポート 討議 I 討議の柱：魅力ある授業の探求

### 課題提起

- 1 「菌根菌・糸状菌・窒素固定菌と自然 or 有機農法」飯田風越高 大場健彦（下伊那）
- 2 「スマホカメラによる岩石薄片の観察」諏訪清陵高 山本淳一（諏訪）
- 3 「寒天地層を用いた模擬ボーリング調査から読み取る地層の様子」豊丘中 矢崎瞭汰（下伊那）
- 4 「ニラの花の減数分裂」中野立志館高 綿貫京子（高水須坂）

## 討議II 討議の柱：新学習指導要領完全実施にともなう小中高を見通した教材編成の探求

- 5 「電流分野 まとめのクイズ 中2 電流」真田中 吉池広明（上小）
- 6 「書き込み式授業プリントとタブレットを併用した授業実践」長野西高中条校 小原秀樹（長水）
- 7 「事前に設えることで、思考力、判断力、表現力の向上を育む理科の授業のあり方」  
長谷中 田中裕也（上伊那）
- 8 「とにかく体験してみよう仮説実験授業〈生物と種〉」岩村田高 花岡秀樹（佐久）

## II 報告と討議の内容

- 1 「菌根菌・糸状菌・窒素固定菌と自然 or 有機農法」 大場健彦（飯田風越高）

カラマツを植林すると、肥料としてリンを与えるという。しかし、窒素やカリウムは与えない。本来自然の森林では肥料などなく循環するはずである。しかしリンだけ与えるというのはどういうことなのか。地上の植物の8～9割は菌根菌と共生している。この菌根菌がリンの吸収に関与している。地球のリン鉱石はあと50～200年で採掘されつくしてしまう。農家は高騰するリン肥料に困惑するだろう。今、この菌根菌を利用した研究がされている。土壌微生物の99%は未知であると言われている。カビや細菌の特性を理解し上手に付き合うことで畑や水田でも肥料や農薬の使用を減らす農業を行えるはずである。

- 2 「スマホカメラによる岩石薄片の観察」 山本淳一（諏訪清陵高）

スマートフォンとクリップ型顕微鏡を用いた岩石観察に取り込んだ実践報告

岩石薄片の観察には偏光顕微鏡や拡大鏡が必要だが、生徒分の数を保有している学校は少ない。生徒のスマホやタブレットのカメラを利用することで全員が観察できるようになった。薄片を偏光板で挟み、スマホカメラに取り付けたクリップ型の顕微鏡で観察は十分にできた。スマホで撮影することにより保存して後で質問したり、班で共有、課題に添付して提出が容易になった。画像を加工し格子を追加することで、鉱物の組成比や色指数の測定など次の実習にも活かすことができる。

- 3 「寒天地層を用いた模擬ボーリング調査から読み取る地層の様子」 矢崎瞭汰（豊丘中）

寒天で色別に作られた地層がタッパー内で作成されている。ストローを用いて簡易的にボーリング調査を行い、地層の広がり方、重なり方、傾きを予想するという実践。ストローにできた厚さの異なるボーリングコアからタッパーの奥の方に向かってどのように地層が重なるっているか班で意見を出し合い考察した。地層は水平に堆積しているという知識から、地殻変動によって傾斜した地層もあることを学んだ。

- 4 「ニラの花の減数分裂」 綿貫京子（中野立志館高）

観察の材料確保に苦勞する減数分裂の観察。授業深度と観察のタイミングが合うことも難しい。そんな中、新たにニラの花を使った減数分裂の観察を実施した。蕾や葯かで減数分裂の観察に成功した。しかし、生徒分用意す

るとなると、栽培することになり、種蒔きの時期や、成長の管理、栽培場所の確保など課題は多い。減数分裂の観察を行う際はかなり準備期間を要する。

#### 5 「電流分野 まとめのクイズ 中2 電流」 吉池広明（真田中）

中学校2学年電流分野において、教科書内容の学習が終了した後、関係するクイズを出題して学習のまとめを行う実践をした。興味をひく実験を取り上げ、演示で結果を示し説明を加えることで、学習内容への理解がより深まることを期待した。各生徒のクイズへの解答やそう考えた理由は、1人1台ずつ使用できるようになったタブレット端末を用いて集約し、その内容を示した後で演示実験を行い結果を確認した。効率的に集約と結果表示ができるので、用意していた設問7つのうち6つを50分授業の中で扱うことができた。「クイズ」という形で問いを示すことで、「間違えてもあまり傷つかない」という心理も働き、気楽に自分の考えを記入できる効果もあったと考えている。

#### 6 「書き込み式授業プリントとタブレットを併用した授業実践」 小原秀樹（長野西高中条校）

中学時代様々な課題を抱えた生徒が1学年20名ほど集まる小規模キャンパス校。本校のような学校では、対面でこれまでのスタイルの授業を続けていくことこそ大事”と思い込んでいて、自分自身もタブレットを使用させることの意義に最初は懐疑的であった。しかし、使い込んでいくにつれ、逆に“本校のような学校でこそ必要”と思うに至るようになってきた。それは、生徒が自分の意見を書いて表現できるから気軽に書き込んでクラスで共有し必ず全員が意見を言える（書ける）こと、それゆえ積極的に授業に参加できること、またはそう感じる。グループ学習が気軽にできることなどまさに主体的、協働的な学びに自然に変化してきたからです。ただし、理科は自然を教える教科であるため、生の教材も含めてハイブリッドで効果的な授業を行っていく必要がある。

#### 7 「事前に設えることで、思考力、判断力、表現力の向上を育む理科の授業のあり方」 田中裕也（長谷中）

単元のまとめや授業の展開を見返し、本時の授業の核となる『見方・考え方』に関わるような問いを授業前の家庭学習において個人で設え、それを本授業冒頭で全生徒で共有・吟味した後、学習課題に対する最適解を全体で見つけるという流れで単元を構成した。家庭学習により生徒が授業の準備をしていくこと（設え）によって、生徒個々が必要感をもって主体的に授業に臨むことができる。また、個々で設えてきたことを全体で共有する場面から授業をスタートすることによって、協働的に学ぶ時間の確保ができる。時間的に余裕をもって共通点や相違点などをキーワードにしながら互いの意見の相互修正を行うことは、自らの考えの不備や矛盾点を見返しながら再構築したり、新たな問いや疑問が生まれるなかで自らの考えがより深くなっていることを実感できたりすることにつながり、より主体的に取り組む姿勢につながるのではないかと考える。

#### 8 「とにかく体験してみよう仮説実験授業〈生物と種〉」 花岡秀樹（岩村田高）

種の違いとは？という問いに対して、生徒が持つ「常識的直観」と、専門家が持つ「科学的認識」が対立すると生徒は理解が難しくなってくる。犬と猫で子どもは生まれるか。大根と人参なら種はできるか。そんな身近な質問から、種概念を学んでいく。そこから、品種改良へと話が発展していく。キャベツやブロッコリーも見た目は異なるが同じアブラナ科の植物で花をみると同じである。生徒の日常的な体験の中に科学的視点をうまく導入し生徒が深く学ぶ機会としていきたい。

「やる気」「意欲」と「モチベーション」 共同研究者 三石 初雄（東京学芸大学名誉教授）

やる気があれば頑張れるか。「やる気」という時、「努力」とセットになっている。「意欲」とは、「意思」と「欲求」の合成語である。「やる気」が相対的に短絡的で変化する不安定な状態なのに対し、「意欲」は粘り強さ（持続性）、行為にまで結びつく（確実性）強さ・確かさを持つ。「モチベーション」≡動機付けである。特定の行為の良し悪しではなく、行為そのものを考察する必要がある。何時間も繰り返すような量的な観点だけではなく、行為の目的も意識する必要がある。人はそもそも活動的な存在で、成長と人格形成へと向かう傾向性を生まれながらに持っている。雨と鞭で「自主性・自発性」を育てるのではなく、人間が本来持つ傾向性をうまく使って「自主性・自発性」を育むべきではないか。

便利なツールをどう使いこなすか 共同研究者 竹下 欣宏（信州大学教育学部）

理科の授業において、自分たちと学んだことをいかに結びつけるかが重要であると考えている。実験やタブレットなど ICT をうまく活用していくことが大変だと感じた。Google classroom など優れたツールはあるが、それをどう活用していくかは教師が試行錯誤していかなければならない。それを授業の中で学生に伝えることが非常に難しいと感じている。火山は我々に災害をもたらす一方、平常時は様々な恩恵を与えてくれる。しかし、火山というものがどんなものか知らないと、そのような視点は持てないのではないかと感じている。今日の発表では、様々なものを多角的にみるという実践が多かった。また、それは一人の視点からだけではなく、様々な人が同じものを様々な視点からみて、それぞれの意見や考えを共有しながら物事の本質へ迫るものであった。そういう活動のなかで、知識と自分が結びついていくことが大切だと感じた。

### III まとめと今後の課題

今回のレポートでは小学校の先生からのものがなく残念であった。それぞれ工夫された授業実践であった。今回は実験でのレポートも多く、生徒が降れた物を実際に手に取りながら発表を聴くことができたより深い討議になったように感じた。合わせて、ICTを取り入れた実践事例も多く報告された。新型コロナ対策として各校で ICT 化が進む一方で実践経験の乏しさが問題になっている。ICT はあくまで優れたツールであり、それをどのように授業内で取り入れていくかが我々教員に求められている。そういった意味では、校種を超えた実践事例を学べる県教研の場は貴重である。実際、中学校ではうまく発言できなかった生徒でも、高校のロイロノートを使った授業では自分の意見や考えを発表している姿が見られ、中学校の先生が驚いたという報告もあった。人前で話すことが苦手な生徒も自分の考えをまとめたり発表する機会が得られることは ICT 利用のメリットの一つである。しかし、理科は自然を相手にする学問である。いかに本物を相手にできるかが大事である。生徒たちの生活の中にある好奇心や疑問をうまく活用する必要がある。このような交流も対面で実物に触れながら議論できなかったことが残念であった。

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 9 分科会

# 技術・職業教育

## 第9分科会 技術・職業教育

### I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

#### 1. 課題提起 篠原 章浩（小諸商業高校）

- (1) 高校専門教育の再編
- (2) 高校への「観点別学習評価」導入に関する課題
- (3) 中学校技術・家庭科（技術分野）の課題

#### 2. 共同研究者からの課題提起

- (1) 2022年の円安・インフレと技術・職業教育の意義 村上 研一（中央大学）
- (2) 技術・職業教育の担う役割 川久保 英樹（信州大学）

### II 報告と討議の内容

#### 1. 課題提起

##### (1) 高校専門教育の再編

本年、5月24日の県教委定例会において3月の定例会で公表が延期されていた「再編・整備計画【三次】」（案）が公表され、【二次】で対象校とならなかった5つの旧通学区の全日制と全県の定時制の再編案が示された。その中で、専門高校の統合については、更級農業高校・松代高校・屋代南高校を「長野千曲総合技術新校」に、岡谷工業高校と諏訪実業高校を「岡谷諏訪総合技術新校」に、そして南安曇農業高校・穂高商業高校・池田工業高校を「安曇野総合技術新校」に再編するとしている。このような専門高校の集約化は第2期再編の「実施方針」に書き込まれた「学習成果と投資効果の最大化」を具現化しようとするものである。7月から9月にかけて県内各地で住民説明会が開かれたが、スケジュールありきのすすめ方に対して批判の声があがっている。

総合技術高校開設にあたっては、長野県産業教育審議会答申の「総合技術高校の構想は、複数の学科をもち、それぞれの学科の専門性を確保しつつ、学科の枠を越えた科目選択ができるシステムを基本に、他学科の基礎的な専門科目や学科横断的な新たな専門科目を学習する等、学科を連携させた教育活動を展開するものである。」という専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を満たすことが強要され、専門学科としての専門性の希薄化が懸念されてきた。総合技術高校であっても専門学科としての専門性の基礎がしっかりと身につく、科学的・系統的に専門性の深化が図れる教育の保障は必要不可欠である。

##### (2) 高校への「観点別学習評価」導入に関する課題

観点別評価には多くの課題があり、無批判な導入は生徒と教職員の間に問題を引き起こすことが危惧される。学習評価が生徒の成長に寄与するのではなく、生徒の資質さらには学習に対する態度の在り方を画一化し、人格形成がゆがめられることになることは避けなければならない。

学習評価は生徒のがんばりを支え励まし、自分の「伸び」を実感して新たな目標をもてるようにするためのものでなければならない。現在、学校現場の多くの教職員からは観点別学習評価への対応とGIGAスクール構想によって授業で一律にICT活用が求められていることへの対応に苦慮する切実な声があがっている。

##### (3) 中学校技術・家庭科（技術分野）の課題

新学習指導要領は内容の削減を一切行わず、今まで以上に指導内容を細かく規定している。これにとらわれすぎると無理な授業計画に陥り、「主体的・対話的で深い学び」は時間がかかる手法であるのに授業時間を増やすなどの措置はとられていないので、そのまま実践すると技術科がものを作らず、調べて発見する教科になってしまう心配もある。技術科はものを作ることを通して創造的な活動を行う強みがあり、知識だけでは測ることのできない「深い学び」が活動の中にある。新学

習指導要領の内容をよく吟味し、どのような教材で子どもたちにどんな力を付けていくか、これまで私たちが積み重ねてきたものづくりを通じた実践を大切にしながら検討していく必要である。

技術科を担当する教員が一生懸命取り組み、生活に密着した知恵と技を体験的に学習することの大切さを世の中に訴え、生徒たちが意欲的に学習に取り組むことのできる学びの姿など、目に見える成果を上げることで、これからの日本が明るい未来にむかうものと信じている。

## 2. 共同研究者からの課題提起

### (1) 2022年の円安・インフレと技術・職業教育の意義

今年に入って急激に円高が進んでいる。今回の円安・インフレというのは、根底的には日本産業の競争力・供給力の衰退のあらわれである。また、日本の低金利というのも輸出拡大を狙って失敗したアベノミクスの負の遺産である。

衰退状況にある日本の産業経済の再建のために、「技術・職業教育の意義」を最近、再発見している。現在、政府のインフレ対策としての財政支出は財源を国債の増発によって賄っている。国債は日銀によって買い取ってもらわなければ暴落してしまう。日銀が買い取ることにより資金供給がなされ低金利が継続する。よって、これがインフレ・円安の要因になってしまう。インフレ対策ではありながら、インフレの要因にもなってしまいうという大きなジレンマを抱えているのが、わが国のインフレ対策の状況である。

こうした状況の中で、従来の産業構造・貿易構造は機能不全に陥っている。従来の産業・貿易構造は、主に電機・自動車の輸出によって外貨を獲得し、その獲得した外貨で食料やエネルギーを輸入するという構造であった。しかし、2010年代のアベノミクスの失敗により、もはや日本は輸出では稼げない国になってしまった。

このような状況を打開するためには、食料・エネルギーを国内・地域内で供給できる生産力の拡充が不可欠である。半農半〇化、いわゆる6次産業化、再エネ兼業といったものは、農業教育と商業教育の融合といったものにつながるものがある。また、製造業に関しては工業教育の課題でもあるが、自動車産業のように国内の下請けを切り捨てるといった状況の中で、地域産業・地域社会のニーズに対応していくことが、製造業に関しても求められている。

地域産業の担い手を育成するために高校の職業教育への期待は、ますます高まっていると考えている。日本の産業・経済を立て直すために、技術・職業教育の意義を改めて認識しているところである。

### (2) 技術・職業教育の担う役割

今回は、STEAM教育に視点をあてて報告したい。STEAM教育とは、Science（さまざまな物事に好奇心を持つための役割）、Technology（プログラミング学習等による「論理的思考力や課題解決力」）、Engineering（産業で必要となる「生産力」や「空間的把握能力」の育成）、Art（自由な発想力や想像力、作品を生み出すことによる「想像力」、自分のイメージや考えを言語化・表現・伝える力）、Mathematics（公式などの法則から「論理的思考力」）、この5つの頭文字をとった教育で、これらの科目を縦断的に学ぶことを通して人材育成を図る教育である。次世代の児童・生徒・学生が、資源制約・環境制約のもとで「技術」によって持続可能な社会を実現していくためには、STEAMの資質能力を持った人材を育成する教育が必要である。「育てたい能力・資質」として、①「問題解決の基本となるSTEAMの基礎的な知識・技能」、②「合理的な

問題解決や新しい表現・関係を創造する力」、③「新しい価値創造や社会貢献に向かう実践力」を養うことが挙げられる。

まとめとして、技術・職業教育の担う役割として、次の5つ挙げておきたい。

- ・技術・職業教育における『不易流行』
  - 不易（知識・技術など不変の原理原則）
  - 流行（トレンド、AI、IOTとの融合、プログラミング）
- ・産業のニーズを色濃く反映した人材教育
- ・「生活や社会における事象」
  - 「技術との関わりの視点」
  - 「社会要求、安全性、環境負荷、経済性などに着目し技術を最適化」
  - 「職業教育・技術分野ならではの学び」
- ・文理の枠を超えた学びとしてのSTEAM教育
  - 初期：STEAM教育にArts（デザイン・感性）を加えたもの
  - 近年：リベラルアーツに基づいて、芸術・音楽・文学・歴史などを取り入れあらゆる問いを創造的に解決していく
- ・STEAM教育による教科横断型教育の重要性
  - STEAM教育を実践していくために
  - 技術・職業教育は、重要な役割を果たしていくと考えられる

### III まとめと今後の課題

今回の研究集会は、技術・職業教育（中学校の技術科、高校の職業科）の必要性というものを再認識する貴重な機会となった。

現在の技術科の「技術」とは、かつての『ものづくり』の「技術」ではない。ものの見方や考え方を鍛え、社会の中にある「技術」を評価していくことだと言われるが、授業時間が制限されている中で、新しいものへと移行していくという過渡期にある。これまでの『ものづくり』を生かしつつ、プログラミングや制御といった情報に関わる内容を組み込んでいく工夫が大切であることを確認できた。

専門高校の再編に関しては、再編により新たな個性を持った高校が生まれてくることに期待したい。個々の高校の特性を維持しつつ「地域の特性に沿った高校教育」という観点を大切にして教科の垣根を低くし、文理融合、教科横断的な授業内容を前向きに取り入れるという考えも大切であることを確認した。特に、総合技術高校については、強制される専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を逆手にとって学科の枠を超えて、持続可能な社会をどう実現していったらよいかを追究できる高校としての総合技術高校の可能性について討論し、活発な意見交流ができた。

今回も昨年に引き続き、完全オンラインでの分科会開催となった。事前提出レポートは1本（中学校）あったが、分科会の開始時刻になってもレポーターの入室はなかった。参加者は共同研究者2名、高校と中学校からそれぞれ1名の計4名という極々少人数での分科会となったが、役員からの課題提起に続き、共同研究者から時間をかけて丁寧に課題提起をしていただいた。途中10分間の休憩を挟み、常に顔が見えるかたちで約3時間、じっくりと意見交流ができた。

今年度は、県教組からの役員が選出なされず、高校の役員についても集会当日の都合がつかず欠席が相次ぎ、運営面で大きな不安を抱えての開催となったが、無事に終えることができ、安堵している。

何より、参加者が少なかったことが残念でならない。

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 12 分科会

# 学校保健

# 第 12 分科会 学校保健

共同研究者：柳澤祐子先生 有賀美恵子先生

## I 討議の柱とレポートのテーマ

### 1 【レポートのテーマ】

#### ① ICT 機器を利用した歯科保健指導

上の原小学校 上原夕輝さん

#### ② 自分の気持ち、感情と向き合おう

山王小学校 本間真紀さん

#### ③ 月経に関わる学びあい～月経講座を実施して～

中野立志館高校 宮本由香里さん

### 2 【討議の柱】 養護教諭の専門性と子どもたちの成長を小中高で考える

#### ① 保健指導に、ICT を取り入れることの良い面、また端末が子どもたちに与える影響

#### ② 子ども達が、自分の様々な気持ちを肯定的に受け止められるための養護教諭の役割

#### ③ 子どもたちが、主体的に身体に向き合う性教育とは

## II 報告と討議の内容

社会情勢から社会が抱える課題のしわ寄せが子どもや学校に襲いかかり、余裕のない学校現場であるが、子どもたちが主体となり子どもの求めに応じた、学校・家庭・地域との連携体制づくりについて共に考え、学んでいきたいと思いますと課題提起された。複雑化する社会において、学校だけで対応するのは、その子の根本的な課題に寄り添うことが難しい場合がある。子どもたちの健康課題を受け止められる養護教諭が軸となり各機関との連携体制を構築しながら子どもたちを支えることが私たちに求められていると提案された。また、2023年度から本格実施される「生命（いのち）の安全教育」という性犯罪・性暴力対策を推進する教育プログラムについて、性教育の視点から、包括的性教育を展開していくチャンスととらえ、どう進めていけばよいか、お互い学びあい、議論を深めていくことの必要性について触れられた。

上原さんのレポートでは、なかなか養護教諭は ICT 研修などの対象者にならないことが多いが、歯科保健指導に ICT 機器を取り入れた授業を実践した。自分の口腔内をカメラで撮影して、Google フォームで歯垢や磨き残しの多い場所をアンケートし、クラス内の結果を見える化した。ICT 機器を使った指導は、自分の口の中を画像で実際にすぐ見えるなど興味関心を引き出しやすいメリットを感じた。さらに、子どもたちがしつけられではなく、納得して取り組むには、歯垢と食べかすの違いについて、子どもたちに伝えることが重要との共同研究者からのアドバイスもあった。

本間さんのレポートでは、自分の気持ちや感情に「カラーモンスター」という絵本をきっかけに気づくことを願いとした実践を報告した。ネガティブな感情もポジティブな感情も全部感じていいんだよというメッセージを伝えたかったという指導内容に、自校でもやってみたい、中高生にも必要な内容であるという意見が出た。子どもたちが自分の気持ちを言語化できた時に不調が少なくなるなどの経験から、気持ちを言えること、気持ちを出せる保健室の大切さなどが議論になった。

宮本さんのレポートでは、生徒会保健委員を中心に行った「月経講座」についての実践が報告された。参加希望者を募り月経のしくみを中心に、女性ホルモンの役割を知る内容で、体調管理について指導した。参加者の中には男子もいて、男女一緒に月経について学ぶことができた。こうした取り組みが、高校でもされることについて、称賛する声が多かった。自分の身体について主体的に学ばせたいという養護教諭の願いから、子どもを信じてなげかけたことが素晴らしいとの意見が出た。また、生理用ナプキンの配布について、小中高でどのように取り組んでいるか現状が話し合われた。小中高で養護教諭の願いやねらいが違う中、情報交換できたことは大変よかった。

### Ⅲ まとめと今後の課題

本年度もオンラインでの分科会となった。参加者は昨年よりやや減少し、役員と県教組常任委員が主であった。県教組内では支部長あてに県教研の日程や分科会内容を案内した。しかし、参加申し込みの仕方がわかりにくいなどから参加者数は伸びなかった。また、支部教研が中止になる支部も多く、レポートの確保に苦労した。その中でも、出されたレポートはすべて保健指導を中心にしたもので、コロナ禍においても養護教諭の仲間が保健指導の取り組みを継続させていることに、元気をもらえるものだった。また、小中高の養護教諭が一堂に会して話し合う機会は少ない中で、グループセッションの中でそれぞれの学校の様子を話し合えたのは貴重であった。グループセッションの司会を役員で行い、記録発表を県教組常任委員にお手伝いいただき、大変ありがたかった。討議の柱についての事前提示がなかったこと、グループの配置や人数の設定などについて課題があった。来年度に引き継ぎたい。

役員はオンラインで事前のシミュレーションを行い、当日は責任者以外は自宅等から参加した。新型コロナウイルス感染症の感染者が、県内で増加している時期の中のオンライン開催は、不安なく参加できる機会になった。今後も、このような開催方法が検討されるだろう。気軽に参加できる利点はあるが、内容が深まる討議の仕方については、今後検討が必要である。共同研究の先生方には、貴重なアドバイスや書籍の紹介を頂け、大変参考になった。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 13 分科会

# 総合学習・生活

# 第13分科会 総合学習・生活科

## I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

討議の柱：子どもたちに育みたい力や経験から考える総合的な学習・生活科

- |                             |        |        |
|-----------------------------|--------|--------|
| (1) 課題提起                    | (高社小   | 川澄 和俊) |
| (2) わくわくひみつきち～とっておきの場所にしよう～ | (川島小   | 宮田 祐輔) |
| (3) 清内路の“食”の魅力大発見！          | (清内路小  | 金井 和也) |
| (4) 歌ちゃんファミリーが見つないでくれたもの    | (箕輪中部小 | 山田 竜平) |
| (5) これまでの総合的な学習の時間から学んだこと   | (丸子中央小 | 岩本英美里) |

## II 報告と討議の内容

### (2) わくわくひみつきち～とっておきの場所にしよう～

川島小の宮田祐輔先生からは、1年生と2年生各1人からなる複式学級での生活科の授業、秘密基地づくりについての実践発表があった。教室の目の前にあるスペースに秘密基地を作りたいという子どもたちの願いから立ち上がった学習である。活動が始まると、基地を作る場所で思い思いに遊びながら活動に浸っていく子どもたちの姿が見られた。その中で「先生、〇〇はないんですか？」「先生△△がほしい！」と、基地を作る材料を欲しがると子どもたちの声が多く聞こえるようになった。材料があれば子どもたちの活動がもっと広がるのではないかと考えた宮田先生は、ロープや布、ごさなど活動が広がりそうな材料を用意した。1学期の様子と比べると、子どもたちから進んで活動する様子が増えた反面、自然のものを使わなくなってしまったのでは？という宮田先生の振り返りが本実践における討議の中心となった。

生活科・総合的な学習において、子どもたちの活動が停滞してしまうことは少なくない。しかしその中で、子どもたちにきっかけを与え、どのように活動が進んでいくのか見守っていくのも教師の重要な役割である。今回の学習では、活動に困っていた1年生の児童が、材料を選ぶ2年生の児童の姿を見て自ら動き出した姿が見られた。教師に言われて動くのではなく、子どもたちがお互いの姿から学びを深めていったこの場面は、宮田先生の教師としての行動が生んだに他ならないのではないだろうか。

### (3) 清内路の“食”の魅力大発見！

清内路小学校の金井和也先生からは、豊かな自然の中で学ぶ「清内路学」での実践について発表があった。信州の伝統野菜として認定された79種類の野菜のうち、清内路で育てられているものが5種類もある。そこに目を付けた金井先生と子どもたちは、自分たちで育てた清内路かぼちゃを使って調理することを計画して学習をスタートさせた。活動の中で子どもたちは、清内路の「人・もの・こと」に触れ、課題を自分事として捉えながら学びを深めていったが、その中で子どもの主体性を大切にしながら教師がどのタイミングでどの程度出ていくのかという金井先生の振り返りが本実践における討議の中心となった。

子どもの願いに沿った材や「人・もの・こと」との出会いが総合的な学習にとって重要になる。しかし、子どもの意識に任せすぎてタイミングを逃してしまったり、活動が停滞してしまったりすることもある。時には教師がきっかけを与え、子どもたちの視野を広げてあげることも必要である。畑をサルに荒らされてしまうトラブルに見舞われるも、地域の方の協力で清内路かぼちゃを手に入れ、試作を繰り返した

がおいしいクッキーを作ることに成功したのは、子どもたちと地域の人たちをつないだ金井先生の出があってこそだったのではないだろうか。

#### (4) 歌ちゃんファミリーがつないでくれたもの

箕輪中部小学校の山田竜平先生からは、羊の歌ちゃんと子どもたちが過ごした実践について発表があった。羊の生活について調べ学習をしたり、小屋を作ったりすることを経て子どもたちは歌ちゃんとの生活をスタートさせた。歌ちゃんと過ごす中で、歌ちゃんの爪切り、子羊の出産、去勢、小屋の拡張など様々な経験をした子どもたちは、羊たちとお別れする日を迎える。この日、ある女子児童の感想文に書かれた歌ちゃんとの生活に対する後悔の気持ちを知り、山田先生は驚いた。今までの学習を見取る中で、その女子児童に後悔の気持ちがあるとは思いもしなかったからだ。この山田先生の経験から、「子どもを見取るとはどういうことか？」ということが本実践における討議の中心となった。

子どもの“行動”を見取ることを心掛けている教師は多い。ただ、子どもの“内面”を見取ることではできるのだろうか。子どもたちと学びを共にする中で、子どもの気持ちに思いを寄せることはできても、真に子どもの気持ちを理解するのは大変難しいことである。今回の山田先生のように、子どもの思いがあふれ出た時に初めてできる「見取り」もある。それに気づくことができた時、我々教師にとっても大きな学びがあるのではないだろうか。

#### (5) これまでの総合的な学習の時間から学んだこと

丸子中央小学校の岩本英美里先生からは、「将来にむけて誰かのためになること」をテーマに、トウモロコシを栽培し、販売した実践について発表があった。自主学習でトウモロコシの育て方について調べたり、地域の方の支援してもらったりしながらトウモロコシを育てた子どもたちは、地域の直売所でそれらを販売した。皮ありと皮なしどちらで売るか、そのメリットデメリットは、買いたい人の気持ちはどうかなど、様々なことを考えながら販売したトウモロコシはあっという間に完売した。そこで得た収益をどのように活用していくか、というところで、探究的な学習における4つのプロセス（課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現）が本実践における討議の中心となった。

総合的な学習のみならず、この4つのプロセスは子どもたちが学びを深めていくうえで重要なものである。岩本先生の学級では、5年時に学習した地産地消を関連付け今回のトウモロコシ栽培に挑戦した。また、4年時に学習した難民問題と関連付け、収益の寄付先を検討しているとのことだった。総合的な学習の中で4つのプロセスをサイクルしていくことはもちろん重要であるが、その中にこのような教科横断的な要素を組み込むことは、子どもたちの学びを深めていくために非常に効果的である。日頃の学びを点としてではなく線でつなぐのは、子どもの意識を大切にしたい日頃の教材研究なのではないだろうか。

### Ⅲ まとめと今後の課題

本研究会の4つの実践を受け、共同研究者の善元幸夫先生からおまとめをいただいた。子どもは色々な考え方から解放され、無分別にものを考えられると善元先生は語る。それは、子どもは教師から教えられるだけの存在ではなく、自ら学びを深めていける存在であるということである。子どもたちは学校の中だけでなく、地域や家庭、あるいは自然の中で世間的な生活を既に送っている。その中で見つけた疑問を取り上げて学習する機会が、今の教育現場にどのくらいあるのだろうか。子どもたちが生きていく中で見つけた問いを追求する、それこそがこれからの生活科・総合的な学習に求められている。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 14 分科会

学校づくり・教育課程

## 第 26 分科会

高校改革・入試制度

# 第 14 分科会 学校づくり・教育課程

## 第 26 分科会 高校改革・入試制度

### はじめに

本分科会は「学校づくり・教育課程」と「高校改革・高校入試制度（特設分科会）」とを共同・合同することで、より広い視野での問題点の掘り下げと、広く一般参加者を募ることをねらい、昨年度より合同開催となった。

## I 討議の柱とレポートのテーマ

### 討議 I 討議の柱：長野県の高校改革

課題提起「高校再編の経過と取り組み」

原 貞次郎（信州の教育と自治研究所）

レポート「総合技術高校 再編・整備計画について」

原 将俊（高教組本部）

### 討議 II 討議の柱：2年後から始まる高校入試制度

課題提起「高校改革をめぐる国の政策と長野県の政策」

武者一弘（中部大学）

レポート「長野県の高校入学者選抜制度の経過」

林 茂樹（高教組本部）

レポート「中学校の現場から見た新しい高校入試制度」

宮澤弘至（東部中学校）

## II 報告と討議の内容

討議 I の課題提起では長野県の第 1 期・第 2 期高校再編の経過と信州の教育と自治研究所の活動を振り返った報告がされた。高教組のレポートからは「第 1 期再編計画」から「第 2 期再編・整備計画」までの経緯が説明された。第 1 期の計画は「少子化」への対応、第 2 期は「新たな教育の推進」と「新の高校づくり」という二つの基本理念をもとにした計画となった。現在【三次】案が示され第 2 期計画の全容が明らかになった。

第 1 期計画は県民の反対で再編が凍結されたところもあり、研究所のその後の調査で明らかになった点は、地域が作った学校という意識、地域から都市部への進学負担増、小規模ゆえのメリット、特色ある学校づくり、地域・住民の学校参加、小中学校も存続の危機感を抱いている等々である。

第2期計画では専門高校の「再編・整備計画」について、異なる専門学科の統合や異なる大学科を融合した新たな学科の創造を検討するとされた。総合学科高校・総合技術学校の負担増は明らかであり、すでに計画立案にむけた外部との折衝や内部会議の多忙化が始まっている。負担軽減には定数増が必要だが、「高校標準法」の壁があり困難な面がある。

第2期再編計画への対抗的教育運動の困難点として、少子化に伴う「学校集約・統廃合」の風潮には抗しがたく、学校規模も「大きいことはいいこと」という考えに、小規模の良さを訴えきれないことがある。再編計画の問題点として、長野県という地形条件を考慮しない通学条件を無視した定通の縮小統廃合計画であること、専門校の乱暴な統合、放課後のない多部制高校、教育の目的が「人材の育成」であることを県も言うてはばかりらず、普通科の解体の長野県版ともいえるような計画であることが明らかになった。

地域の学校としてどのような高校像が求められるのか、普通科の多様化が国家政策の「多様化」に取り込まれるのではないか、もう一度見直してみる必要がある。かつて重要視すべきであるとされていた、力強く生きるための「共通・共同」的教養・学びがどんどん切り捨てられていき、いま、「個別最適の学び」が強調されるなか、共通教養論・「共通・共同」性をどう担保するかが高校と高校教育に問われている。

再編計画が進むと長野県の高校はやがて50数校になり、普通科のない自治体（市）が生まれる。また中学の現場からの、高校の多様化への中学生の関心は低く、実際は特色より普通科を目指す生徒が多く、再編・整備計画に中学生が置き去りにされているという指摘は重要である。

課題提起Ⅱでは、「高校改革をめぐる国の政策」について、Ⅰ教基法・教育三法の改正による、管理統制型の教育の動きについて。Ⅱ文科省による教育改革プランの限界。Ⅲ経産省と内閣府による教育改革。「教育再生実行会議」提言について。Ⅳ愛知県の県立高校再編と公立高校入試改革についての報告がされた。

レポートでは「全国と長野県の高校入試」の経過・概要・問題点（前期学力検査、後期面接試験、システムの中学校生活への影響、激化する多忙化）の報告、「中学校の現場から見た新しい高校入試制度」では、一定の評価ができる点もあるが、やはり前期学力試験による「学力向上」圧力が様々な問題の原因になることや後期面接による「主体的に学習に取り組む態度」の評価への疑問についての報告がされた。特に県教委から中学生に送られたメッセージの、中一のうちから入試を意識づけさせようとする圧力、将来への不安を煽って学びに向かわせようとする姿勢については中学生の夢を奪い、入試に縛り付けようとする大変な問題があることが指摘された。

### Ⅲ まとめと今後の課題

当分科会は「教育課程・学校づくり」と「高校改革・高校入試(特設分科会)」との共同・合同開催分科会として行われた。前半では「高校再編」をテーマにして、第1期・第2期高校再編の経過と信州の教育と自治研究所や高教組の活動を振り返った。後半では「新たな高校入試」を柱にして、全国の動向に照らしながら、今後考えられる現場や受検生たちの負担について討議した。参加者は最大時で15人だったが、一般市民や保護者の参加は残念ながら今年度はなかった。

共同研究者からはこの教研集会や教育を考える会の活動の場が「学校づくり」「教育づくり」の場となるよう、学校再編・教育課程改革・入試制度改革への取り組みを、住民や場合によっては生徒も一緒に考えていく場にしていくことが求められているという指摘と、入試改革も高校再編もこれで終わりではないので、裾野を広げるような取り組みをこれまで以上にやっていく必要があることが指摘された。一般の方を交えての議論のためには日曜日開催のほうがよいのかもしれない。

高校入試については、中学対高校の構図にしてはならないことが大切で、中高の接続が逆接ではなく、より順接の関係へもっていかなければならない。今回の入試制度改革の本質は高校選抜権の強化になっている。そうあってはならない。中学をより良い中学生生活を送れる場にし、高校もよりよい高校にしていく展望を持って今後の問題に取り組むべきであるとの指摘があった。

来年度への課題として、①保護者や市民との交流の場を設けたい。そのためにも対面またはハイブリッドが望ましいこと。現場の声がもっとほしいこと。②レポート数が著しく少ないことが懸念されること。③長野県の高校改革運動の論点整理が必要であること。最後に、免許更新制廃止による新たな研修の中に、県教研の分科会が位置づけられないものか模索したい。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

# 第 15 分科会

## 生活指導

(自立と自治の指導)

# 第15分科会 生活指導

## I 討議の柱とレポートのテーマ

(1) 討議の柱：集団づくりにおける呼びかけと応答の関係をどのようにつくるか。

(2) レポートのテーマ：

- ①「本音でぶつかり思いを語れ。来歴のストーリー」
- ②「生徒の『やりたい』が形になった文化祭の実践から考える、文化祭に対する教師の姿勢」
- ③「教員生活2番目に大変なクラスです」
- ④「ギャングエイジの節目をつくる」
- ⑤「ICT教育についての一考察」

## II 報告と討議の内容

5本のレポートから、子どもたちの抱えているものを引き出して、子どもたちのやりたいことを形にする、その呼びかけと応答の関係を学び合った。それには、生徒間のお互いの言い分を聞き取りながら、それを整理し両者の合意をとってルール化していく過程が報告された。そうした過程を、学級通信を通して、保護者にも知らせながら進めている取り組みの報告もあった。また、問題を引きずっている生徒との話し合いを持ちながら、生徒の来歴に迫ってその成長支えていこうとする報告もあった。さらに、ICT教育をめぐる、明るい見通し・暗い見通しの報告もあった。十分な討議の時間はもてなかったが、子どもと先生が対話しながら、言い合いながら、作っていく、その過程の中に、子どもや先生、保護者の確かな歩みを見ることができた内容であった。

## III まとめと今後の課題

集団づくりにおける呼びかけと応答の関係をどのようにつくるか。それには、子どもたちの抱えているものを引き出して共有することや子どもたちのやりたいことを引き出して形にすることが必要であり、それをどのように創るかを、実践レポートを通して気づかされた、よい分科会であった。

今回は5本のレポートが集まったが、その確保や役員数の減少などで運営上の難しさも出て来ている。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 16 分科会

# 特別支援教育と

# 障害児の教育

# 第16分科会 特別支援教育と障害児の教育

## I 討論の柱とレポートのテーマ・氏名

### ○分科会 I 長野県の特別支援教育、通級指導教室の実践、小学校の実践

- 1 「分科会課題提起」 分科会役員；荒井一也
- 2 「高等学校における『通級による指導』から学ぶこと～『通級』の視点を通常授業に生かす～」 上伊那支部・箕輪進修高校：伊東和さん
- 3 「友だちの意見を『聴く』ことを楽しみ、根拠を持って自分の想いを『語る』授業」 大北支部・大町西小学校：河野美華さん

### ○分科会 II 中学校・障害児学校の実践

- 4 「自分でやろう(自主性)、自分からやろう(自発性)という姿勢を育てる支援のあり方」 「特別支援学級における副学籍交流のあり方」 上伊那支部・春富中学校：竹松哲さん
- 5 「楽しい学級・楽しい学校をつくろう」 上高井支部・須坂支援学校：川上徳子さん下田有輝さん

## II 報告と討議の内容

### ◎伊東レポート

- ・高校においては、通常の学級でユニバーサルデザインの授業や教室環境・合理的配慮が必要で、通級指導教室は生徒個々のニーズに特化した専門的な指導を行う。
- ・対象となる生徒は、様々なアセスメントから総合的に判断している。
- ・選択科目の一部に「替える」こともできるが、「自立活動」として教育課程に位置付け、年間7単位を超えない範囲で卒業単位数に含めることができる。
- ・生徒の実態把握→目標設定→指導・見直し→評価(成績)という指導の流れ。この間、保護者と年3回の面談を持つ。
- ・体幹・筋力・バランストレーニング・ヨガなど：「身体の動き」「心理的な安定」  
雑談・突然の質問・場に応じた声の調節：「コミュニケーション」  
他者に自分の気持ちを伝える・文章を書く方法を学ぶ・語彙数を増やす：「心理的な安定」  
手先の動き・行動予測・代替ツール
- ・通級で行っていた配慮を通常学級でも取り入れることで分かりやすい授業となる、教師自身の生徒を見る「視点」が構造化されるなどの成果が出ている。
- ・成果は大きいですが、自分の持ち時間がある中で、通級の指導も受け持っている。

### < 討議 >

- ・各教科の先生が授業の中で配慮されることが、学校全体の支援力を高めることになる。
- ・「通級による指導」を行う高校は県内に3校あるが、実践はそれぞれ様々である。スタートパックがあると良い。
- ・3校間で年1回、通級担当者会があり、情報交換している。上伊那地区では、小中学校との連携がある。
- ・「推進計画」では、課題の上位に「中学校からの引継ぎが困難」が上がっていた。地域によって違いはあるが、上伊那では、プレ支援シートで引継ぎしている。市町村との繋がりで申し送りが少なく、生徒自らステップアップしていける生徒はいいが、問題が起こってから支援の手が入るといふ生徒もいて、引継ぎに課題がある。
- ・中学校で入級していた生徒の受け入れについては、本校では入学後にアセスメントを行って支援に繋げている。社会に出ていくにあたっては、支援センター(サポートマネージャー)に繋いでいる。

- ・学校内の支援力を高めることで、他の先生の意識の高さになっている。中学校の自覚障の生徒が高校では受け入れられない県がある中で、先行的な実践と言える。
- ・学力の高い大学でも、発達障害の学生が結構いる。学校は勉強ができればOKだが、大学に来て苦しむ学生がいて、進学校でも特別支援のニーズがある。大人のADHDは集団の中で排除される傾向にあり、障害を自覚し、必要なサポートを受ける体制が必要だ。そのような意味で高校時代は曲がり角と言える。5年間の蓄積がすごい。

#### ◎河野レポート

- ・「聴く」ことの重要性を感じていたレポーターが、授業実践例を調べる中で「対話型鑑賞授業」を知った。「みる・考える・話す・聞く」という4つのプロセスを通して、自らを問い、考え続ける力を鍛えることができるのではないかと実践した。
- ・『魔法の森』（野間仁根 1934年）の鑑賞授業では、知っている動物が多く、次々に見えたものを羅列していた。他の子が見つけていない動物を探そうと盛り上がる一方、自分の気持ちや解釈に関わる意見は出にくかった。「さるの顔が怖い」と発言した児童に、「どこからそう思う」と根拠を問う質問をすると、「むーっとした顔をしているから」とジェスチャーをつけて答えた。
- ・『虫の踊り』（川鍋暁斎 1879年）では、見えたものを初回よりも多く羅列していた。「お祭りみたい」と発言した児童に、「どこからそう思う？」と問うと、「蓮の実が太鼓みたいだし、どんぐりとか楽器みたいなのを持ってるから」と根拠を持って答えた。季節を巡る発言では、滅多に発言しない児童が「秋の終わりじゃない。紅葉とかがあるから」と根拠を持って発言。教師が蟬やカブト虫に注目させると、秋か夏か意見が分かれ、大いに盛り上がった。
- ・『静物画』（ゲオルグ・フレーゲル 1600年）では、クワガタ虫が一匹描かれている謎を追う展開となり、自分の意見を膨らませたり、作者の意図に思いをめぐらせたりする発言が多く出た。
- ・『畑のお化け』（小川芋銭 1929年）では、普段、語彙の少ない児童が「雲が竜みたいに見える」と発言し、他児が感心した声を挙げた。「絵の題は何？」の問いかけに、「畑の野菜」「野菜の行進」「野菜の妖怪」等の発言が出た。
- ・成果として、①「自由な発言が許される」雰囲気が生じた。②友だちの意見を聞いて自分と違う視点に驚いたり、似た視点から発見したことを発言したりする児童が増え、言いつ放しから一步進んだ「みる・考える・聴く・話す」のサイクルができた。③根拠を持って話すことができるようになった。④「話す」ことに楽しさを感じている児童が多いが、「聴く」ことに楽しさを見いだす児童も出てきた。などがある。
- ・課題としては、集中できる時間が短いため45分の設定時間は長すぎることで、児童の実態に見合った興味を引く教材(絵)選びが重要であること、などが挙げられる。

#### < 討議 >

- ・喋りたい子が一方的に喋って終わる授業が多い中、友だちの話聞くことがテーマにならないかを感じていた。そういう意味でも素晴らしい実践だ。自閉の子は他者に感心が少ない。自己肯定感を高める意味でも有効な授業。
- ・絵を見る→考える→友に話す→聞いて意見を言うという流れになる。相手の意見を聞いて考えることは、「対話的で深い学び」に繋がる。
- ・「自立活動」として位置づける。文化に触れながら楽しくやる、気楽に喋りながらやりたいと思う。子どもの自然な気づきから育ちを支えて自己肯定感を高めていきたい。
- ・教室に入れない子に対してオンラインで授業を行っている。その裏でゲームに熱中し、依存性が高くなり、タブレットを取り上げると次の授業をボイコットする生徒がいる。

ICTの利点と欠点がある。ICTを導入することで、より孤立していく子どもたち。ねらいとは逆の方向に行っている。そのような意味でも、本実践はとても良かった。

- 作品(教材)がみんなで見ると価値があるものを選んだ良さがある。5～6歳の発達では、つじつまのある話ができる、虚構が作れるようになる段階。「根拠のある発言」の前に「根拠のない発言」はとても大切で、それをきちんと聞いてもらえる段階がとても大事である。そういうプロセスを歩む授業だ。この先生の本気度が子どもたちにも伝わっている。

#### ◎竹松レポート

- 調理活動の好きな生徒たちに「パン作り」を本格的に行い、校内の職員を対象に販売活動を始めた。また、その応用編として「ケーキ作り」と「喫茶の活動」も行った。次年度は他校へのパン販売やパン作りを媒体とした副学籍交流を行った。
- 授業では、UD化の視点はあったものの、生徒たちの活動の取り組みは活動経験の積み重ねが大きかったことがあり、UD化については今後も有効な支援のあり方として模索していくことが課題となった。
- 生活単元学習の場合、単元を学習指導要領のどこに位置付けていくか明確にしていく必要がある。
- 中学校での生単は珍しいと言われる。「合わせた指導」として4時間設定し、2時間を火曜日に、2時間を交流に充てている。
- 副学籍交流については、単に交流活動としてだけでなく、「教育目標」や「支援の方向」も共有した“授業”としてのあり方を検討していきたい。

#### <討議>

- 中学校では進路が大きなウェイトを占め、教科学習が主になっている。生単がやりにくい現状がある。生徒や学級の実態によって、生単ができる年としにくい年がある。特別支援学級担任がもう少し自分のクラスを持てるとやりやすい面もある。
- 「パンの作り方」は個々のiPadに入っていて、それをもとに作り方を一人一人模造紙にまとめ、失敗を繰り返しながらパン作りを経験していく。
- 新学習指導要領では教科を重視していて、生単から教科学習への傾向が強く、要注意だ。軽度の子どもたちを対象としている。生単が生まれてきた背景には、教科に分けることができない、教科として位置づけられないから生まれてきた。「資質・能力」の3要素：「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性」に合わせて目標を書くとすると、書きにくい、うそを書くようになる。これは、障害のない子の学力観であり、PISAを意識したエリート教育から来るもの。注意したい。
- 教科学習だけでは主体的になれない。友と願いを共有し、震災の地域と交流することを活動の中に入れた実践をしていくと、子どもたちの中に達成感が生まれたという経験がある。自主性を大事にした生単のあり方を考えていきたい。

#### ◎川上・下田レポート

- なかなか教室に入れないTくん(小1)に対し、①思いに寄り添って信頼関係を築く、②好きな場所や好きな遊びを増やして学校を「楽しい」と思ってもらえるようにする、③日常生活習慣の指導は当面諦めてゆっくりじっくりやる、というようにした。そして、小学部みんなで前庭に出てラジオ体操やマラソンをしていたが、Tくんのいるプレイルームに学年の子どもたちみんなが行って一緒に体を楽しく動かそうという「からだのじかん」の大改革をした。
- また、お散歩単元では、散歩した先に必ず楽しいことがある」という目標をもって単元

を組み立てると、距離を伸ばし、参加できる子どもたちが増え、みんなで出発して思い切り遊んでくることができるようになった。

- ・砂遊びの単元では、びしょ濡れになる毎日で、あんなに嫌がっていたTくんが着替えをすんなりとやる姿があり、必要感が大事だと思わされた。
- ・障害特性を盾に、「自閉の子は一人でいいんだよ」と安易に「個別化という名の『孤立化』」が往々にして起きてしまう。そうではなく、生活を組み立て、学級づくりをし、教育課程そのものを見直していくことが障害児教育に携わる私たちの専門性として大切。子どもと共に活動し、子どもに共感することによって、その内面を理解しようとする努力こそが、私たちの専門性である。

#### < 討議 >

- ・散歩の目的地に宝箱を置く、現地では神社の遊具で遊んでくる、という実践。運動会かけっこの競技では、カラフル君にボールを入れてくるようにして走りたくなる設定をした実践。音楽会ではギャラリーも使って演奏するなど、その先に楽しいことが待っているワクワクする気持ちを大事にしたい。学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに学校を合わせる取り組みを。
- ・障害児学校では着替えの時間が位置づけられている。本当に必要か考えさせられる。汚れたときに着替えることが必要感。「からだのじかん」の大改革は、みんなと一緒にという集団の大切さ、仲間意識の大切さを物語っている。
- ・須坂支援学校の設備がすごい。地域の子は地域で育てるという意識でできた学校で、小規模で建てられた良さがある。大きな学校は教育課程が決められていてやりにくい。その子に合わせるのではなく、教育課程に子どもたちを合わせてしまう。
- ・寄宿舎でも、下校→着替え→お風呂で着替え→寝る前に着替えと何度も着替えている。本当に必要かと感じる。
- ・学級独自の取り組みをしていると、周囲の目線が気になる、そんなことをしていると甘いんじゃないかと思われることもある。支配的な権力と戦う勇気が必要。1年生にしてみると初めての学校、何が何だか分からない真っ暗闇の世界に入る。そんな中でわずかな光が川上先生という存在。安心感を抱き、信頼関係をもとに様々な活動を通して少しずつその光が大きくなっていく。子どもの気持ちがよく分かっている。
- ・最近文科省はアクティブラーニングと言わなくなり、個別最適化を盛んに言ってICTを進めようとしている。その中でゲーム障害に陥り、立ち直れなくなる子どもたちもいる。個別化という孤立化が進んでいる。

### Ⅲ まとめと今後の課題

・箕輪進修高校の「通級による指導」は、校内の支援力がアップし、通級を受けていない他の生徒へも意識の高さに繋がっている。該当生徒にとっては大変有効であるが、実施している3校ともに、担当する教員は本来の教科授業、校内の重要な分掌（役割）を持ちながら、個々の支援計画に合わせた「通級による指導」を行うことの負担が大きいことが報告されている。

・義務教育段階の小中学校「通級」と高校での「通級」との連携のあり方には依然、課題が残っている。高校入学後、問題が起きてから支援の手が入ることもあり、事前の把握によって入学後から適切な支援を行うことの重要性が語られた。本分科会にも小中学校「通級」の担当者の参加を呼びかけ、共に考えていけたらと思う。

高校における「通級による指導」については、定時制課程だけではなく、必要のある全日制高校での今後の広がりが見えてこないことも課題である。

- ・小学校特別支援学級において、自立活動や教科学習として、有名な動物の絵を題材に、

思いを伝えたり友だちの思いを聞いたりして、表現力や聞く力を育てたいとした実践が報告された。教師の教材に対する本気度が子どもたちにも伝わり、素直な考えを自由に語ろうとする授業になった。正解のない、感じたままの思い(根拠のない考え)を語ることができ、それを周りの友だちがきちんと聞いてもらえる、そういう段階がとても大切である。このような段階を踏むことで、根拠のある発言ができるようになっていくという意味で、とても良い授業だ。

- ・中学校では、生活単元学習が珍しいと思われるほど少なくなっている。中学校では特別支援学級生徒の教育的ニーズや担任の持ち時間数などの関係から、生単に取り組める年とそうではない年がある。そのような意味でも貴重な実践報告だった。

- ・須坂支援学校は、「地域の子どもは地域で」との考えから須坂市が独自に設置した学校である。新しく学校生活を始めた1年生Tくんが、なかなか教室に入れず、日課に沿った活動ができなかったが、学習の場や日課の大改革により、日常生活の指導を当面あきらめてT君の好きな活動を保障するようにしたり、Tくんに皆を合わせて1日の始まりをプレイルームからスタートさせたりしてきた。そのことにより、同じ低学年クラスの仲間たちが仲良かかわりあい、Tくんもクラスの一員と感覚的に感じられ、みんなが楽しく嬉しい時間をみんなで共有できる時間になっていったという実践。「子どもを学校に合わせるのではなく、「学校を子どもに合わせる」という理念を大切にしたい思いが伝わってきた実践報告だった。

- ・通級指導教室を利用している小中学校のレポート発表を呼びかけ、通常学級に籍を置く児童生徒の支援のあり方を考えていけたら良い。また、高校の「通級」「特別支援教育」との連携のあり方についても、引き続き検討していきたい。

- ・文科省の生活単元学習に関わる方針が変わってきている中で、その在り方については今後も議論していく必要がある。

- ・障害児学校での実践発表は、小中学校の先生方が聞いても参考になる内容が多い。1日開催で参加しやすく、様々な立場のレポート発表が聞ける大変有意義な時間であった。

- ・障害児学校高等部卒業後の学びの場（専攻科や福祉型専攻科など）の実践発表があると良い。

- ・課題提起に盛り込まれた内容や課題を、現場でどのように問題意識を持って実践していくかが問われている。今後のレポートに期待したい。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 17 分科会

# 幼年期・低学年の 教育と保育問題

# 第17分科会 幼年期・低学年の教育と保育問題

## I 討議の柱とレポート

1. 討議の柱 幼年期・低学年の育ちで、今大事にしたいこと

2 レポート

- ① 「乳幼児期の子どもの姿と保育問題」 中野市ひよこ保育園 大西清美さん（事前掲示）
- ② 「今どき1年生って」 東御市和小学校 田中ひかりさん（事前掲示）

## II 報告と討議の内容

レポート①：「乳幼児期の子どもの姿と保育問題」

年々個別の支援、特に人との関わりに苦手さを持った子が増えている。その中で、人との関わり作りのために、当たり前な生活と様々な経験を大切にしている園での生活についての報告。「あそぶことが楽しい・やってみたいと思う生活」「身体（全身・手指）を使ったあそび」「考えたこと・思ったこと・困ったことなどを表現したり、伝える経験」「いろいろな人と関わり、ともに取り組む経験」保育を積み重ねてもこれらを獲得しにくい子が増えている中で、当たり前の日々をどう過ごすかを考えていくことが大切。また、保育を通り巻く状況として、保育士の配置基準の厳しさや賃金の低さ、人手不足などの問題もある。

### 【討議】

- ・コロナ禍で表情の見えにくいマスク生活。その後の子どもたちの発達に影響が出ないかと心配している。
- ・人とのコミュニケーションに支援の必要な子が増えている。「子ども・おとな・もの」の三項関係が大切で、子どもが物を指さしておとなを振り返り、何かを伝えようとしたとき、それを受け止めるおとながいることで安心感や発語につながっていく。そしてそれが友達や周囲への興味や関わり、コミュニケーションに発展していく。
- ・英会話はできるけれど、人とコミュニケーションを取るときにふらふらしてしまう子どもたちもいる。また、困ったことや自分の気持ちを伝えられずに、物や人に当たってしまう子も見られる。0・1・2歳の発達の保証が大切で、そのためにはそこに関わる先生たちのゆとりが必要。
- ・1年生でも何がいやかを言えずに泣き叫んだり、教室を飛び出したりしてしまう児童が見られる。選択肢を出してどうしたいのかを聞いたりするうちに、だんだん反応してくれるようになった。
- ・いろいろなことに躓きを持った子どもたちが、園でも小学校でも見られる。動きの激しい子どもたちにはつい目がいくが、おとなしい子は後回しになってしまいがち。人の手が足りないのが一番の問題点。
- ・学童の現場でも、新しい遊びや仲良しグループ以外での遊びに対して不安感を持ったり、臆病になったりする姿がある。時間が無い中で、「本当に楽しく過ごせるか？」と感じ、新しいことにとりつ

きにくいのでは？自然の物を使ったり、そこにある物で遊びに浸り混む体験をしてほしい。

- ・子どもたちの生活は、ゆとりがなくなってきた。ベブイスイミングや英語などのたくさんの習い事。その活動の様子を周囲のこと比べてしまうおとな。できる・できないで子どもを見てしまう。
- ・習い事は、親御心の表れでもあるが、子どもにとっては違う。居心地のよい体験を乳幼児期にたくさん体験して欲しい。その体験がないと自己肯定感や心も育っていかない。

レポート②：「今どき1年生って」

4月から始まった学校探検。2学期後半の今でも続いている。校長室や他学年の教室など、そこでいろいろな先生方や児童とふれあい、いろいろな人との関係作りをしている。生活科で育てているあさがおを自分の子どものように大切に育てている。間引きをするときには涙を流す姿も見られた。間引いたあさがおは、家で大切に育てている。あさがおの成長の様子をタブレットで記録している。やり方を教えるとあっという間に使いこなす1年生。タブレットやSNSなど、1年生の子どもでも案外身近な存在で心配な面も感じる。

### 【討議】

- ・保育の現場でも、子どもたちとメディアとの関係は難しい。2歳児で毎日YouTubeを見ている子どももいる。乳幼児期には悪影響なことも多く、人とコミュニケーションが取れなくなってしまう心配もある。
- ・保育園では、保護者に向けてメディアの影響なども伝える機会を持つようにしている。小さい頃にタブレットをたくさん見ていた子がいたが、保護者が意識して生活するようになり、周囲とのコミュニケーションが取れるようになった。
- ・小学校での生活がスムーズに始められるようにスタートカリキュラムが取り組まれているが、年長さんも、時間で決めて活動を進めるようになってきていると感じる。1年生もわりあい早く5時間授業が始まっている。おとなの仕事とか時間とかの都合もある。
- ・多くの子が入学してくる保育園は、自分のやりたいことに取り組む活動を主に行っている。入学後、やったことのない活動に対して抵抗感がある子どもたちも見られた。でも、周囲の友達の様子を見ながら挑戦するようになった。
- ・タブレットの良さも活動の中ではある。けれども、これまでやってきた手で書く良さもある。どの場面でどう使っていくかを考えながら使うことが大切。

### 【共同研究者】

- ・子どもたちの置かれている生活は、習い事なども多く時間が無い。それはおとなの問題でもある。
- ・子どもたちには、3つの「間」が必要。時間、空間、仲間。
- ・メディアとの関わり。幼保では、保護者向けの研修会なども行われている。小学校では、どこで、どうやって大切なことを押さえたり、伝えたりしていけるかも考えたい。
- ・子ども時代の遊びの重要性。

自由保育（久保田学）・子どもの主体的な遊びを大切にする保育＝自ら決める

主体性とは、子どもが周囲との関係のとの間に結んでいる関係の状態。例えば、「プーさんが見ているから、苦手な牛乳も飲む。」というように、他者との関係で揺れ動きながら展開していくもの。

「主体性を尊重すると集団ができない？」のではない。集団とは、本来納豆のようなもの。1つの関係が、絡まり合いながら発展していく。

- ・ネットの世界は、保護者も知らないことが多い。コロナ禍で、保護者もつらさを抱えている時代。子どもが習いごとをしている時間に、自分の時間を作れているのかもしれない。当たり前生活を、保護者とも共有していきたい。

### Ⅲ まとめと今後の課題

保育園・学童・小学校など、様々な現場での子どもたちの姿が共有でき、課題となっていることも知ることができた。コロナ禍で、おとなの生活も余裕がない様子や幼い頃から身近になったメディアの利用の仕方など、引き続き情報交換をしていきたい。また、メディアについては、健康面への影響などについても考えていくことが大切である。

また、多様な子どもたちに対応するためには、人が必要ということも共通の課題として感じられた。ゆとりを持って、子どもたちに寄り添った保育をするためには、保育現場の保育士配置基準や賃金の問題も改善を求めていきたい。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 18 分科会

青年期・定時制・

通信制の教育

## I 討議の柱とレポートのテーマ・報告者名

1. 定通制および定通制に学ぶ生徒の現状  
「課題提起」 報告者：鷲美晶夫（高教組OB・教文会議特別会員）  
補足説明：柳澤宏至（長野高教組定通部副部長・全教定通部常任・上田高校）
2. 学力について  
「ロシア国家統一試験数学の考察」 報告者：鈴木敏則（共同研究者・民主教育研究所）
3. 特別支援教育
  - 3-1 「トトロと遊ぼう 子どもの願いや思いを大切にしたい授業づくり」  
報告者：全障研長野支部 坂戸千明
  - 3-2 「平成30～令和2年度の木曾地区の中学校（養護学校中学部を含む）における特別支援学級等の卒業生の進学先について」 報告者：木曾町立木曾町中学校 安江 健  
(当日、校務で欠席につき、発表は鷲美晶夫が代わりに行った。)

## II 報告と討議の内容

### 1. 「課題提起」補足説明

- ①定通制に学ぶ生徒をめぐる現状
  - ・昨年度は、体育大会中止、生活体験は対面で行った。コロナ感染による休校や修学旅行中止の例もある。
- ②高校再編問題
  - ・総合技術高校と総合学科を作れば良い、というような再編案だ。長野東スーパーフレックス新校に長野・戸隠・長野西・長商を集約させる案だが交通の便のことを考えていない。
  - ・望月サテライト校は100人規模を想定していたが、現在180人在籍しており施設・人員とも不足している。
- ③教頭人事
  - ・60%が新任教頭で、多くが1年で異動してしまう。

### 討議内容

長野東スーパーフレックス新校に長野地区の定通制をまとめる理由は不明。以前から決まっていたようだが、箆口令が敷かれていた模様。

### 2. 「ロシア国家統一試験数学の考察」

### 報告内容

日本の定時制生徒の四分之三が数学嫌いで、①教師が嫌い②進度が速い③質的に理解できない、をその理由として挙げている。ロシアの国家統一試験は、高校卒業資格取得の為の「基本レベル」と高等教育への入学試験としての「専門レベル」とがあり、受験教科はロシア語と数学である。

国家統一試験数学の分析・考察を通じて生徒の知識の質を高める方途を探る。

## 討議内容

ロシアでは義務教育11年間（小4年、中5年、高2年）だが、同じ学校なのと学級人数が少ない（28人くらい）ので不登校は比較的少ない。

ロシアの連邦法には「特別支援を必要とする生徒についての規定」があり、指導方法も記載があるが、特別支援教育の実態については不明。

道徳教育が2008年度から始まり、その内容は愛国教育である。更に、同年から勤務評定も導入された。地域（ロシアは193の民族、156の言語がある）の文化は継承されず、ロシア一辺倒になりつつある。

### 3-1. 「トトロと遊ぼう 子どもの願いや思いを大切にした授業づくり」

## 報告内容

特別支援学校小学部の実践。コロナ禍を機にICT環境の整備が急速に進められ、能力重視・人材育成という教育観から「個別最適な学び」が提唱されている。今こそ私達が大切にしてきた、子どもの願いや思いを大切にする豊かな教育実践が求められている。

トトロのダイジェスト版動画を見る、着ぐるみのトトロの登場（出逢い）、ダンスを踊る、ねこバスに乗って校内を散歩、というストーリー性をもった展開になっている実践。少しずつ子ども達が授業に参加するようになった。

## 討議内容

学習関係に入れにくい自閉的傾向の子どもが参加するようになった。基本は「快」の体験が重要。

学校に子どもを合わせるのではなく、子どもにあった学校をつくるべき。子ども達が主人公であり、障害児教育は権利である。

コロナ禍で一斉休校の時は一番大変だった。親御さん達も疲弊していた。徐々に登校が可能になっている。

### 3-2 「平成30～令和2年度の木曾地区の中学校（養護学校中学部を含む）

#### における特別支援学級等の卒業生の進学先について」

## 報告内容

過去16年間の木曾地区の特別支援学級等に在籍していた卒業生の進学先の統計と分析。知的障害学級卒業生の進学先は木曾養護高等部、木曾青峰定時制や蘇南高校総合学科が多い。自閉症・情緒障害学級の進学先は多種多様である。併せて、進学先の対応（入試や入学後の支援体制）についても調査している。

## 討議内容

地道な調査活動による貴重な報告。今後も続けてこれからの活動に繋げたい。特別支援が必要な生徒は増加傾向にあり、全県も同様だろう。高等部の過密・過大化は深刻で、高校へ進学する生徒は全

国でもトップクラス。高校の対応についてはある程度充実してきている。県教研などでも進学先との連携を模索したい。

### Ⅲ まとめと今後の課題

#### 1. まとめの討議

- 様々な教育上の取り組みを学習し、自分の実践を違う観点から見つめ直すことができた。
- 子どもを競争に駆り立てたり、追い込むような状況がある。そうではないところからの実践を追求したい。
- コロナ禍で子ども達は家にいることが多い。自宅学習が中心になり、小学校で平仮名をマスターしていない子が大分いる。学校は行事が無く、授業ばかりで学校そのものが面白くない為、不登校や引きこもりが増加している。言葉で表現できない為小学校低学年の暴力行為が増加している。小学校高学年になると敢えて自分の意見を表明しない「静かな荒れ」という状況も生まれている。  
生徒一人一人が面白いと感じる実践を作り出したい。学校で話ができないので「ここが分からない」と言えない。分かることへの要求は強まっている。定時制や養護学校は地域ごとにあるべき。無いと経済的負担が増えるばかりだ。教頭人事だが、生徒の成長の過程を見ないのは非常にまずい。

#### 2. 今後の課題

参加者は5名（共同研究者1、定時制高校1、特別支援学校1、全日制高校1、高教組OB1）だった。一般参加が無いのは寂しい。レポートは課題提起も含めて4本。半日の日程では丁度良い本数。何れも内容の濃いレポートで充実していた。

殆どの支部教研で分科会が成立しておらず、支部からのレポートはここ数年無い。定通制現場の実践報告が無く、情報交換もできない状況は大きな課題である。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 19 分科会

# 子ども・青年と

# 進路教育

# 第19分科会 子ども・青年と進路

## i 討議の柱

レポート発表や共同研究者の加藤栄一先生（富山県立富山いずみ高等学校）の提案をもとに、それぞれの立場から意見を出し合い、子どもたちのより良い生き方につなげる。

## ii 報告と討議の内容

### (1) 長野東高校 村田直樹先生 「就職実態調査報告 高校生の進路について」

就職実態調査報告は就職差別を無くす活動として、長野県高等学校教育文化会議進路指導会が行ったもの。これまでの調査の成果として就職差別が解消の方向に向かっていることや職安が企業に対する個別指導を行うようになったことなどが挙げられた。就職の採用選考は応募者の基本的人権の尊重、応募者の能力・適正のみを基準として行うべきであり、今後も改善に向けて調査を行っていく。

#### ・面接で気になる内容について

家族構成（家族の職業）、家の資産、女性に対する結婚に関わる質問、戸籍謄本等の提出、家庭・身元調査など。

#### ・今後の課題

男女雇用機会均等への不安、雇用のミスマッチ、一次応募の結果が出ない、など。  
生徒一人ひとりに教師が寄り添えるような学校現場の体制づくりを進める。

### (2) 市立長野高校 工藤雅史先生 「2校の中高一貫校に勤務しての所感」

公立の中高一貫校3校（屋代・清陵・市立長野）の共通点や相違点についての発表。義務教育の先生に中学入試の問題を見てほしい。県立と市立でも違い、メッセージが込められている。中高一貫が小中高と違う扱いされている。また、中高一貫は「連携型」「併設型」「中等教育学校」の3種。併設型が減っている。受検のための勉強ではなく、勉強のための勉強ができるので、どんな6年間を送るのか知ってほしい。

#### <共通点>

- ・校長は中高で一人。高校教頭、中学は副校長。職員会は合同。
- ・附属中学生は「入学確約書」を提出すれば内部進学できる。他校不合格なら内部進学というのではない。転校等で転出した場合の補充はない。高校入試で募集を増やす。 など

#### <相違点>

- ・屋代と清陵は給食室ない。市立長野はある。
- ・屋代と清陵は中学から引き続き高校で担任をする場合あり。 など

### (3) 富山県立富山いずみ高等学校 加藤栄一先生

#### 1. 入試制度改革と高大接続改革→入試制度が健全でないと、学校の指導が健全にならない。

①言語力低下…ポイントを絞ってまとめられない、適切な言葉で伝えることができない、志望理由書がうまく書けない、面接ができない。文法訳読からオーラルコミュニケーションへの転換も低下の一因か。

②生徒・保護者が選ぶ・学校が選ばれるに変わってきた。生活知が貧弱。

#### ③知に向かう姿勢の劣化

- ・授業中に露骨に内職をする生徒が増加。かつては、雑談から学びへの意欲を高めた。
- ・民間が資格テスト…(例)都立高校でスピーキングテストをベネッセが実施。
- ・本来会話とは表情や言葉遣いなど、いろいろな情報をインプットしなければならないはず。

#### 2. 教師の置かれている状況

- ①多忙。勤務時間超過と持ち帰り仕事。原因は「多様な入試制度」「評価（観点別）・ICTなど政策的に教育へ介入（教育基本法の改悪）」「管理職の指示に従う雰囲気」「保護者の要求の変化」
  - ②高校現場に民間企業が露骨に介入。総合，探究活動，進路講演…。
3. 小泉・竹中の新自由主義。阿部の教育基本法改悪，全国学テアクティブラーニングなど。

### iii まとめと今後の課題

- (1)・県内の専門学校で担任が作成する調査書に親の職業記入欄あり。声を挙げていく。
  - ・学生は就職説明会に参加して，心配なことは質問してほしい。
  - ・たくさん勉強させればいいという発想が子どもたちを苦しめている。
  - ・小学校ではうるさいくらいしゃべっている。でも，最近はしゃべらない子が増えてきた。
  - ・高校生の学力・体力・社会性が緩やかに低下してきた。原因として，教育政策があるのでは。
- (2)・探求心をどうやって伸ばすのか？探求する材料はたくさん転がっている。通り一遍ではなく，自分の疑問を解消したいという子どもたちになってほしい。
  - ・長野東はオーソドックス。市立長野は現代的な教育。それぞれの持ち味を生かしてやっていく。
  - ・中高一貫の6年間で人間関係はどうなるのか。中高一貫，中高別のそれぞれの持ち味を生かしていければよい。
- (3)・管理職への付度をしない。若い先生が職員会で意見を言えないのは良くない。
  - ・同僚と本音で話す。その中でよいアイデアが出てくるのに，ICTなど次々とやるが増えて，その余裕がない。
  - ・植物を育てる感覚が必要。子どもは種子という視点。目の前の生徒から考える。子どもたちのためになることだったら時間は惜しまない。勉強って面白いと伝えていきたい。
  - ・夢や職業探しのキャリア教育の脱却「今の仕事で自分のスキルを磨きなさい。今のスキルは10年ももたない。学び続ける必要がある。今後必要なのは，自ら学ぶ力と他とつながる力と健康。」

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 20 分科会

# 平和・人権と

# 国際連帯の教育

## 第 20 分科会 平和・人権と国際連帯の教育

### I) 討議の柱とレポートのテーマ

○人権と平和に関する課題

○平和・国際連携に関する課題

### II) 報告と討議の内容

○共同研究者 大串潤児先生より

コロナは単に感染症の問題だけでなく、社会のしくみも変えてしまった。国際的変動も同時に起こった。当分科会は教科を超えた分科会。事を単純化しないために、それぞれの切り口で。戦争や平和を扱う際の教材もアップデートしていく必要がある。

○共同研究者 宮下与兵衛先生より

改憲案、国民の中に「いいんじゃないか」という気持ちが生じるのが問題。発言、議論の無い学生。皆の前でほめられることを嫌がる。コミュニケーション能力を「人に合わせる力」と思っている。だから、国会などで異論を唱える野党を「コミュ障なのでは？」とか言ったりする。意見を交わし合う力であるべきなのに。結論を出すことが目的でなく、自分の意見を持ち、発言することが大切。正解を言えないかもしれないからと発言を控える傾向。正解を常に求められてきた弊害。学校は民主主義を学ぶ場だけれど、学校は民主主義ではない。これでは身につかない。

レポート①『コロナ禍での修学旅行に向けた平和学習』（篠ノ井高・小宮山勝人先生）

高校生に主体的に平和を学ぶ機会をという視点で。コロナ禍で立ち消えた沖縄修学旅行。旅行に行かないのに沖縄を題材にした平和教育をすることには限界がある。

国語、英語等の教科書に新たに取り上げられた平和教育に関する内容について。授業での扱い方、児生の反応。その他扱いたい事（8月の大事な日についてなど）ネットから様々な情報を得ている子ども達の反応は昔とどう違うのか。

レポート②『コロナ禍における教育保障

—障害児・者と家族にかかる困難—（長野盲学校 長崎勤先生）

「触察による観察」ができにくい。ツボを学ぶ鍼の実習などでは触らないことには成り立たない。薄い手袋、サック使用、都度の消毒。模型のしよう。点字も触らなければわからない。同行も肘につかまると濃厚接触者になってしまう。

分散登校の時、どうしてもという場合は養護では受け入れていた。

関連死の中には社会的不備も要因に。この20年で公務員の削減が行われ、保健所が減った。コロナに対応しきれない。国営林も減った。森は荒れ土石流が起きる。作られた災害。

レポート③『子どもたちと考えよう ～平和や憲法～』（東御市立和小学校 今井みどり先生）

ウクライナ侵攻の報道に出てきたモルドバという国。東京オリンピックで、ぶどうつ

ながりのホストタウンになった国。本来なら色々交流できたが、せめて手描きフラッグや千羽鶴での応援をした。

憲法を学んだカルタも、鶴も、みんな日本の文化。平和のための文化。イギリスの研究で暴力事件の受刑者に罰を与えるのではなく文化に触れ内省させ、再犯を防いだ。大学生に憲法の内容を聞くと「国民の義務」とか答えるこの時代。圧倒的に権利が書いてあるのに！この実践での子ども達の感想から、主権者教育にちゃんとなっているのを感じた。

共同研究者・宮下与兵衛先生より『ウクライナ侵略を考える授業』

独裁国家の作り方、教育学、社会学専攻の学生達に一定期間民主主義を学ばせること。

日本の学校にも当てはまる部分がある。日本の民主主義は危ない。メディア支配などせずとも、新聞すら読まない学生達。社会科の教員でさえも情報をネットから得ていたりする。集団安全保障体制が最も成功しているASEANに倣いたい。国連は無力なのか。本当に守ってくれるのは軍事同盟なのか。学生に聞くと核共有に賛成が25人中二人。満州事変からの流れに似ている昨今。憲法に自衛隊を明記することに「反対」するのではなく、「わからない」と答えたのが25人中13人。賛成は4人。

共同研究者・大串潤児先生より

アメリカの傘の下で守られてきたのではなく、傘の下で一緒に戦争に加担してきたということも教えるべき。近現代史の学習は、進学校ほどできていない。

コロナだから討論の不足ももちろんだが、経験の不足を感じる。ネットでせっかく世界中の人たちとつながれるのに。コミュニケーションに対する尻込み。間違えたらどうしようという考え方。他者理解、他者認識ができていないのか。

今井先生) 休校中、学校に来る意味を考えた。いろんな子がいて、その話を聞いてみるという経験のためなんじゃないか、と思った。うまくいかなかったときに、どうしてかなと考えたり、「ぼくはこう思うんだけどな」って言える立場はとても大事。高校、大学での話を聞くと特に。

沓掛先生) 教材のアップデート、抽斗をたくさん持っていたい。修学旅行でせっかく名古屋に行くのに、東山動物園の象についての学習がされなかった。象列車をしらない世代。

大串先生) それでも平和を作っていくという情熱がやはり大事。豊かな感性。つきつめると「人を殺してはいけない」という気持ち。発達に合わせた理解の上で。一人でいたいという気持ちと他者の排除はイコールではない。相手にも自我があるということを認めたい。

宮下先生) 子ども達は不安。新自由主義の冷たい関係、コロナへの不安。隣の国からはミサイル。安心させ希望をもたせたい。子どもは(特に高校生)鬱状態になりやすい。展望をもたせることが平和教育の役目。実践はあるのだから、はたらきかけを。

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

## 第 21 分科会

# 教育条件整備

## 第 21 分科会 教育条件整備

### I 本分科会で扱われたレポートについて

#### 討議の柱 1 PTA 会計について

PTA 会計から考える

飯水支部 西倉 光人

#### 討議の柱 2 学校集金について

2022 年度学校集金アンケートに関する報告

長水支部 倉澤 かおり

学校集金の口座振替運用に伴う費用について（事例報告）

長水支部 岩方 隼人

### II 各報告と討議の内容

今年度の県教研第 21 分科会では上記のレポートが発表された。それぞれのレポートについて以下のような発表が行なわれ、参加者間で熱心な話し合いが行なわれた。

「PTA 会計から考える」では小中学校の PTA 統合に関して残余金の扱いをどうするかや、PTA 会計の支出について考えるという内容で報告された。コロナ禍において PTA では事業縮小が起きており、その結果として繰越金額が 20 万円を超える状態であった。地域住民から準会員費を集めていたことにより返金もできず、前年踏襲で予算を作成するために繰越金額が大きくなっていた。レポートを受けての話し合いでは、集金額の減額や事業の見直しで新 PTA に引き継ぐ金額を考える必要性や、地域の理解も必要であることが交流の中で触れられた。本来 PTA は単年度決算であるべきだが、そうならない状況であることも考えさせられるレポートとなった。

「2022 年度学校集金アンケートに関する報告」では長水支部内の学校にとった集金額等の結果をもとに、今見えている保護者負担や今後の運動に生かせる視点について報告がされた。アンケートの報告では、今年度から長野市内で児童・生徒の氏名印が公費化されたことが大きく扱われ、今までの要求が通ったことを喜ぶ一方で他の町村や市内の学校で扱いが違うことも触れられた。交流の中で大きな話題となったのが、入学準備金についてであった。小学校や中学校の一部では年初の支払いに対応するために入学式の時に集金をしていた。支払い内容については、公費で用意できるものや現状個人負担とせざる負えないものがその中に含まれていた。また、入学準備金を集金していない学校でも年初に納入業者より請求されているが、集金のやり方や適切な集金とする等で対応している様子も見られた。

「学校集金の口座振替運用に伴う費用について（事例報告）」では金融機関の口座引き落としに使うシステム使用料が急に請求されるようになった事例が報告された。既に保護者口座からの引き落としでは一回の引き落としにつき規定の手数料が取られている。今回これとは別に学校へ直接システムの使用料が 12 月から請求されることになってしまっ

た。金融機関側の説明によると人手不足による請求とのことであったが、かつて結んだ契約書には使用料を取らないことが明示されていた。校内では使用料を保護者負担にすることができないが、出しどころもないという状況になっている。これについて、今のところ金融機関の一支店の事情となっているが今後全県に広がっていく可能性も指摘された。PTA 会計から払うこともできるが、PTA 会計は保護者からの集金で成り立っている会計である。毎月の引き落とし手数料に上乘するのではない形での保護者負担となってしまうのを避けたいところである。システムの使用料については今後も注視していく必要がある。

### Ⅲ まとめと今後の課題

今年の分科会では、集金を中心にして学校や保護者のために何ができるかが話された。今回扱った3つのレポートについては学校集金という側面からだけでなく、就学援助等の側面からも話が出された。今後も一つの見方にとらわれない分科会としていきたい。

参加者数が増えることで更に多様な視点からの話し合いができると考えている。参加者数を増やすことは難しい課題であるが、一人でも多くの方に参加して良かったと思ってもらえる運営を続けることが大事だと思っている。連続して参加してもらえるように今後も様々なことに目を向けていくことと、自分の中の課題意識を持ち続けることを大切にしていきたい。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 22 分科会

# 学校給食と食教育

# 第22分科会 学校給食と食教育

## I 討議の柱とレポートのテーマ

(討議Ⅰ) ICTで子どもを育てることは可能か

- |                      |         |       |
|----------------------|---------|-------|
| ① 課題提起               | 岡田小学校   | 東方映里奈 |
| ② 実態調査の結果より          | 野沢中学校   | 金井 良江 |
| ③ ICTを使った授業の実践について   | 大町北小学校  | 植田 迪子 |
| ④ 行政チャンネルを活用した取組について | 岡谷西部中学校 | 伊藤 孝子 |
| ⑤ 動画編集のための情報共有       | 長峰中学校   | 今井 博美 |

(討議Ⅱ) コロナ禍での食育の課題

- ⑥ 「木曽牛給食の日」を中心に据えたカリキュラムの展開について  
南木曽中学校 木戸 章子  
(発表者 王滝小 大久保ちひろ)
- ⑦ 黙食について 岡田小学校 東方映里奈

## II 討議の内容

### グループワーク 1 「ICTで子どもを育てる」

- ・動画は、離れた場所の存在を身近にするツールとなる。  
コロナにより、見学や訪問など体験して学ぶ機会が減少しているので、具体を知らせ、言葉や写真だけではわからない情報が伝えられる。
- ・働く姿を身近に感じさせ、心を寄せることができる。(センター給食には必須)
- ・登下校の途中目に映る風景、生活の中の農業を自分ごとにする事ができる。
- ・ライブ中継でなくとも、動画として素材があれば視聴の条件に融通が利くようになる。

### グループワーク 2 「ICTで活用した実践の情報交換」

- ・会食ができないので、リモートで教室をつないで交流した。
- ・調理の様子を伝える
- ・クイズの回答をまとめ、短時間で集計でき、時間を生み出した
- ・見せる条件を整えることが困難という声が出る場合もある(中学校)
- ・タブレットなど、個人のもの使用者が多い。
- ・身近な動画編集ソフト、触ってみると難しくないものもある。
- ・動画編集ソフトやアプリは入っているもの確認する。編集操作が簡単なものが多い。

### 動画作成のポイント

- ・疑問を持たせる形で終了し、知的欲求を持たせる。
- ・短く、起承転結は必要。
- ・中学生に動画作成の活動を組み込むこと有効な手段。
- ・期間や視聴者の範囲を限定しての動画配信も設定できる（YouTube）

### 地場産物を中心に据えたカリキュラム展開（木曾牛給食）

- ・社会科 道徳 キャリア教育など 連携していける題材
- ・学校給食としては、美味しく味わうことで関心が高まる
- ・栄養教諭は、様々な活動をつなげるコーディネーター・食の専門家として題材に精通している存在。

### グループワーク 3 「黙食と学校給食」

- ・友達と会話しながら食べる会食の楽しさは得られづらくなった。
- ・食べ物と向き合う時間が確保できたので、自分の五感を意識させる指導もできる。  
例）果物の提供：「皮と実の間がおいしい」の情報提供→体験として知る。
- ・おしゃべりが減った分、集中して食べることになり、残食が減る場面もあった。
- ・教科での履修内容と食事が一体化していれば、知識の理解や定着につながっていく。

## III まとめと今後の課題

### 1 共同研究者より

(1) 福山隆志先生（西九州大学 健康栄養学科）

#### ・ICTについて

あくまでも手段。タブレットなどの使用での負の側面（視力低下 運動不足等）、また、個人情報漏洩の無い適切な使用方法や管理で人権や人としての尊厳を脅かすことのない扱い方のルールが求められる。

#### ・子どもの育ちについて

食育では、自己肯定感をもって成長する支援が柱。

困りごとを人に伝える「コミュニケーション能力」は、相談された相手側にも肯定感の高まりが生まれる。

社会で生きることは、人とつながる、人との交流が生まれる「食育」として、ICTの活用の可能性は広がる。

#### ・キャリア教育について

産業界から求められている自己責任論の1つと考える。地域の産業としてのとらえや

農畜産業のことでなければ、食との結びつきを深く追究しなくてもよいのでは。

(2) 杉木悦子先生（学校給食地産地消食育コーディネーター）

・ **学校給食の中の子どもの育ちについて**

子どもが豊かに自立していくうえで、自分自身の五感を通して知識として知る。地産地消は、地域を身近にし、自分で見聞きし、味わうことで知識となる。ICTは、豊かに自立していくための知識を与えるための「手段」のひとつ。

・ **黙食について**

学級担任の指導の内容や方法を学べるので、子ども達と黙食をする意義はある。静かに食べるので、自身が食べることと向き合う時間として、味わう体験活動の充実が図れる内容もある。

・ **キャリア教育について**

養豚場の取材など、生命をいただくことに関して、栄養士自身が感動し、子どもへ伝えることができれば、「五感を使って味わうにつながる食育」となりうる。

(3) 今後の課題

ICTの使用環境は、市町村ごと、職場ごと大きな隔りがある。教職員も、児童生徒も一人一台のタブレットが完全に行き渡っているわけではない。

また、教職員として、1台の配布があっても、調理現場には通信環境がなく、個人所有のものを活用している栄養教職員も少なくない。センター給食においては、コロナ禍、学校訪問の機会が減少し、直接子ども達との交流する機会が減少してしまい、実態把握もままならない。食材が目の中の食事のとして成立するまでの過程を自分事として感じさせるため、最大限、動画などの資料教材の利用を考えていくことが有効な手段となっている。

そして、コロナ禍にあって、これまでの給食時間に行われてきた、準備・会食・片付け方が一変した。黙食、お互いの姿を見合いながらの食事風景は消え、新たな日常として、五感を使った食体験の積み重ね方が変貌した場面も多くある。しかし、自分事となる体験と、友達同士のふれあいの中で生まれるお互いを認め合う場面など、人が人として豊かに食べる食育の場たる学校給食である。

食育として、子ども達に何を伝えなければならないのか？を常に心にとめ、より有効なICTを活用した食育の在り方を、さらに研究を深めなければならないと感じた。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 23 分科会

# 環境・公害と教育

# 第 23 分科会 環境・公害と教育

## I 討議の柱とレポートのテーマ

討議の柱として近年の気候変動や地球温暖化など様々な環境問題を抱える状況の中で環境教育をどのように捉え実践していくのかを課題とした。

レポートは、上田千曲高校の森嶋光先生から「環境負荷の少ない暮らし」と題したものと共同研究者の 2 人からミニ講義を実施して頂いた。

## II 報告と討議の内容

課題提起では、地域温暖化を始めとする環境問題が世界的に深刻な状況となる傾向が益々強まる中で今後環境教育がどのような役割を果たし環境問題の解決になるのかという意識の下に我々が教育現場で具体的にどのような実践ができるのかが求められている事を確認した。

本分科会での唯一のレポートは、上田千曲高校の森嶋光先生より「環境負荷の少ない暮らし」と題して科学と人間生活の授業における温室効果・地球温暖化についての単元の授業づくりの実践報告であった。まず、環境負荷が少ない暮らしについて次の 4 つの視点から指摘されていた。具体的には、暮らしに使うエネルギーを化石燃料から再生エネルギーやバイオマスに変えていく事、生活で排出するゴミを軽減しリサイクルできるものに変えていく事、生活で使用、排出する水を少なくし、なるべく雨水などを利用できる環境をつくる事、住宅では、断熱効果が高くエネルギーの使用を抑え、建築廃材が出ない住宅づくりに変えていく事である。特に住宅づくりについては、具体的に株式会社アトリエ DEF の事例を参考に環境にやさしい家づくりについて紹介をされた。将来家づくりをする可能性のある生徒に向けてのこのような授業づくりは、環境について考えさせる切り口になると思われ、環境教育の一つのあり方であると議論が深まった。

後半では、共同研究者によるミニ講義お願いした。信州大学の友川友先生からは「ポスト・ウイズコロナ時代の環境・健康教育」と題して講演して頂いた。コロナウイルスにも関連している事だが動物由来からの人への感染ウイルスが年々増加する中で、この増加を食い止めるには、人、動物、生態系の 3 つの健康を同時に実現する事が、カギとなる One health という考えた方が紹介され、環境と人と動物のより良い関係づくりが、大切であると述べられた。また、先生ご自身のフィールドワークであるラオスにおけるエコヘルス教育についてコロナ禍のラオスの状況も踏まえてご報告頂いた。

続いて埼玉大の曾貧先生より中国の環境教育の実践について報告をして頂いた。中国では、1995 年に月刊「環境教育」創刊され、さまざまな場での環境教育の実践を公表し、学校での環境教育の成果を展示している。また、中国全国の教師の環境教育交流の場として「環境教育」年次大会を開いている。2019 年 1 月には、第 6 回大会を開催し全国から 400 人以上の校長、教師、企業などの代表者が参加している。本報告では、大会で報告された幼稚園・小学校・中学校の実践について 14 の事例をご報告頂いた。中国と云えば環境に対してあまり関心がないイメージがあったが、本報告を聞いてイメージが変わった、最後には 2022 年より義務教育課程計画と教育課程基準が改定され環境教育の可能性を含めた重要性を指摘された。

### Ⅲ まためと今後の課題

コロナ禍の影響もあり昨年と同様にレポート数が高校からの 1 本だけであった。小中や高校で環境教育についての授業実践の報告が、聞かれない事は残念に感じる。共同研究者からのご報告にもあったように海外では、環境教育が近年重要な位置づけとし捉えられていて、日本で遅れる事の無いようにしなければならない。来年度にむけて本分科会が益々発展する事を期待する。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 24 分科会

# 現代文化

# 図書館教育

# 第 24 分科会 現代文化・図書館教育

## I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

討議の柱：子供たちのネットの現状と課題

課題提起 長野県辰野高等学校 野口 操

講演 セーフティネット総合研究所 南澤信之氏

## II 報告と討議の内容

### 【課題提起】報告の概要

#### (1) はじめに

「GIGA スクール構想」のもと 1 人 1 台タブレット端末の運用が開始され、多くの先生が授業で使用しているが、生徒が使う授業はまだ限定的である。ロイロアプリの職員研修などが始まったが、情報モラルも、生徒たちの関心も低く、図書館の情報もほとんど届いていない。教職員が学習する機会が少なすぎる。

#### (2) 図書館から見える高校生たち

SNS の影響で本を借りに来る生徒が増えた。さまざまな情報を SNS から得て、日常を豊かにしている一方で、限られた情報しか得ていないこと、そのことに気づいていないことが気になる。彼らは安易に動画をアップしたり個人情報に無頓着で、中傷やいじめで、誰もが被害者にも加害者にもなるネット社会の危うさを感じる。ただ、教員や司書の紹介した本の貸し出しが増え、生徒が人とのつながりを強く求めていることもわかる。

#### (3) タブレット 1 台時代の探究的な学び

支部教研で、大東文化大学山本宏樹准教授の GIGA スクール実践例から、積極的な活用を求める提案に共感したが、優れた実践もまだ少ないようだ。とにかく使わなければという空気だけがある。探究学習で、生徒同士での協働や体験学習が増え、職員は多忙ながらも、やりがいを感じている。ICT 機器も活用しながら主体的・対話的な学びを広められるよう、職員定数増を求める。

#### (4) 図書館で感じている課題

タブレットが導入されて、図書館の時間がある小学校では変化はないが、中学、高校では図書館の利用が減っていると聞く。探究的な学びが増えているものの、図書館、紙の資料は使われなくなっていると感じる。

本校では修学旅行の平和学習で、レポートを作成した。短時間で全員がロイロで提出できたことは評価できるが、切り貼りだけのものや参考文献が記載されていないものが多かった。去年はタブレットがなく原爆写真集をじっくり見たり体験記を読んだりする生徒が多かったので、効率性を優先すると読む機会は減ってしまうと感じる。

図書館でも読書・学習・情報のセンターとして積極的に ICT 化を進め、調べ学習の際には信頼できるサイト集を提供したり、地域資料や人の情報も提供したりしてきた。この時代に

図書館でできる授業支援を模索している。

【講演】南澤信之氏「学校図書館でできるメディア情報リテラシー」

(問題実例紹介)

・昨年教育委員会から約 300 件（いじめ 7～8 割、性の問題 1 割～2 割、様々な依存症他）相談を受けた。消費者問 40 件増。18 才成人制度で、保護者ではなく本人対応事例もあった。

・アカウントの売買から一人の生徒が複数持って、大勢でいじめているようにしたり、既読後に消えてしまうチャット利用で教職員の気が付かない授業中の投稿も多い。

・ゲーム音楽の使用著作権違反や有名人の CM や画像は高額請求をされている。教職員にも著作権違反がある。(問題集・イラストの使用など)

・動画をアップで、個人情報から本人特定ができる。スマホは電源が入ると、災害に対する備えから位置情報がわかる。

・実名を変えて入学して行事などの画像に映りこんでは困る人がいる。安易な撮影・ネットへの投稿・画像の保持の危険性を理解させる。

(学校図書館でできるメディアリテラシー教育)

著作権について

1 著作権法第 35 条（学校教育と著作権）について

(略)

2 引用について

(略)

3 著作権以外の知的所有権などの権利について

(一部略)

・肖像権、プライバシー権、アイデンティティ権、営業権等

4 楽譜について

(略)

5 著作権者について

(略)

6 2023 年 5 月に著作権法改正予定

7 質疑応答 (略)

8 事例をもとに

調べ学習について (一部抜粋)

・書籍は発行までに校閲がかかっているが、ネットは日々変わり、SNS は参考文献にならない。学術論文は公開され、裏づけがあるので資料として使える。

・本で一番大事なのは、最後の頁。引用文献、参考文献が書いてある頁。

その結論にたどり着くために活用された文献を自分で読むことが大事。国立国会図書館

も活用したい。

- ・新聞の掲示については、配慮が必要。(事件の記事など)
- ・外部講師の授業でも、著作権法第 35 条を知っているかどうか、確認必要。

#### 9 リテラシーについて

- (1) 批判的思考を。発信者の意図を知る。検証する力。反証力。置換的思考を。
- (2) ネットの情報は一部で。本の情報は結論に行きつく過程がある。

### III まとめと今後の課題

#### 参加者感想より

私は南澤先生のお話を一人でも多くの仲間に聞いてほしいと思った。図書館関係の職員は勿論のこと、すべての教職員に聞いてほしい。小中高の垣根を越えて、研修できればいい。

(青少年文化研究会は一般参加者、レポートがなく役員会を行った)

(文責) 青少年文化研究会 会長 上田 孝

No. \_\_\_\_\_

Date . . .

**第 25 分科会**

**不登校**

# 第 25 分科会 不登校

## I 討議の柱とレポートのテーマ・報告者氏名

〈第 1 日目〉

※不登校児童・生徒に対して、どのように対応すればよいか。

- ①「不登校の原因をどうとらえ、どのように対応したらよいか」

笠原 弘章さん（長野市立塩崎小学校）

- ②「教育相談室の現状から」

佐藤 富美子さん（県教組 教育相談室）

※民間の団体のとりくみから学ぶ

- ①「はぐルッポ」について

西森 尚己さん（「はぐルッポ」代表）

## II 報告と討議の内容

〈レポート 1〉「不登校の原因をどうとらえ、どのように対応すればよいか」

笠原 弘章さん（長野市立塩崎小学校）

これまで担任してきた子どもたちの中には、何人もの不登校児童がいた。児童や保護者から話を聞いたり、児童が放課後など登校して対応したりしてきたが、不登校の原因が何なのか十分にとらえることはできなかつたし、不登校を改善できたとも思えない。

コロナ禍で出席停止になる子がいる。家族が次々と陽性になり、出席停止が続き、不登校傾向になる子もいる。母親に連絡をすると「行きたくないって言っているので休ませます」「学校へ行く準備もしないんですよ。どうしたらいいですか？」と言う。支援会議で、「自分で登校する日を決めて、登校できるように後押しをしてほしい」とお願いしたのに、なかなかうまくいかない。

今は不登校の児童を学校全体で支える環境ができている。使えるもの（支援会議、校内組織、管理職、巡回指導員等）は何でも使おう。「困っている」本人や保護者と、腹を割って話そう。困ったら 1 人で悩まず、助けを求めよう。

〈レポート 2〉「教育相談室の現状から」

佐藤 富美子さん（県教組 教育相談室）

昨年度から、相談件数が減っている。不登校に対して「無理に登校させない」という意識が広まりつつあったり、校内の相談室等を含めた「居場所」もそれなりに確保されたりしているからなのか。

相談が減ったとはいえ、切実な声は届いている。本人も家族も一人で抱え込まず、相談先を見つけて相談してほしい。学校現場からは「対応したいが手が足りない。時間が足りない」「支援会議が多くなる。他の仕事も多くなる」との声も上がっている。適切な人員配置、教

員のゆとりが必要と思う。

〈レポート3〉「はぐルッポ」について

西森尚己さん（「はぐルッポ」代表）

松本市は2013年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行した。「はぐルッポ」は、条例の理念に基づき2013年5月に空いている市の教員住宅を借りて松本市と協同で運営されている公設民営の子どもの居場所である。

不登校の子どもは、学校へ行けないことに負い目を感じ、自己肯定感の低い子が多い。保護者も「うちの子はもう将来がないのではないか」などと悩んだり、周囲の目も気になったりして子ども以上に悩み苦しんでいる場合が多い。「はぐルッポ」は、このような子どもたちを受け入れ、保護者の相談に乗っている。

「はぐルッポ」は学校復帰を目的とはしていない。子どもたちが、ありのままの自分であることができる、ただいい場所として作られた子どもの居場所。子どもたちは、何もしていないことも保障されている中で自分の好きなことをして過ごし、自分で考え、自分で決めて動き始める。「はぐルッポ」は、それを待っている場所といってもいい。

スタッフは、その子がエネルギーをためて自分を取り戻し、自分で考え自分で決めて歩けるように、子どもたちがその一歩を踏み出すためにエネルギーを育むお手伝いをしている。大事にしていることは、指導やコントロールをするのではなく、子どもから必要とされたときにサポートするということ、誰もありのままの自分でいられて、言いたいことが言え、安心して失敗することのできる、そんな環境を一緒に作っていくことである。

最初は、週2日午後だけの開設だったが、スタッフの思いや、子どもや保護者の要望から、活動内容はどんどん変化し、多様な活動（はぐルッポ旅行、ボルダリング、笑顔体験教室、演劇のワークショップ参加など）をするようになっていく。さらに、保護者や教員の相談、「はぐルッポ通信」の配布、スタッフ会議、はぐカフェ、はぐルッポ親の会、畑づくり（収穫したものはおやつに）、子どもの作品の販売等の活動もしている。

しかし、スタッフの安定的な確保や、関連機関との連携、地域との関連、施設が狭くなってきた等の課題もある。少しずつ課題解決をすすめながら、大人の都合でなく、子どもたちの“いのち”を真ん中に置いた活動を、常にぶれることなく貫いてやっていきたい。

### Ⅲ まとめと今後の課題

全国的に不登校が激増している中で、何らかの政策が打たれるだろうが、「不登校のための受け皿をつくれればいい」という問題ではない。自分らしさを受け止めてくれる学校や社会が必要。地域と保護者と学校の連携について、社会全体で考えていかななくてはならない。不登校に対して、どう対処していくかが様々な立場から語られた。社会の在り方、そのものを考えていかななくてはいけない。

No. \_\_\_\_\_

Date . . . \_\_\_\_\_

## 第 27 分科会

学校社会における

ジェンダー平等を考える

# 第 27 分科会 ジェンダー平等の教育

## I-1 討議の柱①

「ジェンダー教育実践について～寺町晋哉先生のご講演を中心に～」

- ・ジェンダー教育実践の実例・ジェンダー教育実践の課題
- ・〈教師〉であることをふまえたジェンダー教育実践に必要なこと  
講演 寺町晋哉先生（宮崎公立大学）「〈教師の人生〉と向き合うジェンダー教育実践」

## I-2 討議の柱②

「包括的性教育について～実践レポートを中心に～」

- ・正に関する必要な知識の伝達や考える機会の確保について
- ・「性的同意」について高校生にどのように伝え、教えていくか
- ・生徒たちが性の問題を自分事として捉えるための工夫  
実践レポート 野沢南高校 大日方光さん

## II 報告と討議の内容

### 【討議 I 講演】

「ジェンダーと教育」等をテーマに研究している寺町晋哉先生の講演を中心に前半は進められた。タイトルにある「ジェンダー教育実践」というのは寺町先生の言葉である。それは授業・制度はもとより、学校での生徒や同僚との日常的なやりとり、自分自身のジェンダー観すべてを含む考え方であり、組織的・制度的（＝フォーマルなもの）、個々の教員の判断（＝インフォーマルなもの）の二つの軸がある。さらにそれは、単発の授業や取り組みに終わるのではなく、日々の教員と子どもたちの間、子どもたち同士や教員同士のやりとり、そして何より教員の中に存在するジェンダーバイアスをもあぶりだすものであることが指摘され、その上で、ジェンダー教育実践の具体例が示された。

ジェンダー教育実践は、教員自身の価値観や知識、経験に左右され、また自身の生き方や人生が問われるものである。ジェンダーの話に正解はなく、何をもってジェンダーバイアスとするのかの基準は人によって異なる。また実践の中で自分自身のジェンダー観が可視化され、間違いを指摘されることもある。大切なことは、私たち誰もが周囲から大量のメッセージを浴び続けており、ジェンダーから自由に育つことはほぼ不可能なジェンダー化された人生を歩んでいること、また私たちの考え方や価値観は自身の人生経験に制限されており、一定の限界があることを認めた上で自分の人生を振り返ってみることである。また異なる価値観を持つ同僚とは空中戦にならないよう、目の前にいる子どもたちに何ができるのかという共通の目的を持ってジェンダーの課題に対する目線をそろえ、子どもたちとのやりとりの中から互いのジェンダーバイアスを振り返り共有していくことが必要である。

Q) 問題意識を持っていない生徒に、構造的な問題を伝えていくときのアプローチは？

A) 選択はしているけど、選択肢そのものがどんどん狭まっている。社会的なものが自分たちに影響を与えていること、選択肢が制限されていること、自分のせいではないことを響く層である子どもたちに丁寧に伝えていくことが大切。

Q)デート DV の講座を 10 年ほど続けているが校内の意識が変わらず、突破していくのが難しい。性的マイノリティも増えている感覚があり、守ってやらなければいけないが、萎えてしまう。どう自分を奮い立たせたらよいか。

A)内部で理解が得にくい時は別の場で発信し、問題意識やしんどさを共有できる仲間を持ち、地道に仲間を増やすことが大切。また正しさを押し付けることには危うさもある。「私はこう思う」の押し付け合いではなく、子どもを真ん中にして目線をそろえることも大切。

Q)授業でも時事問題を取り上げてきた。女子はいろいろ考えている。社会構造が変わらない中で、この先生徒に何を伝えていったらいいか？

A)日々の積み重ねも大切。思い切った一歩を踏み出すことも時には必要。社会構造は簡単には変わらないけど、社会構造をつくるのも人。この社会構造を伝える一方で、その中で個人の選択が狭められていることも伝える。みんなにやさしい社会をつくらないと、みんなだんだんしんどくなりませんか？その一つのアイテムがジェンダー。

## 【討議 II 実践報告】

後半は前任の小諸商業高校定時制と現在の野沢南高校定時制で、HR や社会科の授業の中で試行錯誤しながら性教育を実践している大日方光さんの報告を聞いた。「同意紙芝居」「避妊」「セルフプレジャー」など、動画や独自の資料を用いて、知識とともに生徒たち自身に考えさせる内容の実践は、性の知識がない生徒たちに対して何とかしなければという危機感に突き動かされて始まったものだったが、学校が変わると保護者・生徒の反応が全く異なり、苦情も入るようになったとのレポートに、寺町先生から「性の問題は人によって距離感が違うものであり、受け止め方も違う。直接的なことだけではなく、性的同意を紅茶の例えを使って伝える有名な動画のように、ずらして伝えることも時には必要では。また担任ではなく、専門家に伝達してもらおうと、伝えたいことがより伝わるということもあるかもしれない」との助言があった。また野沢南の生理の貧困の問題や二者協議会についても話題になった。

## III まとめと今後の課題

ジェンダー教育について、男性研究者のお話を聞くことができ、私たちもそれぞれの持ち場でやっと思えたのがよかった。私たち一人ひとりが自分自身の生き方や考え方を問われる内容の講演、討議であり、改めてジェンダー教育の大切さと難しさを感じた会となった。12月4日の総合研究会ではNPO 法人ピルコン理事長の染矢明日香さんの講演と伊那北高校・中村万里菜さんの実践報告を予定している。性教育は人権教育であり、すべての人の生命や人生に関わる問題であるが、日本ではそのような認識は広がっていない。学校

の中でも発信を続け、仲間を増やし、気づきを広げていきたい。

2022 年度

# 県教研要項

# 2022年度長野県教育研究集会

～いっしょに話ませんか 子ども、学校、教育を～

- 1 期 日 2022年11月5日（土）
- 2 会 場 全体集会・分科会ともにオンライン実施
- 3 主 催 長野県教職員組合連絡協議会  
長野県教職員組合 長野県高等学校教職員組合  
長野県私立学校教職員組合連合 長野市立高等学校教職員組合  
信州大学教職員組合連合 長野大学教職員組合  
長野県立大学教職員組合
- 4 基本方針 「平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」
- 5 基本的態度
  - ・憲法・子どもの権利条約にもとづき、平和を守り真実をつらぬく民主教育の内容・方法を明らかにし、その充実をはかります。
  - ・学問・研究・教育の自由を擁護し、自主的な研究・実践と交流をすすめます。
  - ・幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学間の連携を強め、父母・県民と共同して長野県教育の充実発展に努めます。
  - ・児童・生徒と保護者との共同、県民のみなさんの参加を積極的に呼びかけ、開かれた大きな研究集会へと発展させ、今日的な教育課題の解決をともにはかります。
- 6 全体集会・分科会
  - 11 / 5（土） 9：45～12：00 全体集会（開会行事・記念講演）
  - 13：30～15：10（100分）分科会Ⅰ（途中、適宜休憩）
  - 15：20～17：00（100分）分科会Ⅱ（ 〃 ）分科会 200分

## 長野県教育研究集会 年表

年 度	県 教 組	高 教 組	私 教 連	信大教組・ 市立教組・ 県立大教職組
'51 (昭26)	○日教組 第1回研究大会(日光)にオブザーバー参加			
'52 (昭27)	○日教組 第2回研究大会(高知)に、信教に委嘱した研究をもって参加			
'53 ( 28)	○日教組 第3回研究大会(静岡)に分科会・テーマごとの研究委員を委嘱して参加 県本部で委員の発表会を行う(第1次県教研)			
'54 ( 29)	○日教組 第4次全国教育研究集会を長野市で行う ○全国教研に先立って松本市源池小で県教研を開催(第2次)	○第1回集会を 1月長野市で開催		
'55 ( 30)	○第3次 長野市南部中で開催	○第2次 長野市で		
'56 ( 31)	○第4次 諏訪市城南小(信教と共催)	○第3次 松本市で		
'57 ( 32)	○第5次 上田一中(信教と共催)	○第4次 上田市で		
'58 ( 33)	○勤評闘争で共闘をしたのを契機に共催(信教は後援)、松本市清水小・中で開催			
'59 ( 34)	○長野市柳町中で(信教は後援)			
'60 ( 35)	○第8次 信教と共催して上諏訪中・高島小で開催	○第7次 松本美須ヶ丘高校で		
'61 ( 36)	○第9次 上田二中、清明小で(信教と共催)	○第8次 諏訪二葉高校で		
'62 ( 37)	○第10次 清水小・中で( " )	○第9次 上田高校で		
'63 ( 38)	○第11次 柳町中で( " )	○第10次 長野高校で		
'64 ( 39)	○第12次 上諏訪中で( " )	○第11次 松本県ヶ丘高校で		
'65 ( 40)	○第13次 上田第一中で( " )	○第12次 諏訪清陵高校で		
'66 ( 41)	○第14次 清水中で( " )	○第13次 上田東高校で		
'67 ( 42)	○長頭組発足、第15次を長野南部中で信教、長頭組と共催	○第14次 長野吉田高校で		
'68 ( 43)	○第16次 下諏訪中で(信教、長頭組と共催)	○第15次 塩尻高校で		
'69 ( 44)	○第17次 上田二中で( " )	○第16次 諏訪実業高校で		
'70 ( 45)	○第18次 清水中で( " )	○第17次 上田染谷高校で	○第1次集会を 更級教育会館で	市立教組は 高教組教研 集会に参加 してきた
'71 ( 46)	○第19次 柳町中で( " )	○第18次 長野工業高校で	○第2次 文化高校で	
'72 ( 47)	○第20次 上諏訪中で( " )	○第19次 松本美須ヶ丘高校で	○第3次 塚原高校で	
'73 ( 48)	○中教審答申に対する見解の相違で単独開催。 第21次 上田三中	○第20次 長野高校で	○第4次 更級教育会館で	
'74 ( 49)	○ながいあいだの希望であった合同開催が実現。県教組第22次、高教組第21次、私教連第5次、長野市裾花中、長野工業高			
'75 ( 50)	○県教連主催で小中高大一貫した教研集会の実現。名称も「長野県教育研究集会」とし、松本市立丸			

'76	( 51)	○ 県教連主催	○ 長野市西部中、長野高、長野吉田高で開催
'77	( 52)	○ "	○ 松本市女鳥羽中、松本美須々ヶ丘高、社会文化会館で開催
'78	( 53)	○ "	○ 上田市市民会館、上田三中、染谷丘高校
'79	( 54)	○ "	○ 諏訪市文化センター、城南小、二葉高校
'80	( 55)	○ "	○ 須坂市民会館、長野市西部中、長野高校
'81	( 56)	○ "	○ 松本市社会文化会館、松本市清水中、美須々ヶ丘高校
'82	( 57)	○ "	○ 上田市民会館、上田第三中学、上田高校
'83	( 58)	○ "	○ 諏訪市文化センター、城南小学校、諏訪清陵高校
'84	( 59)	○ "	○ 長野県民文化会館、東部中学校、長野東高校
'85	( 60)	○ "	○ 松本市市民会館、女鳥羽中学校、松本美須々ヶ丘高校
'86	( 61)	○ "	○ 上田市市民会館、上田第四中学校、上田千曲高校
'87	( 62)	○ 県教連に長野大教組が正式加盟し、県教連の構成は七団体となる。(県教組・高教組・私教連・市立高教組・信大教組・県短大教組・長野大教組)	
		○ "	○ 長野県民文化会館、古牧小学校、長野工業高校
'88	( 63)	○ "	○ 諏訪市文化センター、諏訪中学校、諏訪二葉高校
'89	(平 1)	○ "	○ 松本社会文化会館、松本旭町中学校、松本県ヶ丘高校
'90	( 2)	○ "	○ 上田市市民会館、上田第一中学校、上田東高校
'91	( 3)	○ "	○ 諏訪市文化センター、上諏訪中学校、諏訪清陵高校
'92	( 4)	○ "	○ 須坂市文化会館、長野市立北部中学校、長野吉田高校
'93	( 5)	○ "	○ 松本社会文化会館、旭町中学校、松本美須々ヶ丘高等学校
'94	( 6)	○ "	以降、2日日程で開催 ○ 上田北小学校、上田染谷丘高校、上田市文化センター、上田高校同窓会館(プレ集会を開催)
'95	( 7)	○ "	○ 諏訪中学校、諏訪実業高校、諏訪市文化センター、諏訪市民館( " )
'96	( 8)	○ "	○ 長野工業高校、裾花中学校、勤労者福祉センター、高校教育会館、長野市民会館( " )
'97	( 9)	○ "	○ 松本市社会文化会館、旭町中学校、松本美須々ヶ丘高等学校( " )
'98	( 10)	○ "	○ 小諸文化センター、小諸商業高校、小諸東中学校、佐久創造館( " )
'99	( 11)	○ "	○ 岡谷市民総合体育館、岡谷東高等学校、岡谷東部中学校、ホテル岡谷( " )
'00	( 12)	○ "	○ 長野市若里市民文化ホール、長野東高校、三陽中学校、長野教育会館( " )
'01	( 13)	○ "	○ 長野県松本文化会館、松本深志高校、旭町中学校、松本市勤労者福祉センター( " )
'02	( 14)	○ "	○ 上田東急イン、上田千曲高校、上田市立第四中学校、上田勤労者福祉センター( " )
'03	( 15)	○ "	○ 伊那文化会館、上伊那農業高校、伊那北高校、伊那市民会館( " )
'04	( 16)	○ "	○ 長野県民文化会館中ホール、長野工業高校、長野市立裾花中学校、ホテル信濃路( " )
'05	( 17)	○ "	○ 長野県松本文化会館、旭町中学校、松本県ヶ丘高校、本郷小学校体育館( " )
'06	( 18)	○ "	○ 上田市立第一中学校、上田東高校、丸子文化会館セレスホール( " )
'07	( 19)	○ "	○ 諏訪市文化センター、諏訪中学校、諏訪清陵高校、諏訪湖ハイツ( " )
'08	( 20)	○ "	○ 更級農業高校、長野俊英高校、篠ノ井市民会館、信州大学教育学部( " )
'09	( 21)	○ "	○ 松本美須々ヶ丘高校、清水中学校、長野県松本文化会館
'10	( 22)	○ "	○ 東御清翔高校、東部中学校、サンテラスホール
'11	( 23)	○ "	○ 諏訪実業高校、上諏訪中学校、諏訪市文化センター
'12	( 24)	○ "	○ 長野高校、北部中学校、清泉女学院大学・短期大学体育館
'13	( 25)	○ "	○ 旭町中学校、松本深志高校、キッセイ文化ホール
'14	( 26)	○ "	○ 上田市立第六中学校、長野県上田千曲高校、上田創造館
'15	( 27)	○ "	○ 伊那市立春富中学校、箕輪進修高校
'16	( 28)	○ "	○ 長野市立櫻ヶ岡中学校、長野工業高校、若里市民文化ホール
'17	( 29)	○ "	○ 松本市立女鳥羽中学校、松本県ヶ丘高校、キッセイ文化ホール
'18	( 30)	○ "	○ 上田市立第二中学校、上田高校、サントミューゼ
'19	(令 1)	○ "	○ 諏訪市立諏訪南中学校、長野県諏訪実業高校、諏訪市文化センター
'20	( 2)	○ "	○ 長野県高校教育会館(全体集会・分散会を半日でオンライン開催、分科会中止／当初長野東高、三陽中学に会場依頼)
'21	( 3)	○ "	○ 長野県教育会館(1日日程による完全オンライン開催／当初は長野東高、三陽中学に会場依頼)
'22	( 4)	○ "	○ 長野県高校教育会館(1日日程による完全オンライン開催／当初は松本美須々ヶ丘高、女鳥羽中学校に依頼)
'23	( 5)	○ "	

## 分科会構成

No.	分科会	共同研究者	分科会役員
1	国語教育	小池 由美子 (大東文化大学) 吉田 綾子 (長野県作文の会)	藤森 祐介 (仁科台中学校) 小山 洋一 (長野商業高校) 高橋 誠人 (中野立志館高校) 遠藤 博史 (丸子修学館高校) 金井 和義 (屋代高校) 出野 牧子 (岡谷南高校) 中村 富貴子 (箕輪進修高校) 湯野 寛隆 (諏訪二葉高校)
2	外国語活動・外国語教育	中村 洋一 (清泉女学院短期大学)	丸山 大樹 (飯山高校) 竹村 英美 (青木小学校) 室井 明 (須坂高校) 柴田 健次 (小諸商業高校) 輪湖 洋輔 (松本蟻ヶ崎高校) 須野原 美香 (中野西高校)
3	社会科教育	駒村 哲 (信州大学教育学部) 桂木 恵 (上田小県近現代史研究会)	小出 猛世 (三郷小学校) 田澤 秀子 (上伊那農業高校) 村田 直樹 (長野東高校) 市川 尚智 (野沢南高校) 宮坂 正議 (松本県ヶ丘高校) 上條 隆志 (上田染谷丘高校) 春日 雅博 (伊那弥生ヶ丘高校) 仁科 利明 (大町岳陽高校) 小池 大樹 (富士見高校) 綿内 真由美 (屋代高校) 工藤 ジュン (中野立志館高校) 鈴木 実 (県立歴史館)
4	算数・数学教育	濱 恒弘 (数学教育協議会) 板垣 賢二 (日本福祉大学)	宮川 康浩 (仁科台中学校) 平栗 静児 (高陵中学校) 小林 一久 (山ノ内東小学校) 植松 明彦 (諏訪実業高校) 小山 徹 (篠ノ井犀狭校) 金井 文明 (上田東高校) 岡崎 和弘 (飯田OIDE長姫高校) 田村 敏彦 (上田染谷丘高校)
5	理科教育	三石 初雄 (教育科学研究会) 竹下 欣宏 (信州大学教育学部)	桑山 雅徳 (梓川小学校) 渡邊 秀史 (辰野中学校) 松井 聡 (上田染谷丘高校) 木下 通彦 (飯田OIDE長姫高校) 黒岩 寛明 (長野吉田高校) 駒津 憲雄 (中野西高校) 八代 貴志 (長野南高校) 矢口 裕 (長野東高校) 林 新 (篠ノ井高校) 花岡 秀樹 (岩村田高校) 黒澤 瑞穂 (丸子修学館高校) 西村 明巳 (屋代高校) 寺尾 真純 (岩村田高校) 鮫島 太郎 (長野西高校) 山本 淳一 (諏訪清陵高校)

## 分科会構成

7	音楽教育	中山 裕一郎（東京福祉大学） 蟹澤 恵子（教育相談室）	清住 真達（松本美須ヶヶ丘高校） 小林 千佳（飯山養護学校） 本島 香織（伊那弥生ヶ丘高校） 齋藤 宏子（須坂創成高校）
8	書写・書道教育	小林 比出代（信州大学教育学部）	小林 小百合（長野西望月サテライト高校） 小玉 佳菜子（豊科高校） 胡桃澤宣光（本部）
9	技術・職業教育	川久保 英樹（信州大学教育学部） 村上 研一（中央大学商学部）	有賀 優樹（箕輪進修高校） 小池 晃（南安曇農業高校） 池田 敏之（須坂創成高校） 川上 忠志（穂高商業高校） 西澤 敏英（穂高商業高校）
10	家庭科教育	知識 明子（家庭科教育研究者連盟）	新井 勇太（箕輪中部小学校） 日下 美保（白馬高校） 赤羽 嶺（阿智高校） 丸田美保子（屋代南高校） 小林和美（小諸商業高校） 中宮由紀子（屋代高校）
11	保健体育教育	平田 和孝（学校法人明星学園） 岩田 靖（信州大学教育学部）	松井 敦（三郷小学校） 大野 総子（清水中学校） 小山 吉明 料治 正和（田川高校）
12	学校保健	柳澤 祐子（りんごっ子保健室キャラバン隊） 有賀 美恵子（長野県看護大学）	丸山 真由美（信州新町中学校） 尾崎 芳子（日義小中学校） 奥原 樹理（仁科台中学校） 熊谷 雪子（芝沢小学校） 遠藤 あゆみ（穂高北小学校） 宮本 由香里（中野立志館高校） 林 幸子（諏訪清陵高校） 小林 由香利（松本工業高校） 山岸 まなみ（上田高校）
13	総合学習・生活科	善元 幸夫（目白大学）	川澄 和俊（高社小学校） 植木裕大（山ノ内西小学校）
14	学校づくり・教育課程	植田 健男（花園大学社会福祉学部）	菅沼 達勇（下高井農林高校） 吉田 章（田川高校） 原 将俊（本部） 林 茂樹（本部）
15	生活指導(自立と自治の指導)	中沢 照夫（中込中学校）	井出 岳（中込中学校） 児平 修一（野沢南高校） 倉科 浩彰（須坂高校） 柳澤 俊文（松代高校）
16	特別支援教育と障害児の教育	三木 裕和（立命館大学産業社会学部）	荒井 一也（山形小学校） 本島 裕士（松本盲学校） 竹田 靖（御代田中学校） 北原 恵美（箕輪進修） 宮澤 まどか（高遠高校）
17	幼年期・低学年の教育と保育問題	影浦 紀子（松山東雲女子大学）	吉越 栄子（波田小学校） 今井 みどり（和小学校） 柳 智子（木島小学校）

## 分科会構成

18	青年期・定時制・ 通信制の教育	鈴木 敏則（民主教育研究所）	安江 健（木曾町中学校） 坂戸 千明（稲荷山養護学校） 柳澤 宏至（上田高校） 田中 孝（長野西高校） 望月 映（松本蟻ヶ崎高校） 鷲美 晶夫（特別会員） 山崎 真佐男（下諏訪向陽高校） 丸山 剛峯（特別会員）
19	子ども・青年と進 路	加藤 栄一（富山県立富山いづみ高等学校）	中村 敬次（下氷鉋小学校） 南波 秀治（下諏訪中学校） 西澤 清文（特別会員） 工藤 雅史（市立長野高校） 鈴木 実（県立歴史館） 村田 直樹（長野東高校） 中澤 東樹（上田高校）
20	平和・人権と国際 連帯の教育	大串 潤児（信州大学人文学部） 宮下与兵衛（東京都立大学）	吉越 敦子（和小学校） 宮下 直哉（中沢小学校） 小宮山 勝人（篠ノ井高校） 渡邊 絵（松本深志高校） 井出 健（野沢南高校） 池上 宏（田川高校） 上條 晋（本部）
21	教育条件整備	小澤 浩明（東洋大学社会学部）	西倉 光人（栄中学校） 内山 到（特別会員） 丸山 稔（特別会員）
22	学校給食と食教育	福山 隆志（西九州大学） 杉木 悦子	小林 明美（飯山市中学校給食センター） 東方 映里奈（松本市東部学校給食センター）
23	環境・公害と教育	曾 貧（一橋大学） 友川 幸（信州大学教育学部）	小松 純也（千曲東小学校） 石川 伸次（松本筑摩高校） 小池 晃（南安曇農業） 西澤秀夫（特別会員） 寺島 彰（長野西高校望月サテライト）
24	現代文化・図書館 教育	南澤 信之（セーフティネット総合研究所）	中村 仁志（高社小学校） 小町谷 康（飯山高校） 塚田 智彦（松代高校） 村澤晃（長野商業高校） 井出 芽久美（野沢北高校） 祖父江 信一（岡谷南高校） 押野 佳明（松本県ヶ丘高校） 野口 操（辰野高校） 平沢 恵美子（軽井沢高校） 竹腰 史佳（南安曇農業高校） 中村 智子（屋代高校） 井原 通夫（松本美須ヶ丘高校）
25	不登校	内田 宏明（日本社会事業大学）	笠原 弘章（塩崎小学校） 佐藤 富美子（教育相談室） 遠藤 恵美子（教育相談室） 島田 均（登校拒否・不登校を考える全国ネット ワーク）

## 分科会構成

26	高校改革・入試制度	武者 一弘（中部大学） 原 貞次郎（信州の教育と自治研究所）	宮澤 弘至（東部中学校） 中村 富貴子（箕輪進修） 内山 由香里（伊那北高校） 宮本 和夫（特別会員）
27	学校社会におけるジェンダー平等を考える	寺町 晋哉（宮崎公立大学）	中村 万里菜（伊那北高校） 河合 智子（辰野高校） 中村 富貴子（箕輪進修高校） 内山 由香里（伊那北高校） 河西 綾（本部）

# 教研集会役員氏名

集会委員長 清水 幸広（県教組）  
 事務局長 内堀 守（高教組）  
 事務局次長 胡桃澤宣光（県教組）  
 担当書記 香山 菜穂（県教組） 河西 綾（高教組） 聲山 佐和（高教組）

## 企画推進委員

県教組 清水 幸広 胡桃澤 宣光 水上 均  
 香山 菜穂 牛山雄斗（松塩筑）  
 高教組 細尾 俊彦 内堀 守 原 将俊 唐澤 佑作  
 河西 綾 聲山 佐和 寺尾真純（教文議長）  
 滝川敦子（松筑）  
 私教連 今井 裕一  
 市立高教組 工藤 雅史  
 信大職組 新村 正明  
 長野大職組 久保木匡介  
 県立大職組 荒井 聡史

## 実行委員

係	担当者(県教組)			担当者(高教組)		
総務	清水幸広	胡桃澤宣光	香山菜穂	細尾 俊彦	内堀 守	聲山 佐和
				河西 綾		
HP	胡桃澤宣光			唐澤佑作	河西 綾	聲山 佐和
				新楽祐幸	下平祥之	大久保宏英
会場	南澤直樹 中川優子 山崎真奈			新楽祐幸		
				全員		
機器操作	近藤拓也			新楽祐幸	唐澤佑作	
司会				黒澤さと子	林 茂樹	
	岩下啓	高木美幸	◆今井正広			
当日対応	深澤啓子	山崎祐貴	寺嶋美紀	齋藤奈月	下岡英樹	
会計	金井真紀	村澤加奈子		下平祥之	大久保宏英	宮崎考司
				近藤 正	上條 晋	
情宣・記録				原 将俊	宮崎考司	
	鷺澤香織					
講演会	全員			全員		

**【制作】 長野県教育研究集会事務局**

**【2022 年度担当】**

長野県高等学校教職員組合 教文部

〒380-8790 長野市県町 5 9 3

長野県高校教育会館

Email : [naganokokyoso@educas.jp](mailto:naganokokyoso@educas.jp)